# 参考資料

# 参考資料 1 先行調査研究による養護老人ホーム・軽費老人ホームの現状

## 1. 養護老人ホームの現状

#### (1)入所者の状態像

# 【養護老人ホーム入所者全体】

現在の養護老人ホームの主な利用者層は自立又は軽度要介護の高齢者であるが、重度の要介護状態にある高齢者も一部見られる。また、認知症高齢者の日常生活自立度 II 以上の割合は約 40%、精神疾患・障害等(統合失調症、うつ・躁うつ、アルコール依存等)を抱える割合は約 10%を占めており、入所者の生活課題が非常に多様化している実態が窺える。

## (要介護度、認知症高齢者の日常生活自立度、障害・疾患の状況)

- ・養護老人ホーム入所者の要介護度は、自立者・軽度要介護者(要支援1~要介護2) が各々35%、重度要介護者(要介護3以上)が14.5%。
- ・認知症高齢者の日常生活自立度は、自立が 27.4%、 I が 18.0%、 II 以上が約 40%を占める。
- ・障害の状況は、身体障害が 17.6% (うち視覚障害 1.5%、聴覚障害 2.8%)、知的障害 が 5.4%、精神障害が 10.3%、軽度発達障害・その他が 1.2%。
- ・疾患の状況では、「認知症」(25.4%)のほか、「統合失調症」(8.8%)、「うつ・躁うつ」 (6.3%)、「不安神経症」(5.4%)、「アルコール依存」(2.4%)などの精神疾患を抱え る入所者も少なくない。

#### (行動等に関する状況)

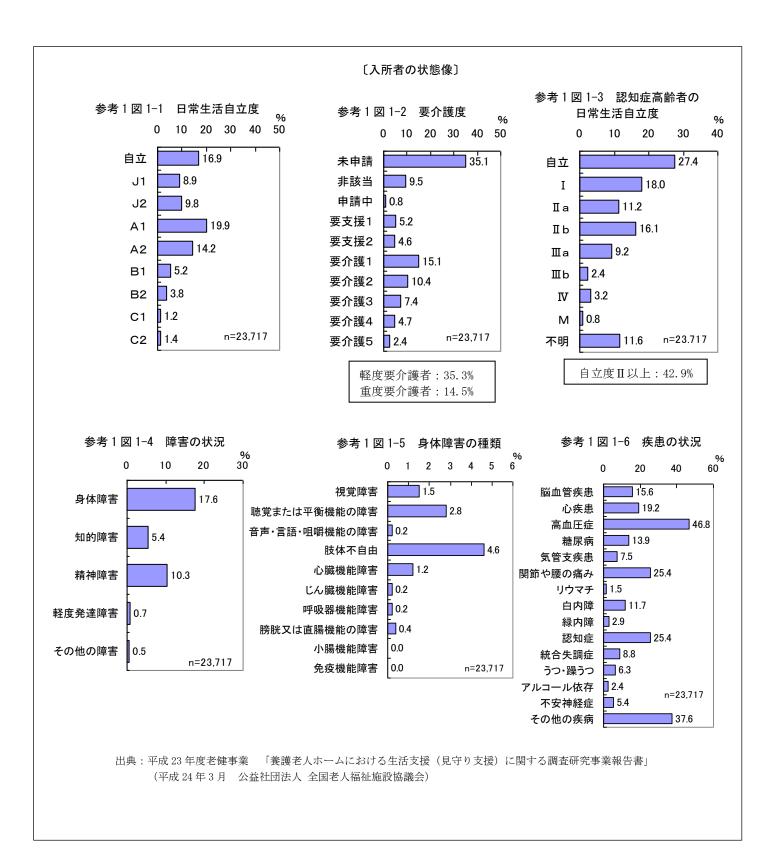
- ・「特定の物や人に対する強いこだわりがある」、「パニックや不安定な行動がある」入 所者が各々15~20%。また、コミュニケーション支援を要する入所者も一定割合みら れる。
- ・「気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力も低下することがある」(15.4%)、「一日中横になっていたり、自室に閉じこもって何もしないでいることがある」(15.7%)、「他者に対して疑い深く否定的であることがある」(14.7%)など、精神面での支援を要する入所者も少なくない。

#### 【地域別】

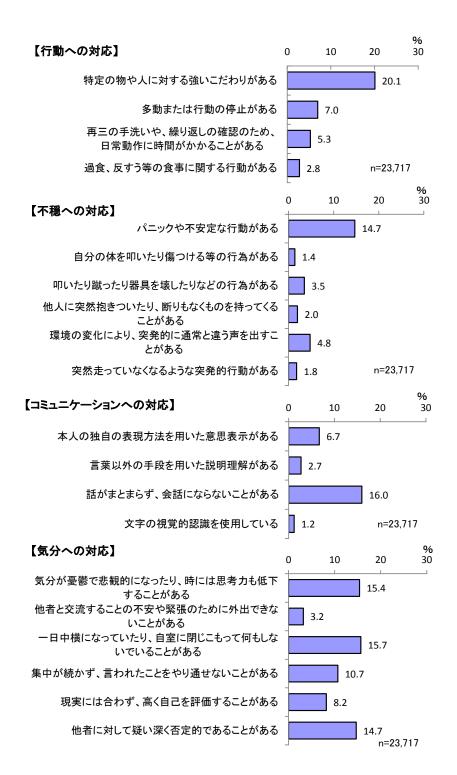
- ・施設入所者の中に占める重度要介護者の割合は、「指定都市・23 区」では 10.7%、「その他の市」では 13.8%、「その他」地域(町村部)では 15.3%。認知症高齢者の日常生活自立度(II以上)も同様の傾向にある。
  - ⇒ 地方の養護老人ホームほど介護ニーズの高い高齢者が入所(介護施設化)
- ・一方、精神保健福祉手帳取得者および精神科を継続的に受診している入所者が 10% 以上いる施設の割合は都市部ほど高い。

#### 【設置運営主体別】

・重度要介護者や認知症高齢者(Ⅱ以上)の割合は、社会福祉法人立の施設ほど高い傾向があるが、地域別に比較した場合ほどの差異はない。



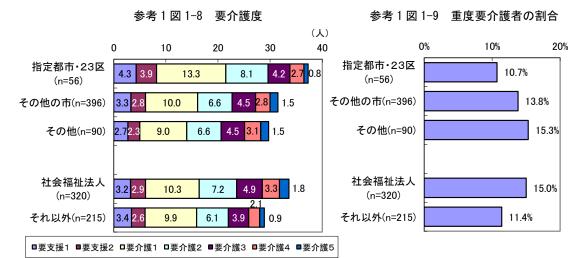
# 参考1図1-7 入所者の行動等に関する状況



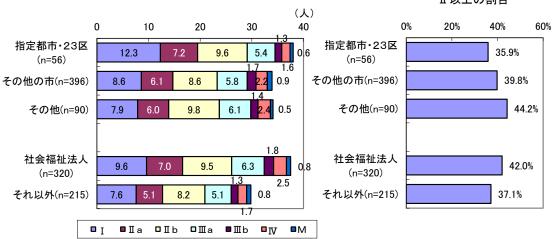
出典: 平成23年度老健事業 「養護老人ホームにおける生活支援(見守り支援)に関する調査研究事業報告書」 (平成24年3月 公益社団法人全国老人福祉施設協議会)

# [地域別・設置運営主体別にみた入所者の状態像] ※地域別にみた「その他」は町村部、設

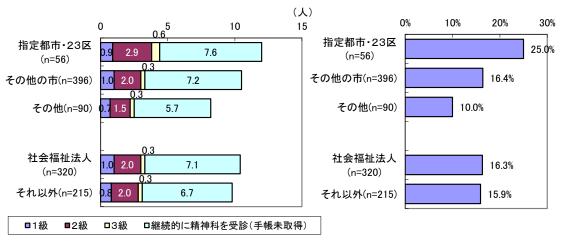
※地域別にみた「その他」は町村部、設置運営主体別にみた「それ以外」は、 地方公共団体等である。



参考1図1-10 認知症高齢者の日常生活自立度別入所者数 参考1図1-11 認知症高齢者の日常生活自立度 II以上の割合



参考 1 図 1-12 精神疾患を有する入所者数 参考 1 図 1-13 精神疾患・障害者割合が 10%以上の施設

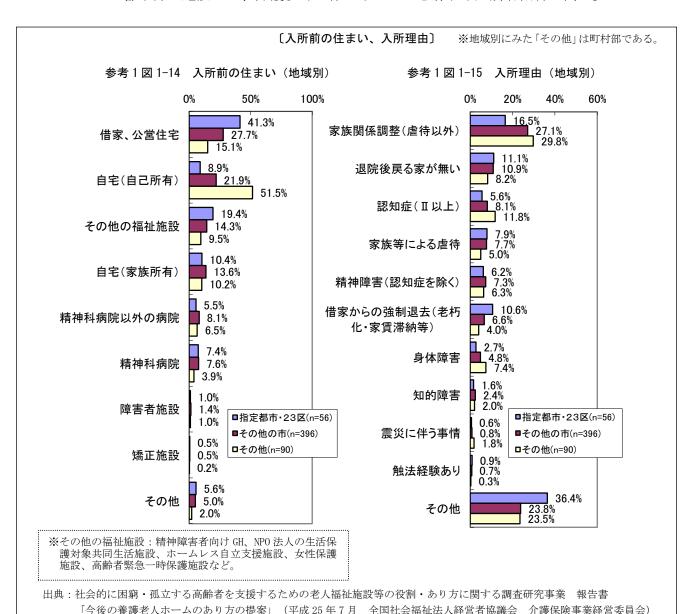


出典: 社会的に困窮・孤立する高齢者を支援するための老人福祉施設等の役割・あり方に関する調査研究事業 報告書 「今後の養護老人ホームのあり方の提案」(平成25年7月 全国社会福祉法人経営者協議会 介護保険事業経営委員会)

#### (2) 入所前の住まい、入所理由

## 【地域別】

- ・入所前の住まいは、「指定都市・23 区」の施設入所者では「借家、公営住宅」が最も多く、地方の施設入所者では「自己所有の自宅」の割合が高い。また、都市部の施設ほど「その他の福祉施設」からの入所割合が高い。
- ・入所理由は、地方の施設では「家族関係調整(虐待以外)」が最も多い。また、「認知症」や「身体障害」等の理由による入所割合も都市部に比べて高い。(社会資源が相対的に少ないことが影響している可能性あり。)
- ・地域別で比較してみた場合、「指定都市・23 区」の施設入所者の入所理由は「借家からの強制退去」や「その他」の割合が最も高い。「その他」の中には、障害者施設や救護施設、特養等の施設退去者やホームレス等も含まれていると考えられる。
  - ⇒ 都市部の施設ほど、介護以外の様々なニーズを有する入所者割合が高い。



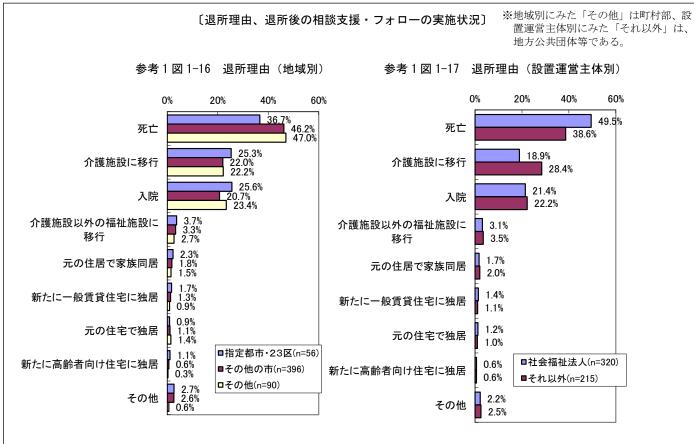
### (3) 退所理由、退所者への支援

#### 【地域別】

・都市部に比べ、地方の施設では「死亡」による退所割合が高く、退所者の約半数を 占める。

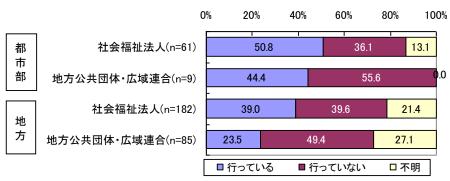
## 【設置運営主体別】

- ・社会福祉法人立の施設では、退所者の約半数は「死亡」退去である。
- ・また、社会福祉法人立のうち約 40%の施設では、退所後の相談支援・フォローが実施されている。



出典:社会的に困窮・孤立する高齢者を支援するための老人福祉施設等の役割・あり方に関する調査研究事業 報告書 「今後の養護老人ホームのあり方の提案」(平成25年7月 全国社会福祉法人経営者協議会 介護保険事業経営委員会)

参考1図1-18 退所後の相談支援・フォローの実施状況

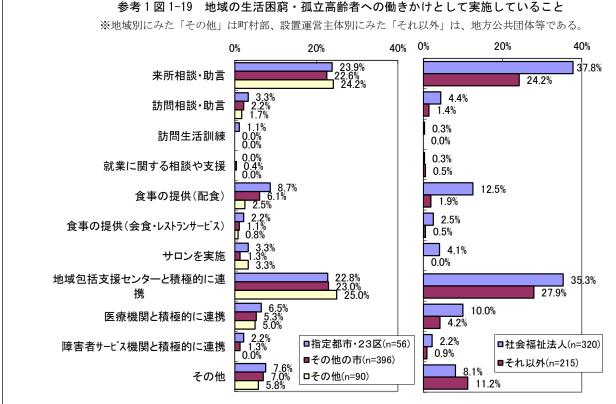


出典: 平成23年度老健事業 「養護老人ホームにおける生活支援(見守り支援)に関する調査研究事業報告書」 (平成24年3月 公益社団法人全国老人福祉施設協議会)

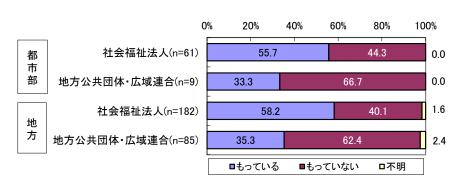
## (4)地域の高齢者への支援

## 【設置運営主体別】

- ・地域の生活困窮・孤立高齢者への働きかけとして行われている支援は、「来所相談・助言」や「地域包括支援センターと積極的に連携」が主であるが、これらはそれ以外(公設)に比べ社会福祉法人立の施設での実施割合が高い。
- ・「サロン」活動や「食事の提供(会食・レストランサービス)」など、広く地域の高齢者を巻き込む形式の活動を実施している割合は、社会福祉法人立の施設でも少ない。



出典: 社会的に困窮・孤立する高齢者を支援するための老人福祉施設等の役割・あり方に関する調査研究事業 報告書 「今後の養護老人ホームのあり方の提案」(平成25年7月 全国社会福祉法人経営者協議会 介護保険事業経営委員会)



参考1図1-20 地域の相談窓口としての機能の有無

出典: 平成23年度老健事業 「養護老人ホームにおける生活支援(見守り支援)に関する調査研究事業報告書」 (平成24年3月 公益社団法人全国老人福祉施設協議会)

# (5) 施設及び居室・設備の状況

## 1) 施設の状況

## 【地域別】

- ・「指定都市・23区」の施設のうち8割は、社会福祉法人が開設・運営している。
- ・「指定都市・23 区」の施設では、それ以外の地域に立地する施設と比べ定員規模が 大きく、入所率も高い施設が多い。また入所待機者がいる施設も半数を超えている。

### 【設置運営主体別】

- ・社会福祉法人が開設・運営する施設とそれ以外(公設)の施設では、定員規模に大きな差はないが入所率に差がみられる。
- ・社会福祉法人立の施設では併設施設・事業所を有する割合が高く、半数程度が外部 サービス利用型特定施設入居者生活介護の指定を受けている。

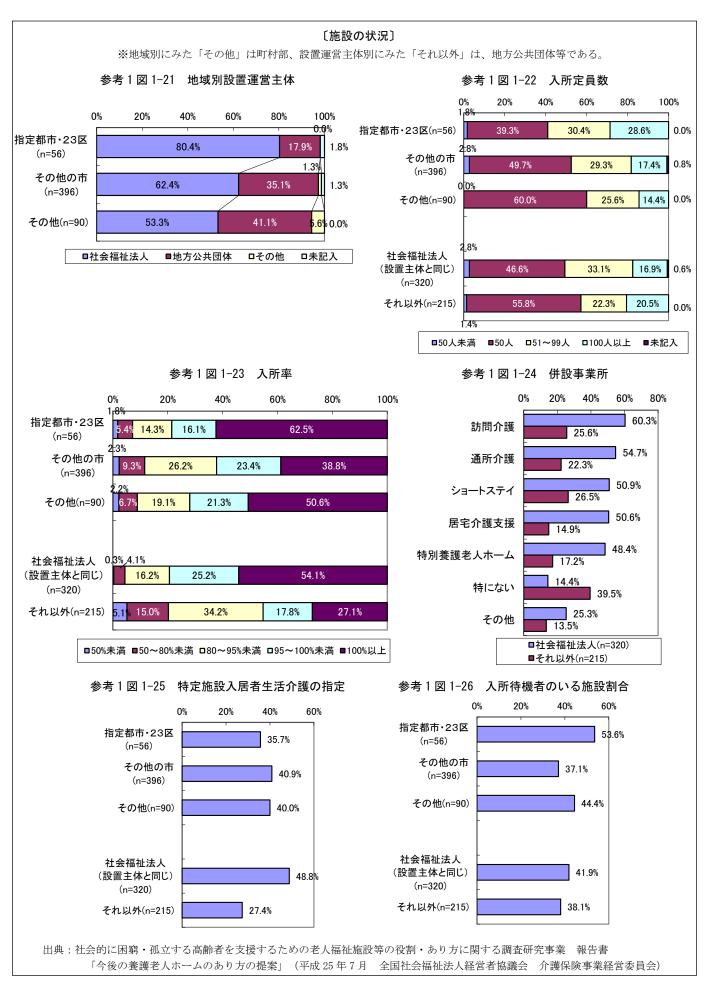
#### 2) 居室・設備の状況

#### 【地域別】

- ・居室の個室割合は、「指定都市・23 区」の施設では 60.3%、「その他の市」では 46.6%。
- ・また、バリアフリー化の状況やエレベーターの設置状況をみても、「指定都市・23 区」の施設にくらべ「その他の市」の施設では整備率が低い水準である。

## 【設置運営主体別】

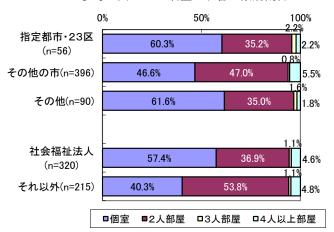
- ・施設設立年(回答施設の平均値)は、社会福祉法人立の施設が1973年、それ以外(公設)が1965年。
- ・居室の個室割合は、社会福祉法人立の施設では57.4%、それ以外では40.3%。
- ・バリアフリー化の状況、エレベーターや個浴・機械浴の設置状況いずれも社会福祉 法人立の施設における整備割合が高い。



#### [居室・設備の状況]

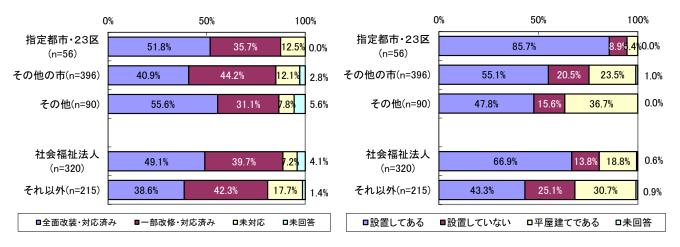
※地域別にみた「その他」は町村部、設置運営主体別にみた「それ以外」は、地方公共団体等である。

#### 参考1図1-27 居室の収容人数別割合



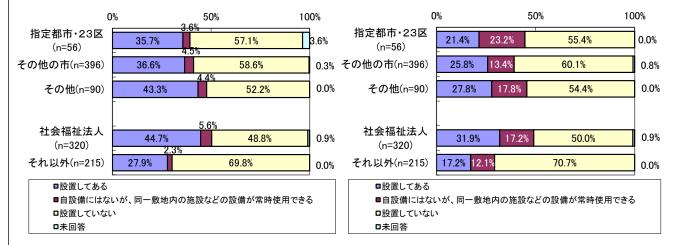
参考1図1-28 バリアフリー化の状況

参考1図1-29 エレベーターの設置状況



参考1図1-30 個浴の設置状況

参考1図1-31 機械浴の設置状況



出典: 社会的に困窮・孤立する高齢者を支援するための老人福祉施設等の役割・あり方に関する調査研究事業 報告書 「今後の養護老人ホームのあり方の提案」 (平成25年7月 全国社会福祉法人経営者協議会 介護保険事業経営委員会)

## 2. 軽費老人ホーム・ケアハウスの現状

## (1) 入居者の状態像

軽費老人ホーム・ケアハウス入居者のうち、自立者は 34.6%、軽度要介護者 (要支援~要介護 2) が約 58%を占めており、要介護 3 以上の重度要介護者は約 8%である。

また、認知症高齢者の割合は約23%、精神疾患や知的障害、DVや虐待被害にあった 高齢者など社会的保護を要する高齢者も約6%を占めており、介護以外にも多様な生活 課題・支援ニーズを有する高齢者が入居している実態が窺える。

## (要介護度)

- ・軽費老人ホーム A型・B型では自立者が 5~6割、軽度要介護者が 4割程度を占めて おり、ケアハウスに比べ自立度の高い高齢者が入居している。
- ・また、特定施設未指定の施設でも軽度要介護者が半数以上を占めており、施設種類 にかかわらず、一定の介護ニーズのある入居者割合が高いことが窺える。

# (認知症、社会的保護が必要な入居者 (精神、知的、被虐待高齢者))

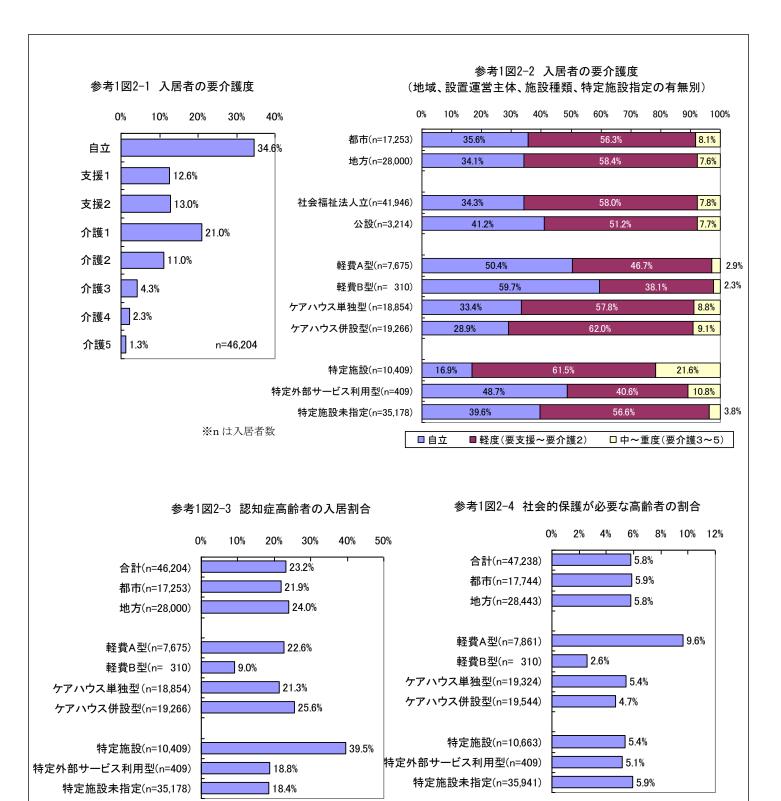
- ・認知症高齢者は全体では約2割だが、特定施設では約4割を占める。また、社会的保護が必要な入居者は全体では約6%、軽費A型では約10%を占めている。
- ・施設種類にかかわらず、認知症や社会的保護が必要な入居者は一定割合で存在している。その中でも、特に介護に特化した特定施設や、歴史が長く職員配置が比較的充実している軽費 A 型が認知症や生活困難を抱える高齢者の受け皿として機能していることが窺える。

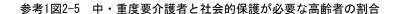
#### (処遇困難事例)

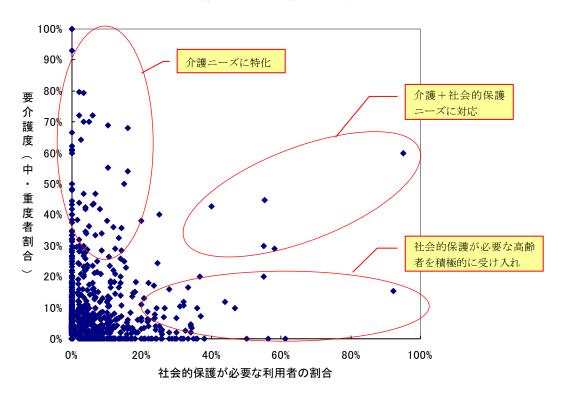
- ・施設種類、特定施設指定の有無にかかわらず、「認知症の進行による周辺症状の悪化」 が上位。
- ・「介護ニーズの高まり」は特定施設の指定を受けていない施設で、「医療的ケア・ニーズの高まり」は特定施設での回答割合が高い。
- ・「精神疾患」は、軽費 A 型とともに特定施設での回答割合が高い。
  - ⇒ 施設種類や特定施設指定の有無によって差はあるものの、認知症高齢者への対応、介護ニーズや医療的ケアへの対応、精神的疾患を抱える入居者への対応など、 一定の専門性や関係機関との連携が求められる課題が多い。

# (経済状態)

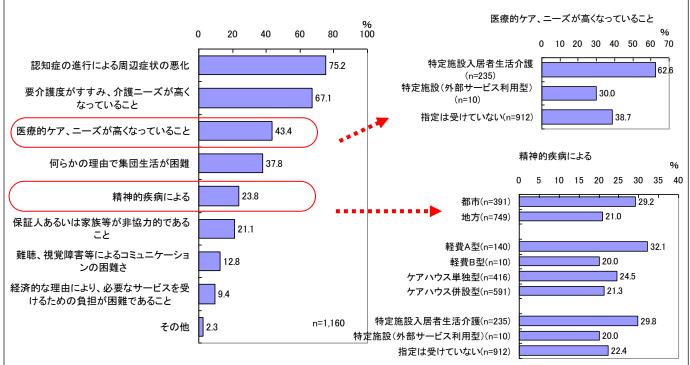
- ・入居者の約半数は、年収が150万円以下(100万円以下は約25%)。
- ・特に、軽費 A型の入居者では、年収150万円以下が約7割を占める。

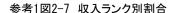




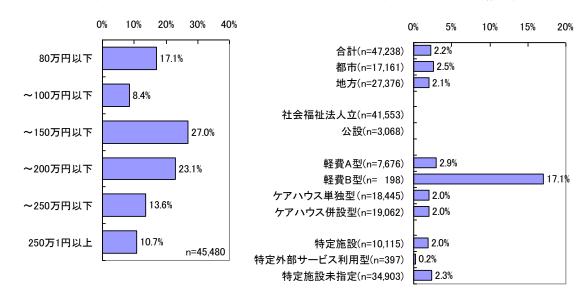


参考1図2-6 処遇困難事例

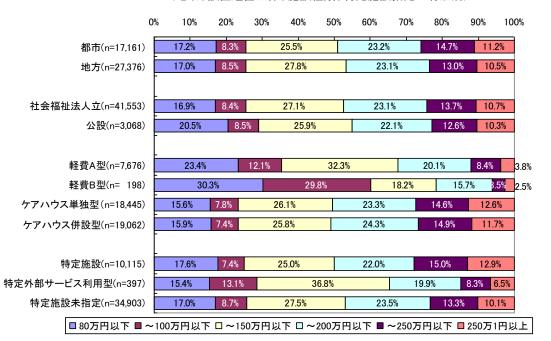




参考1図2-8 生活保護受給者割合

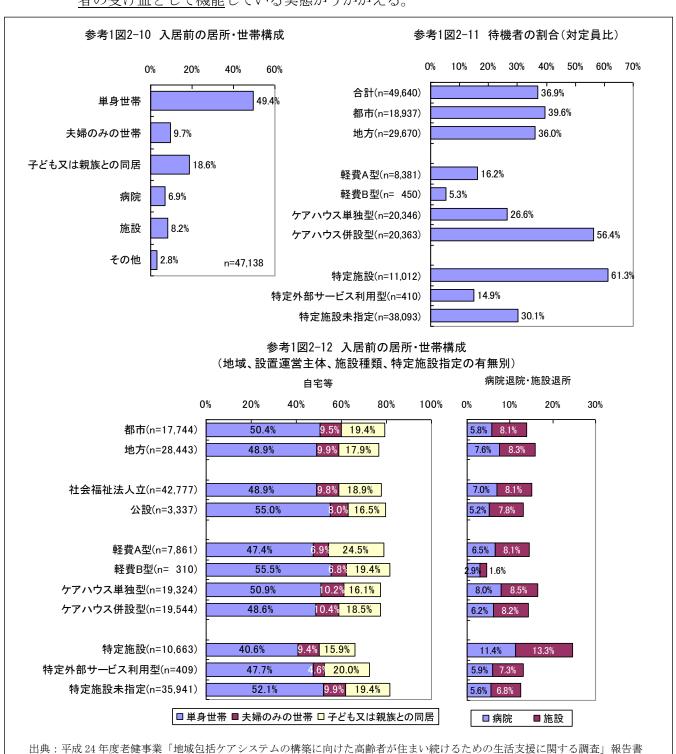


参考1図2-9 収入ランク別割合 (地域、設置運営主体、施設種類、特定施設指定の有無別)



### (2)入居経路、待機者

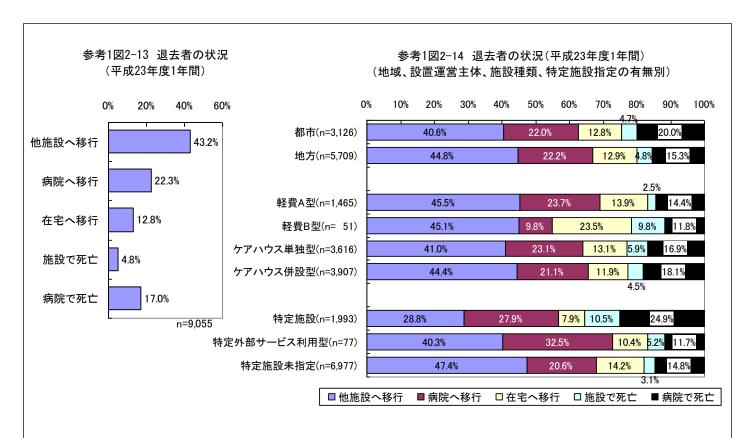
- ・在宅(自宅等)からの入居者が約8割。病院や施設からの入居者は15%程度。ただし、特定施設では約25%が病院や施設から入居。
- ・対定員比でみた待機者割合は、特定施設では 60%を占めるが、指定を受けていない 施設では 30%にとどまる。
  - ⇒ <u>入居者の介護ニーズの高さとともに、病院退院者や他の福祉施設等からの退所</u> 者の受け皿として機能している実態がうかがえる。



(平成25年3月 特定非営利活動法人 日本ソーシャルワーカー協会)

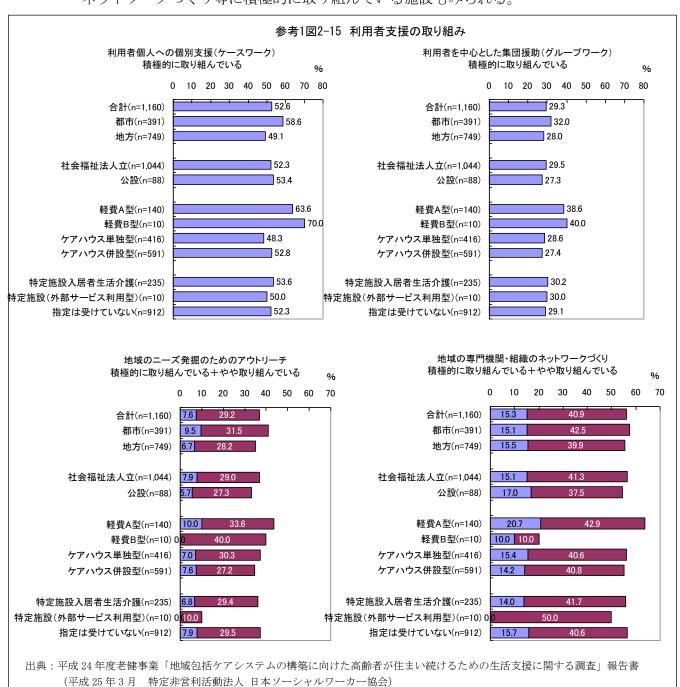
## (3) 退去者の状況

- ・平成23年度1年間の施設退去者数は、回答施設合計で9,055人であり、定員比の約2割である。
- ・退去者(9,055人)のうち43.2%は「他施設」へ、22.3%が「病院」へ、12.8%が「在宅」へ移行している。
- ・死亡退去の割合は 21.8% (「施設で死亡」と「病院で死亡」の合計) だが、特定施設 の指定事業所では、施設内または病院における死亡退去が 35.4%である。



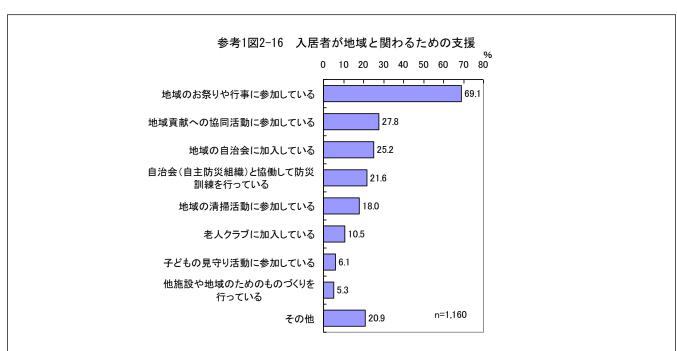
### (4) 利用者支援の取り組み

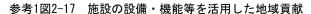
- ・「利用者個人への個別支援(ケースワーク)」に積極的に取り組んでいる施設は約半数。また、「利用者を中心とした集団援助(グループワーク)に積極的に取り組んでいる施設は約3割。
- ・「地域のニーズ発掘のためのアウトリーチ」に取り組んでいる割合は約4割。「地域の専門機関・組織とのネットワークづくり」に取り組んでいる施設は6割弱。
  - ⇒ 施設種類や特定施設指定の有無にかかわらず、個別支援に積極的に取り組んでいる施設が多い。また、数は多くはないが、アウトリーチ活動や専門機関等とのネットワークづくり等に積極的に取り組んでいる施設もみられる。

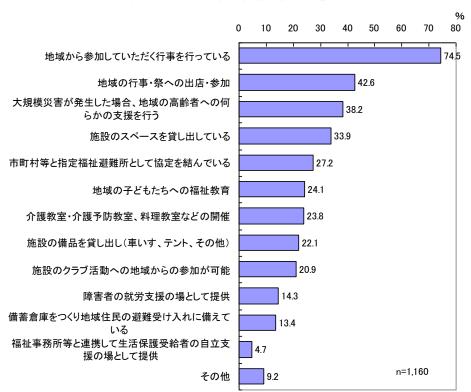


#### (5) 地域支援

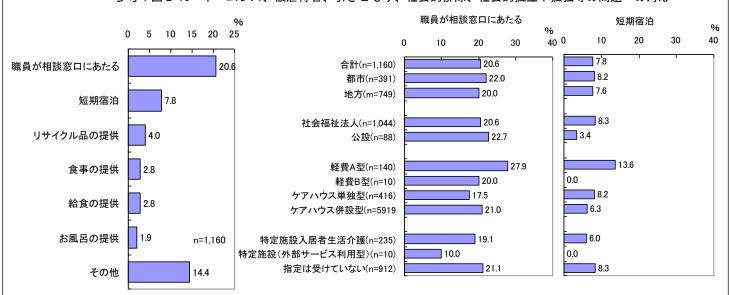
- ・入居者が地域と関わるために実施している支援では、「地域のお祭りや行事に参加している」が最も多い。
- ・「地域貢献への協同活動に参加」(27.8%)、「地域の自治会に加入」(25.2%)、「自治会 (自主防災組織)と協働して防災訓練を行っている」(21.6%)、「地域の清掃活動に 参加」(18.0%)、「子どもの見守り活動に参加」(6.1%)など、入居者が地域の一員と して活躍する場を支援する取り組みもみられる。
- ・施設の設備・機能等を活用した地域貢献では、行事等への参加、スペースや備品の貸し出し、子どもたちへの福祉教育の他、<u>障害者の就労支援や生活保護受給者の自立支援の場を提供する等の取り組みも見られる。</u>
- ・ホームレス、被虐待者、引きこもり、社会的排除、社会的孤立や孤独等の問題への 対応として何らかの支援を行っている施設は4割程度である。
- ・行っている支援内容は、職員が相談窓口にあたるほか、短期宿泊やリサイクル品、 食事、給食、お風呂の提供など、施設が有する設備・機能を活かした支援が行われ ている。





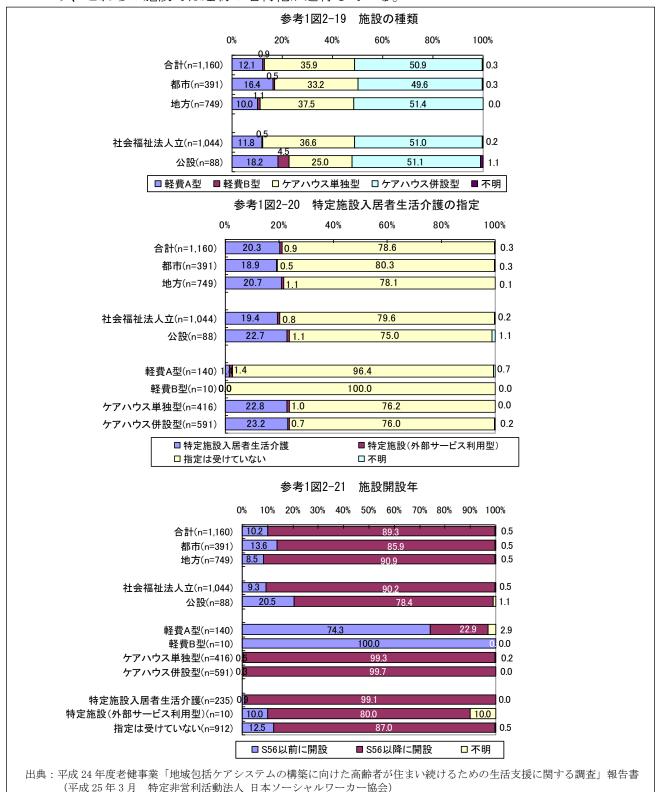


参考1図2-18 ホームレス、被虐待者、引きこもり、社会的排除、社会的孤立や孤独等の問題への対応



### (6) 施設の状況

- ・軽費老人ホームのうち、施設数ではケアハウスが約87%を占めている。
- ・介護保険の特定施設入居者生活介護の指定を受けている割合は約 20%であり、ほとんどがケアハウスである。
- ・開設年が昭和56年以前である割合は、軽費A型では74.3%、軽費B型では100%であり、これらの施設では建物の老朽化が進行している。



# 調査結果の概要

# 調査の実施概要

## 1. 調査の目的

介護保険法が施行されて以来、高齢者への支援に関しては介護保険制度が中心的な 役割を果たす形となっているが、地域の中には要介護度は低いものの在宅生活が困難 となるような生活課題を抱える高齢者も少なくない。老人福祉法では、環境上の理由 及び経済的な理由により在宅生活が困難な高齢者の受け入れ先として養護老人ホーム や軽費老人ホームが位置づけられており、それらの施設では様々な生活課題を抱える 入所(入居)者への支援が行われている。

本調査は、養護老人ホームや軽費老人ホームに対する自治体の認識や関与、期待する役割等の把握を目的として実施したものである。

## 2. 調査実施概要

## (1)調査対象

本調査では、施設整備や軽費老人ホームの事務費補助を担当している都道府県・指 定都市・中核市を対象とした調査及び、基礎自治体(市・特別区)を対象とした調査 の2種類を実施した。

### ①都道府県・指定都市・中核市向け調査

都道府県(47)、指定都市(20)、中核市(42)の計102自治体を対象とした。

#### ②基礎自治体

指定都市(20)、中核市(42)、全国の市以上の自治体+特別区(750)の計812自 治体を対象とした。

#### (2)調査実施期間

平成 25 年 9 月 27 日~平成 25 年 11 月 5 日

#### (3)調査実施方法

発送は郵送、返信はFAXまたは郵送とした。

# (4)回収状況

		発送数	回収数	回収率
都道府県・指定都市・ 中核市向け	都道府県	47	43	91.5%
	指定都市•中核市	62	47	75.8%
	合計	102	90	88.2%
基礎自治体向け	指定都市・中核市	62	42	67.7%
	市・特別区	750	495	66.0%
	合計	812	537	66.1%

## 序章 調査結果のポイント

## 1. 養護老人ホーム関連

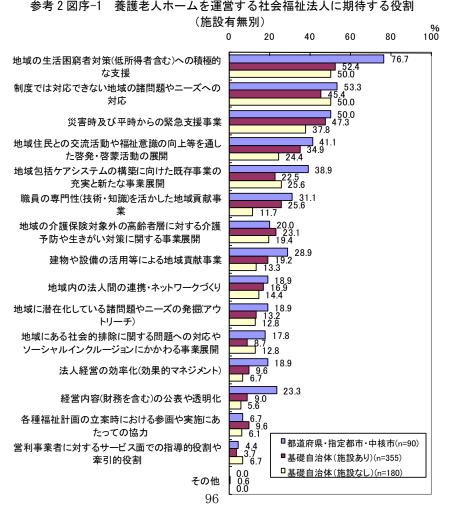
## (1)養護老人ホームを運営する社会福祉法人に期待する役割

養護老人ホームを運営する社会福祉法人に期待する役割の上位は、「地域の生活困窮者対策(低所得者含む)への積極的な支援」、「制度では対応できない地域の諸問題やニーズへの対応」、「災害時及び平時からの緊急支援事業」などが並ぶ。

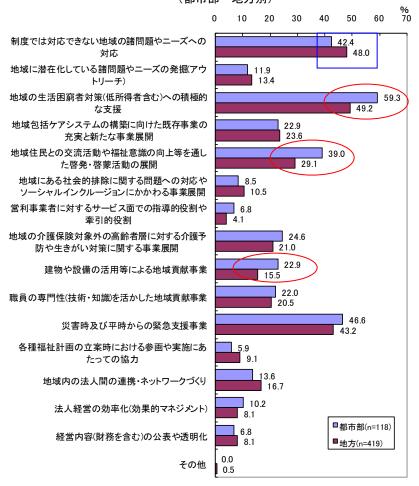
#### [施設の有無別]

基礎自治体の回答に着目すると、施設のある自治体では、「災害時及び平時からの緊急支援事業」や「地域住民との交流活動や福祉意識の向上等を通した啓発・啓蒙活動の展開」、「職員の専門性を活かした地域貢献事業」、「建物や設備の活用等による地域貢献事業」など、緊急対応や住民等に対する啓発・啓蒙活動、地域貢献活動への期待が高い。

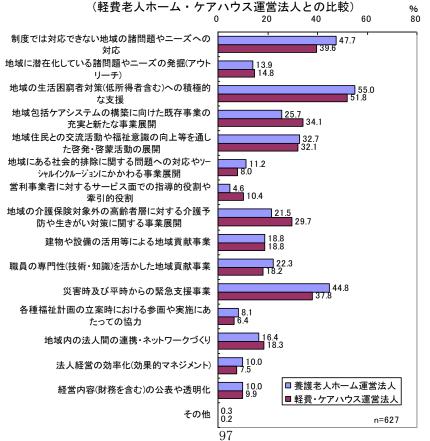
#### [都市部·地方別]



参考 2 図序-2 養護老人ホームを運営する社会福祉法人に期待する役割 (都市部・地方別)



参考2図序-3 養護老人ホームを運営する社会福祉法人に期待する役割



# (2)養護老人ホームに期待する役割

養護老人ホームに期待する役割の上位には、「住まいに困窮する低所得高齢者への居 所の提供」、「DVや虐待等を受けた高齢者の保護機能(シェルター)」、「困難な生活課 題を抱える高齢者の受け皿的機能」などが並ぶ。

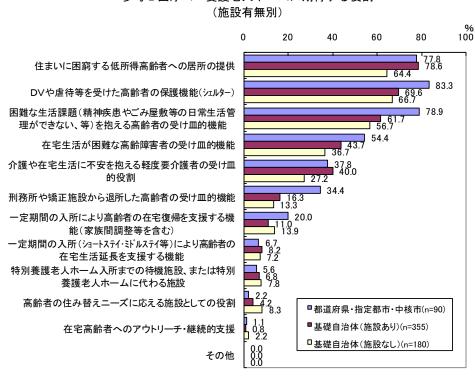
#### [施設の有無別]

基礎自治体の回答に着目すると、ほとんどの項目において施設のある自治体の回答 割合が高くなっており、特に「住まいに困窮する低所得高齢者への居所の提供」や「介 護や在宅生活に不安を抱える軽度要介護者の受け皿的役割」などは施設の有無による 差が大きい。

#### [都市部・地方別]

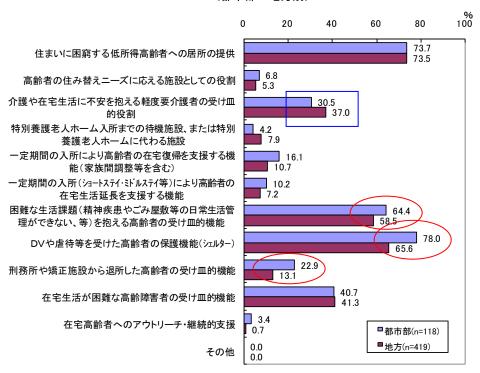
基礎自治体の回答を都市部と地方に分けてみたところ、「住まいに困窮する低所得高 齢者への居所の提供」や「在宅生活が困難な高齢障害者の受け皿的機能」に差はない が、都市部では「DV や虐待等を受けた高齢者の保護機能(シェルター)」、「困難な生 活課題を抱える高齢者の受け皿的機能」、「刑務所や矯正施設から退所した高齢者の受 け皿的機能」などを期待する割合が高い。

一方、地方では「介護や在宅生活に不安を抱える軽度要介護者の受け皿的役割」を 期待する割合が都市部に比べて高くなっており、養護老人ホームに求めている役割が 若干異なっていることが推測される。

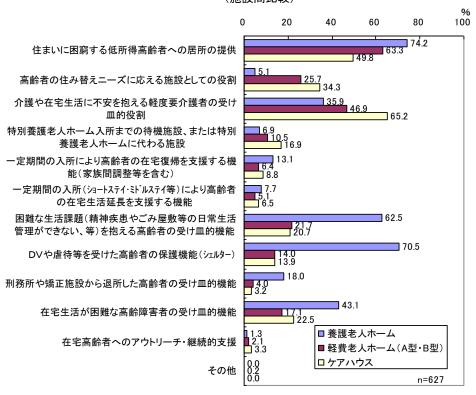


参考2図序-4 養護老人ホームに期待する役割

参考 2 図序-5 養護老人ホームに期待する役割 (都市部・地方別)



参考 2 図序-6 養護老人ホームに期待する役割 (施設間比較)



# 2. 軽費老人ホーム・ケアハウス関連

## (1) 軽費老人ホーム・ケアハウスを運営する社会福祉法人に期待する役割

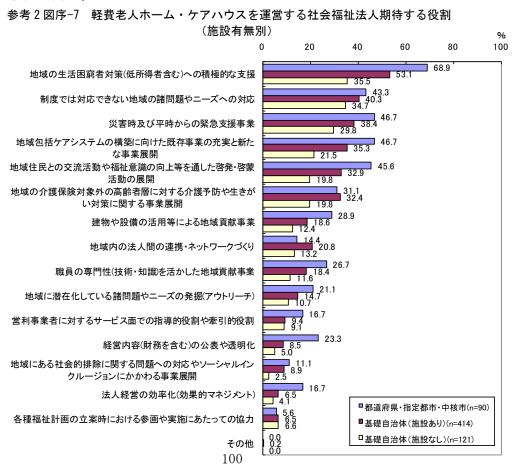
基礎自治体が軽費老人ホーム・ケアハウスを運営する社会福祉法人に期待する役割の上位には、「地域の生活困窮者対策(低所得者含む)への積極的な支援」、「制度では対応できない地域の諸問題やニーズへの対応」、「災害時及び平時からの緊急支援事業」などが並ぶ。

#### 〔施設の有無別〕

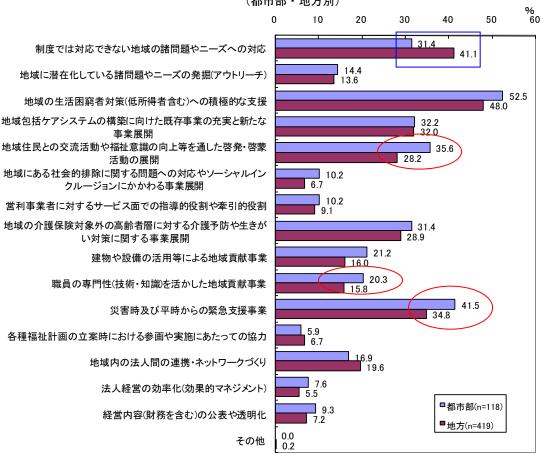
基礎自治体で施設の有無により回答率の差がある項目は、「地域の生活困窮者対策 (低所得者含む)への積極的な支援」や「地域包括ケアシステムの構築に向けた既存 事業の充実と新たな事業展開」、「地域の介護保険対象外の高齢者層に対する介護予防 や生きがい対策に関する事業展開」などであり、施設のある自治体ほど地域包括ケア における生活困窮者や介護保険対象外の高齢者等を対象とした事業展開への期待が高 い。

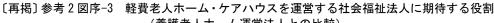
#### 〔都市部・地方別〕

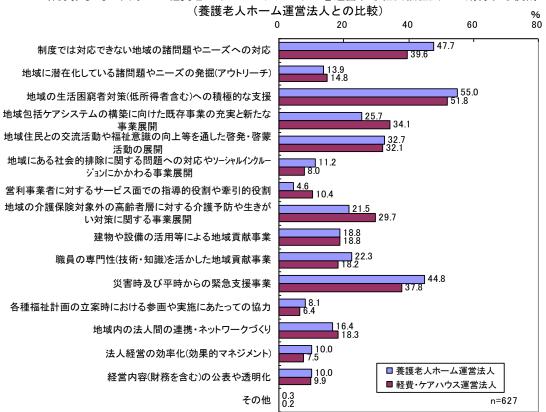
また、基礎自治体を都市部と地方に分けてみたところ、都市部の自治体では地方に 比べ「地域住民との交流活動や福祉意識の向上等を通した啓発・啓蒙活動の展開」、「建 物や設備の活用等による地域貢献事業」、「災害時及び平時からの緊急支援事業」など への期待が高く、逆に地方では「制度では対応できない地域の諸問題やニーズへの対 応」への期待が高い。



参考 2 図序-8 軽費老人ホーム・ケアハウスを運営する社会福祉法人に期待する役割 (都市部・地方別)







# (2) 軽費老人ホーム・ケアハウスに期待する役割

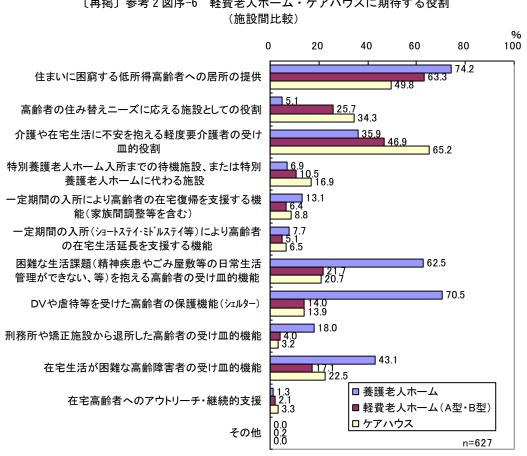
軽費老人ホーム (A型・B型)・ケアハウスに期待する役割の上位には、「住まいに困 窮する低所得高齢者への居所の提供」、「介護や在宅生活に不安を抱える軽度要介護者 の受け皿的役割」、「高齢者の住み替えニーズに応える施設としての役割」等が上位を 占めている。特に、ケアハウスに対しては「介護や在宅生活に不安を抱える軽度要介 護者の受け皿的役割」を期待している自治体が多い。

#### [施設の有無別]

基礎自治体の回答に着目すると、上位を占める役割については施設のある自治体の 回答割合が高くなっており、低所得高齢者の住まいや軽度要介護者への対応という面 で軽費老人ホーム・ケアハウスへの期待が高いことがうかがえる。

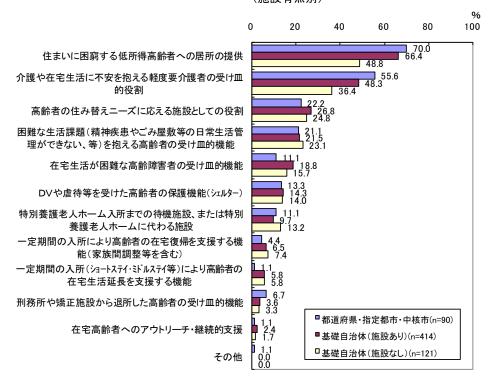
## 〔都市部・地方別〕

基礎自治体の回答を都市部と地方に分けてみたところ、軽費老人ホームに関しては 大きな差はみられないが、ケアハウスでは期待する役割の上位項目はすべて都市部の 自治体の回答割合が高くなっており、特に軽度要介護者への支援に対する期待が都市 部の自治体で高いことがうかがえる。

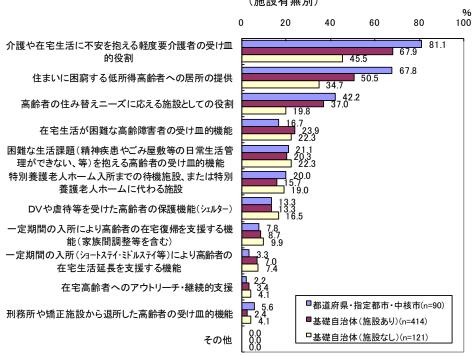


[再掲]参考2図序-6 軽費老人ホーム・ケアハウスに期待する役割

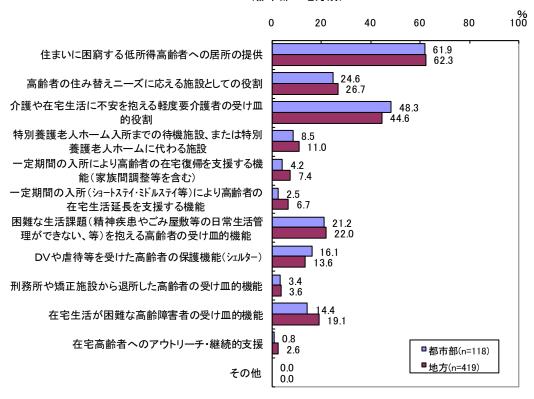
参考 2 図序-10 軽費老人ホーム(A型・B型)に期待する役割 (施設有無別)

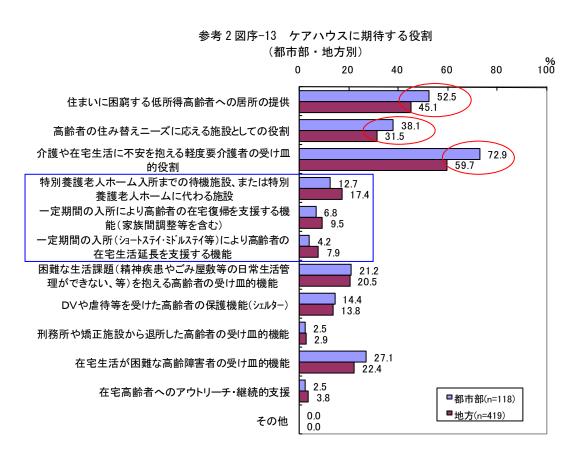


参考2図序-11 ケアハウスに期待する役割 (施設有無別)



参考 2 図序-12 軽費老人ホーム (A 型・B 型) に期待する役割 (都市部・地方別)



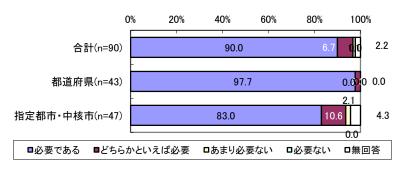


## 第1章 養護老人ホームに関する調査結果

# 1. 都道府県・指定都市・中核市向け調査

### (1)養護老人ホームの必要性

養護老人ホームの必要性について、「必要である」「どちらかといえば必要」と回答 した割合は、都道府県回答では100%、指定都市・中核市回答でも94%を占める。



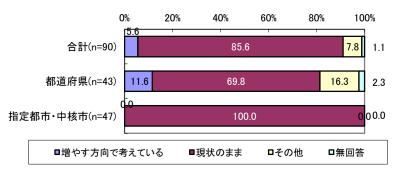
参考2図1-1 養護老人ホームの必要性

#### (2) 今期計画期間中の施設整備計画

今期計画期間中における養護老人ホームの整備については、指定都市・中核市の回答はすべて「現状のまま」であった。一方、都道府県の回答では「増やす方向で考えている」自治体が 5 (11.6%) みられた。

整備方針に関する回答理由をみると、都道府県の記載内容では市町村高齢者保健福祉計画を積み上げて整備計画を作成しているためとの回答が多く、市町村の意向によって整備方針を定めている都道府県が多い。

指定都市・中核市の回答では、特養などの介護施設整備を優先する、あるいはサービス付き高齢者向け住宅の誘導、有料老人ホームの増加など他のサービス資源が増加している等を理由として現状のままと回答している自治体が多い。



参考2図1-2 今期計画期間中の施設整備計画

#### <増やす方向で考えている>

- ・県の介護保険事業支援計画は市町計画の積み上げであり、一部の町が整備を予定しているため。
- ・各市町村が策定する高齢者福祉計画による(特定施設入居者生活介護の計画)。
- ・聴覚障害者向けの養護老人ホームのニーズがあるため。
- ・利用見込みなど施設の必要性から判断。

#### <現状のまま>

#### (都道府県)

- ・市町村との協議の結果、現状のままで必要数を満たすと判断できたため。
- ・高齢者保健福祉計画は、市町村計画の積み上げであり、各市町村における整備予定がないため。
- ・市町介護保険事業計画(市町高齢者保健福祉計画)において新規整備の計画がなかったため。
- ・現施設の入所状況や市町村の意見を参考に現状のとおりとしたもの。
- ・県内市町から増減の相談を受けていないため。
- 一義的に市町村の計画を尊重。
- ・老人福祉の観点から依然として重要な施設であるため。
- ・必要入所定員総数に増減がない(平成24年度当初必要数=平成26年度末必要数)。
- ・入所状況から既に充足していると考えられるため。
- ・入居率が95%程度であり、妥当な整備水準であると考えるから。
- ・改築に併せ、個室化を図る指導を行うこととしている。
- ・入所状況等からほぼ入所需要を満たしていると考えられるから。
- ・高齢者のニーズに対応する他の施設・居住系サービスが整備されてきているため。

#### (指定都市・中核市)

- ・軽度要介護者における入所待機の早期解消を図るため、特別養護老人ホーム及び特定施設の整備を優先的に進めており、また措置者数についても大幅な変動が無く推移していることから、現状で対応が可能と判断している。
- ・当面、介護を要する高齢者をケアするため介護老人福祉施設を整備する予定であるため。
- ・特別養護老人ホームの整備を優先させるため。
- ・県北施設に空きがあること、サービス付き高齢者向け住宅の誘導等の方法もあること。
- ・有料老人ホーム等、他のサービスが増えているため。
- ・平成 16 年度の三位一体改革により一般財源化されたことで、本市の財政状況は厳しく、増やすこと は困難であるが、環境上及び経済的理由により入所措置が必要な者が多く存在するため、現状維持を していきたい。
- ・入所待機者が少数で推移しているため。/・措置者数が定員を満たしていないため。
- ・現在整備されている施設数が必要サービス見込み量を満たしているため。
- ・各施設に若干名ずつ空きがあり、今すぐ新たな施設の整備が必要ではないが、今後必要性が高まって くると考えられるため、現在の定員を確保している。
- ・現在ある施設の老朽化に伴う改築が優先事項。増加する措置費の財源確保が困難。
- ・在宅の入所対象者の状況や救護施設など生活保護施設に入所している高齢者の受け入れを勘案して必要な整備を進める。

## <その他>

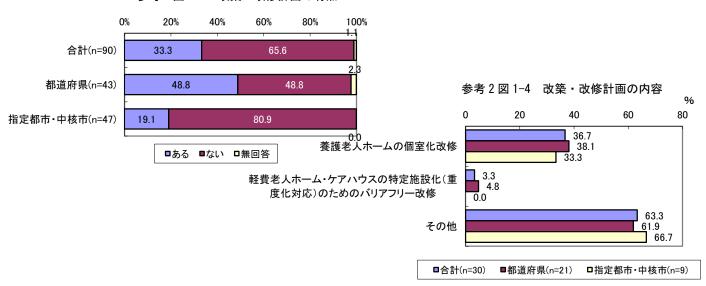
- ・適正数を把握するための調査を実施し検討する予定。
- ・各市町村における意向を踏まえ、整備を進める。
- ・高齢者保健福祉計画策定時に市の意向を踏まえ決定するため。
- ・老朽化による改築に合わせ、入所者の処遇改善を図るため、多床室の個室化を計画している施設がある。建築面積等の制約から定員が5床の減となる予定。

#### (3) 施設の改築・改修

#### ①改築·改修計画

施設の改築・改修計画の有無をみると、都道府県では「ある」と「ない」が半々、 指定都市・中核市では「ある」が 9 (19.1%)、「ない」が 38 (80.9) %である。

改築・改修計画の内容としては、「養護老人ホームの個室化改修」のほか、「その他」で記載されている「養護老人ホームの老朽化に伴う改築・建て替え、耐震化、バリアフリー化等の改修」などが予定されている。



参考2図1-3 改築・改修計画の有無

<「その他」の記載内容>(抜粋意見は原文のまま)

- ・養護老人ホームについて、老朽化、耐震化への対応から移転改築を予定する施設がある。
- ・老朽化した養護老人ホームの耐震化・大規模改修工事に係る補助を行う。
- ・老朽化が進んでいる施設の耐震化及び居住環境の改善。
- ・養護老人ホームの老朽化による改築(全室個室化)。
- ・軽費老人ホームに対するスプリンクラー設置事業。
- ・養護老人ホームの老朽化及び個室化のための改修。
- ・昭和56年以前の旧耐震基準で建てられた施設から順次老朽改築を進める(改築費用を補助)。
- ・市町等を通じて毎年該当施設の改築予定時期を取りまとめている程度。特に個室化を推進するものでは ないが、施設整備補助金の交付条件に条例等に規定したユニバーサルデザインへの適合を掲げている。
- ・補助事業による老朽化施設の改築等。
- ・老朽化した設備の改修、バリアフリー化、個室の整備など。

施設の改築・改修計画が「ない」と回答した自治体に、施設側からの協議要請があれば検討する用意があるかどうかを尋ねたところ、「検討の用意がある」都道府県は14(66.7%)、指定都市・中核市は16(42.1%)であった。

検討の用意 0% 20% 40% 60% 80% 100% 合計(n=59) 50.8 47.5 都道府県(n=21) 66.7 33.3 指定都市·中核市(n=38) 42.1 26 ■検討の用意はある ■特に用意はしていない ■無回答

参考2図1-5 施設側からの協議要請があった場合の、

107

#### ②施設整備に関する考え方(抜粋意見は原文のまま)

#### (都道府県回答)

#### ○施設整備を支援

- ・自宅等で生活に不安がある方等を支援するため、今後も介護保険施設を補完する生活支援型施設の計画的な整備を支援していく。
- ・いずれも必要な施設であり、設置者から協議があれば検討したい。
- ・介護保険関係施設と比較すると、養護・軽費は施設整備資金の確保が困難であるものと考えているため、老人福祉施設の整備充実等のための補助金の支出等の援助が必要であると考えている。
- ・各施設とも各々の性質に応じて重要な役割を担っており、安定した運営が確保できるよう、必要があれば県で支援していきたいと考えている。
- ・養護老人ホームについては、要件を満たせば補助金による施設整備助成が可能。
- ・限りある財源の中で老朽化が進んでいる施設を優先するよう配慮しつつ、順次昨今の状況(耐震化、 防災設備の整備、ユニバーサルデザイン化へのニーズ等)に適合するよう、施設整備(改築)への補 助を通じて指導してまいりたい。

#### ○老朽化対応

- ・養護老人ホーム及び軽費老人ホーム (A型) の老朽改築に対する施設整備を進めることとしている。
- ・老朽化が著しい養護老人ホームについて、生活環境の向上及び耐震化を図っていく必要がある。
- ・現状程度の施設数・定員を維持しつつ、入所者の居住環境、安全性の維持・向上を図るため、大規模 修繕・改築に対して必要な補助を行っていく。
- ・老朽化施設の改築に取り組む必要性がある。
- ・本県ではこれまで老朽化に伴う養護老人ホームの建て替えに対する補助を実施しており、今後も必要 に応じ対応していく予定である。
- ・現時点で新たな施設整備は検討していないが、老朽化した施設の改築整備には支援が必要と考えている。
- ・高齢者保健福祉計画に基づき、適正な規模で、かつ必要性が高いと認められる施設を優先して整備する。また、老朽化改修に合わせ、多床室の個室化など居住環境及び処遇に配慮した施設の質的向上を図ることとしている。
- ・特に養護老人ホームは老朽化が進んでいるため、施設側からの要望があれば整備補助金を含め検討する。

#### ○地域のニーズや市町村の意向を踏まえて

- ・地域ニーズ、市町村の意向等による。
- ・各市町村が算定した利用見込み量を基本に整備を進める。
- ・養護老人ホームについては市町の措置により入所する施設であるので、措置の必要性がある人が増えない限り新しい施設整備は行わない。
- ・市町村が策定する介護保険事業計画において、整備量を見込む場合に、当該市町村が属する圏域の構成市町村で調整のうえ整備目標数を定める。
- ・養護老人ホームについては、居宅において養護を受けることが困難な者を把握し、適当な量を整備したい。軽費老人ホームについては、他施設の退所者数を把握したうえで慎重に検討したい。
- ・市町村における利用見込み等を勘案しながら、県内の均衡ある整備を進める。
- ・各市町村がニーズを調査し、整備計画を策定する。県は市町村の計画に基づき、県全体での整備計画 を策定する。
- ・将来の利用者数の状況等、施設の必要性を判断して施設整備を進める必要がある。また県は整備費補助金で設置を支援している。
- ・経済的な理由等により在宅での生活が困難な高齢者の受け入れ先として、市町・施設と連携し必要な 定員を確保する。

#### ○養護·軽費

- ・経済的・環境的理由により、居宅での生活が困難な高齢者が入所する養護老人ホームについては、老 朽化した施設の改築等による居住環境向上の取組を支援する。軽費老人ホーム(ケアハウス)につい ては、特定施設入居者生活介護の指定を前提に計画的な整備を支援する。
- ・養護は昭和 56 年以前の旧耐震基準で建てられた施設から順次老朽改築を進める(改築費用を補助)。 軽費は、A型からケアハウスに移行するための改築整備に対し、優先的に整備費を補助。
- ・養護は老朽化に伴う改築や多床室解消のための改築等、施設から協議があれば検討することとしているが、軽費の改築等については補助の対象としていないため、軽費の改築等をどう進めていくかが課題。
- ・政令市等の状況を踏まえながら整備を進めることとしている。
- ・養護老人ホームについては、老朽化した施設について緊急度を勘案のうえ改修又は改築による整備を 進める。軽費老人ホームについては、創設・増床は認めていない。

#### ○特定施設化

- ・養護老人ホーム及び軽費老人ホームは老人福祉の観点から依然として重要な施設と考えているが、常 時介護を要する高齢者へのニーズに対応できるよう、軽費老人ホームの改築時に特定施設への転換を 促進している。
- ・ケアハウスの創設、養護老人ホームの改築について、特定施設の場合に補助を行っている。

#### ○その他

- ・養護老人ホームについては、創設、増築、増改築、改築、その他改修についての補助金の交付要綱を 有している。施設の創設だけでなく、建築後長期間経過した施設の老朽化等に伴う増改築、改築及び 大規模修繕を行うにあたっても、補助金の交付は必要であると考えるが、補助金の交付の有無は、本 県の財政状況は非常に厳しいため、施設等の個別具体的な状況を勘案し、補助の実施について決定を することとなる。
- ・明確な整備方針は定めていない。
- ・今後とも必要数を維持していく。
- ・サービス付き高齢者向け住宅の整備が介護保険事業計画と無関係に進む中で、軽費老人ホームやケア ハウスの位置づけが曖昧になりつつある。養護老人ホームについては、措置を行うより生活保護受給 とした方が市町村の財政負担が軽くなるという悪しきインセンティブが働いている。
- ・現在、施設の改築に係る補助はないが、制度の趣旨、法人の財政状況を鑑み、補助金等の検討をする 必要があると考えている。

### (指定都市・中核市回答)

#### ○現状維持

- ・養護老人ホーム・軽費老人ホームともに計画を満たしており、現状維持で考えている。
- ・低所得者や軽度者の受け皿として大きな役割を果たしているが、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等が増えているので、現状通りとしたい。
- ・今期計画中に新たに整備する予定はない。
- ・必要数を確保しているため、新たな整備は考えていない。
- ・高齢者人口がさらに増加する中、できるだけ住み慣れた地域での生活を継続できるよう、高齢期にも 住み続けられる施設の整備を推進していくことは重要であると考えるが、現状、民間事業者による低 料金の有料老人ホーム等の整備も進められており、また現状は施設数、入所定員もニーズを満たして いることから、今後の整備計画においては現状維持としている。

### ○必要性を勘案して整備

- ・ニーズに応じて整備の必要性を見極めていく必要がある。
- ・需要があれば今後検討していく。

- ・高齢者保健福祉計画で必要なサービス量を見込み、既存施設が不足する場合は施設整備を促進する。
- ・利用動向や他の高齢者向け住宅等の整備状況等を踏まえ検討していきたい。
- ・当面は現状の定員を維持する方針だが、利用者のニーズや国の動向等に応じ適宜検討を加える。

#### ○老朽化対応

- ・老朽化した施設の改築や大規模修繕等を中心に実施している。新規の整備予定はない。
- 施設整備については現状維持とする。
- ・高齢者の入居施設であり、安心安全第一と考える。
- ・現状、需要に応じた居室数が確保されているため、新規整備は考えていない。老朽化に伴う改築等に ついては、相談により検討していく。
- ・改築済み。
- ・老朽化している施設は建て替えを行い、個室化していく。
- ・市養護老人ホーム及び市軽費老人ホームの老朽化により民設民営による再整備を行った(平成 22 年度に再整備施設に移行)。

#### ○財源、利用者負担

- ・施設整備は必要だが、整備に伴いその後の事務費補助金等の増加が見込まれ本市の一般財源では困難。 また、軽費 A型・B型を改築する際にはケアハウスとしなければならず利用者負担が増加する。低所 得者対策が課題である。軽費の運営費補助は市外入所者分も負担となっている。
- ・平成24~26年度の市高齢者保健福祉計画・介剣保険計画において、施設を増やしていく考えはない。 また、財政等を含め考えると市財源を投じて整備していくことは困難と考えられる。
- ・養護老人ホーム等の施設整備には交付税の算定に関する影響が大きい。そのため平成 24 年度の事業 から基準財政需要額への算入率が 70% とされたが、100%に戻して欲しい。
- 特養と比較して居住費が徴収できないため、整備について起債充当率を上げるなどの配慮を望みたい。

#### ○他の社会資源の動向をみて

- ・低所得者の居所として重要な施設として認識しているものの、近年急速に整備が進んでいるサービス 付き高齢者向け住宅の動向を見極め、整備を検討したいと考えている。
- ・他の社会資源の整備状況から B型へのニーズは低く、必要に応じて施設の見直し等も検討していく。
- ・高齢者の住居は多様化が進み、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅も整備数が増加している。ケアハウスについては、低所得者を対象とした施設としての位置づけを明確化してはどうか。
- ・養護老人ホームについては広域圏での本市の役割と待機者の状況を勘案し、必要に応じて整備を進める。軽費老人ホームについては民間の有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の設置状況に応じ必要な数を検討していく。

## ○特養や特定施設を優先

・介護予防や在宅生活支援の充実を図るとともに、重度要介護者の入所待機の現状に鑑み、特別養護老 人ホーム及び特定施設の整備を優先的に進める必要があると考えている。

#### ○その他

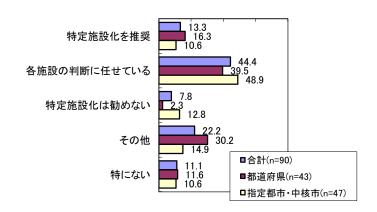
- ・多様な所得層への対応。特養の受け皿。
- ・在宅に近い環境での個別ケアを図りつつ、高齢者のニーズに応えた施設整備を行う。
- ・改修や改築については、運営法人の責任であると考えている。
- ・入所施設の許認可・指導・監査を行う必要があることから、その適切な対応のために体制の充実を図り、施設サービスの質の向上を図るため、第三者評価等の活用を促進する。

# (4) 特定施設入居者生活介護事業所の指定に関する方針

養護老人ホームの特定施設入居者生活介 護事業所の指定に関する方針については、 都道府県・指定都市・中核市ともに「各施 設の判断に任せている」と回答した割合が 最も多く、都道府県では17 (39.5%)、指定 都市・中核市では23 (48.9%) を占める。

「特定施設化を推奨」している都道府県は7(16.3%)、指定都市・中核市は5(10.6%)、逆に「特定施設化は勧めない」都道府県が1(2.3%)、指定都市・中核市は6(12.8%)であった。

参考2図1-6 特定施設入居者生活介護事業 所の指定に関する方針



その他の記載をみると、都道府県は「市町村の判断による」など、市町村の意向を 尊重している回答が多い。一方、指定都市・中核市では「すべて指定済み」との回答 が多い。

### <「その他」の記載内容> (抜粋意見は原文のまま)

#### (都道府県)

- ・ 市町村 (介護保険事業計画) の考えに委任。
- ・設置社会福祉法人及び所在市町の判断に任せている。
- 介護保険事業支援計画策定時に必要性を判断する。
- ・市町の判断に任せている。
- ・改築時に補助金の交付を受けるためには特定施設の指定を受けることを要件としている。
- ・市町村の計画や意向を確認しながら進める。
- ・県としては特定施設化を推奨するが、保険者の意向を考慮すべきと考える。
- ・市町村と施設の協議による判断。
- ・各市町村の計画の位置づけによる。
- ・市町村の判断を尊重し対応する。
- ・保険者の判断に任せている。
- ・市町の方針による。特定施設の整備計画は市町の介護保険事業計画で定めることになっており、県の 介護保険事業支援計画は市町計画における見込み量を基礎として策定する。

#### (指定都市・中核市)

- ・すべて特定施設化済み。
- ・介護給付費と調整しながら検討する。
- ・整備計画の中で、現状と国の動向を踏まえ、負担と給付のバランスを考慮して検討する。
- ・すべて特定施設。
- 市内全施設特定施設化済み。
- ・ 指定済み。
- 市内施設は特定施設入居者生活介護事業所に指定済み。

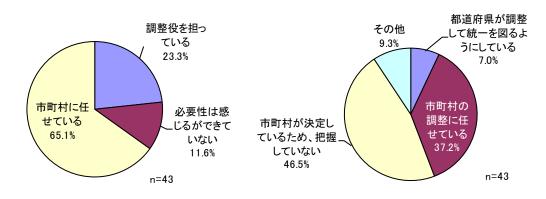
## (5) 施設・自治体間の調整機能、措置費単価の調整機能 ※都道府県のみ

養護老人ホームは、運営に関する窓口が所在市町村、施設整備等に関する窓口が都道府県に分かれている。都道府県が市町村や施設との調整機能をどの程度果たしているかを確認したところ、「調整役を担っている」と回答した都道府県は10(23.3%)、「必要性は感じるができていない」と回答した都道府県は5(11.6%)であり、「市町村に任せている」と回答した都道府県が28(65.1%)を占めた。

また、措置費単価の調整については、「都道府県が調整して統一を図るようにしている」と回答した都道府県は 3 (7.0%)、「市町村の調整に任せている」が 16 (37.2%)、「市町村が決定しているため、把握していない」が 20 (46.5%) を占めた。

参考2図1-7 施設・自治体間の調整機能

参考2図1-8 措置費単価の調整

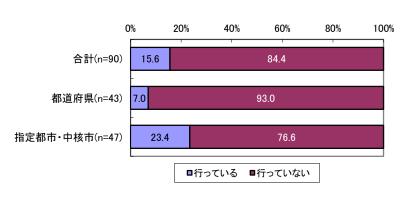


<「その他」の記載内容> (抜粋意見は原文のまま) s

- ・国の通知通りに施設所在市町が決定している。
- ・一部の状況は把握しているが、調整は行っていない。
- ・特に調整は行っていないが、全市町村で旧国基準どおりである。
- ・県、市町で取りまとめた要領に基づいて措置単価を算出することとしている。

# (6) 運営費の単独補助

養護老人ホームの運営費について、都道府県又は指定都市・中核市による単独補助の実施状況を尋ねたところ、「行っている」と回答したのは都道府県では 3 (7.0%)、指定都市・中核市では 11 (23.4%) であり、単独補助がなされている割合は少ないことがわかった。



参考2図1-9 運営費の単独補助

【実施している単独補助の内容】(抜粋意見は原文のまま)

### (都道府県)

- ・民間社会福祉施設運営費補助金:要介護度が高い高齢者が数多く入居している中でも、サービス水準の維持・向上及び適切な施設運営を継続するため、養護老人ホーム(軽費老人ホーム)の職員雇用費について、国の配置基準を超えて雇用する直接処遇職員経費に対して、・・・。
- ・福祉事業 (ADL 向上のための取り組み、生きがい活動) 等の実施に対する補助。

## (指定都市・中核市)

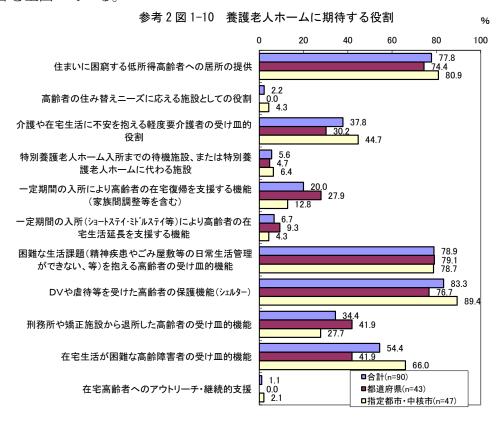
- ・条例の基準を上回って配置した職員人件費の補助。
- ・厚労省通知の指針と同じ内容。
- 民間老人福祉施設職員設置費補助。
- · 日常生活費等。
- ・厚生労働省からの技術的助言に準ずるもの。
- ・公設公営のため市の予算で運営している。
- · 指導管理料。
- ・職員の平均勤続年数に応じた運営費補助。
- ・民間社会福祉施設運営費補助金として施設人件費、管理費及び事業費、法人本部の運営に要する経費を補助。
- ・養護老人ホーム職員給与の公民格差助成。
- · 產休時代替職員任用補助。
- ・運営費補助として各月末在所者数に 1100 円を乗じた金銭を補助。民間社会福祉施設職員給与改善として勤務年数に応じ補助金を交付。

## (7)養護老人ホームに期待する役割

養護老人ホームに対する期待する役割としては、「DV や虐待等を受けた高齢者の保護機能(シェルター)」、「困難な生活課題を抱える高齢者の受け皿的機能」、「住まいに困窮する低所得高齢者への居所の提供」が上位を占める。

指定都市・中核市の回答に注目すると、前述3項目の他にも「在宅生活が困難な高齢者障害者の受け皿的機能」や「介護や在宅生活に不安を抱える軽度要介護者の受け皿的役割」などの期待も高く、これらは都道府県の回答割合を上回っている。

一方、都道府県では「刑務所や矯正施設から退所した高齢者の受け皿的機能」や「一 定期間の入所により高齢者の在宅復帰を支援する機能」への期待が指定都市・中核市 の回答を上回っている。



【養護老人ホームに期待する役割:自由記述】(抜粋意見は原文のまま)

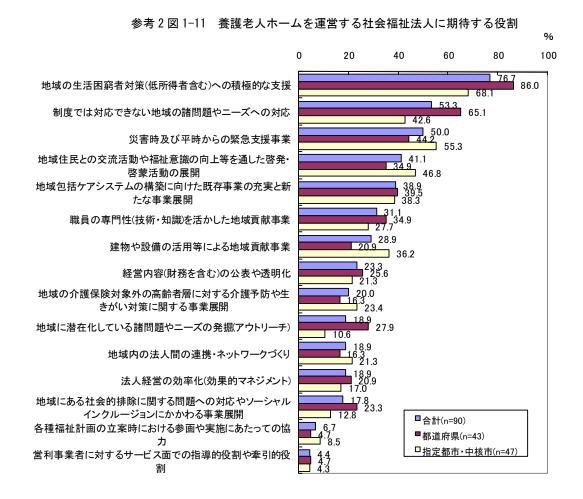
- ・措置施設としての役割 (緊急受け入れ等)。
- ・入所者の要介護状態に応じた特定施設への移行。
- ・DV・虐待等を受けた高齢者の積極的な受け入れ。
- ・経済的な事情や環境上の事情により自宅等で生活できない人のセーフティネットとして機能して欲しい。
- ・増加の見込まれる身寄りのない高齢者の受け皿としての機能。
- ・老人福祉法第11条第1項第1号の措置の他に、高齢者虐待防止ネットワークへの関与。
- ・経済的弱者の中で、在宅生活が出来ない方の最後の砦。
- ・在宅生活が困難な低所得高齢者のための入所施設として、単なる住居の提供(本人に選択の余地がある有料老人ホーム等)とは区別する必要がある。
- ・在宅生活が困難な高齢者の受け皿としての適切な人材・環境づくり。
- ・低所得高齢者、介護保険対象外高齢者への支援。
- ・条例、基準等を遵守し、適正な運営管理のもと高齢者の自立生活を支援する。
- ・自立高齢者のみでなく、軽度要介護者の受け入れ(特養、老健入所にはまだ早い対象者)も行ってもらいたい。

## (8) 養護老人ホームを運営する社会福祉法人に期待する役割

養護老人ホームを運営する社会福祉法人に対して期待する役割を尋ねたところ、「地域の生活困窮者(低所得者含む)対策への積極的な支援」が突出しており、次いで「制度では対応できない地域の諸問題やニーズへの対応」、「災害時及び平時からの緊急支援事業」の順となっている。

指定都市・中核市の回答をみると、前述3項目の他に「地域住民との交流活動や福祉意識の向上等を通した啓発・啓蒙活動の展開」や「地域包括ケアシステムの構築に向けた既存事業の充実と新たな事業展開」、「建物や設備の活用等による地域貢献事業」など、地域貢献を含めた事業展開や人材育成を期待する割合も少なくない。

一方、都道府県の回答では、「地域に潜在化している諸問題やニーズの発掘(アウトリーチ)」や「地域にある社会的排除に関する問題への対応やソーシャルインクルージョンにかかわる事業展開」などへの期待が指定都市・中核市の回答を上回っている。



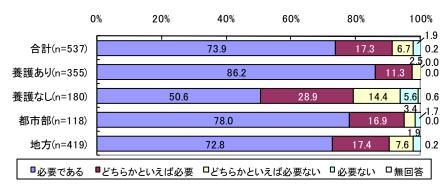
115

# 2. 基礎自治体向け調査

# (1)養護老人ホームの必要性

養護老人ホームが「必要である」「どちらかといえば必要」と回答した自治体は、基礎自治体全体では91%、施設のある自治体では97%を占めている。

「どちらかといえば必要ない」「必要ない」と回答したのは施設がない自治体に多く、 その理由としては「措置すべき高齢者が少なくなっている」「あまり増やすべきもので はないと考えている」といった回答が多い。



参考2図1-12 養護老人ホームの必要性

<「必要ない」理由>

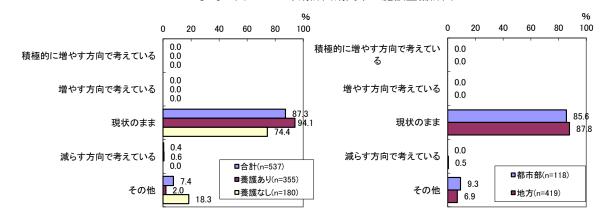
	全体		養護あり		養護なし	
	回答数	構成比%	回答数	構成比%	回答数	構成比%
措置はしているが、養護老人ホームに措置 すべき高齢者が少なくなっている	21	45. 7	5	55. 6	16	44. 4
措置はしているが、あまり増やすべきものではないと考えている	17	37. 0	3	33. 3	14	38. 9
極力、措置をしないようにしている	2	4. 3	0	0.0	2	5. 6
現在は措置していないが、今後対象者が出 てくる可能性がある	1	2. 2	0	0.0	1	2.8
その他	6	13.0	0	0.0	6	16.7
合計	46	100.0	9	100.0	36	100.0

### <「その他」の記載内容> (抜粋意見は原文のまま)

- ・措置の相談は重度の要介護者が多く、現状の制度では対応できない。
- ・他の老人ホームと基準が似ている。
- ・近隣に施設があるため。
- ・一部事務組合で対応しているため。
- ・近隣市町村にある施設へ措置入所しているため。
- ・経済的事由、緊急を要する事由の他は他法の施設を利用した方が良いと思われるため。
- ・現在措置しているレベルの市民は潜在的に多数存在していると考えます。どこで線引きするのかが難 しい。
- ・近隣自治体の養護老人ホームへの入所で間に合っている。
- ・市内にホームがないので、他市にあるホームを利用する。
- ・近隣市町村への委託で足りている。
- ・措置人数が少ないため。
- ・広域行政組合立の養護老人ホームや複数の私立養護老人ホームが近隣にあり、充足しているため。

# (2) 今期計画期間中の施設整備計画

回答のあった基礎自治体の今期計画期間中における養護老人ホームの整備計画をみると、「増やす方向で考えている」自治体はなく、ほとんどが「現状のまま」となっている。 参考 2 図 1-13 今期計画期間中の施設整備計画



## (3) 現在の措置人数、待機人数

現在の養護老人ホームへの措置人数を尋ねたところ、回答のあった基礎自治体全体では31,862人(施設あり28,395人、施設なし3,421人)、入所待機者数は4,041人(施設あり3,808人、施設なし233人)である。

65歳以上人口千人あたりの措置者数は、施設の有無によって差が大きいことがわかる。また、施設がある自治体だけでみてもバラツキが大きい。

	措置人数	待機者数
回答自治体計	31,862 人	4,041 人
うち施設あり	28, 395 人	3,808 人
うち施設なし	3.421 人	233 人

表 措置人数、待機人数

65歳以上人口千人あたり平均措置人数

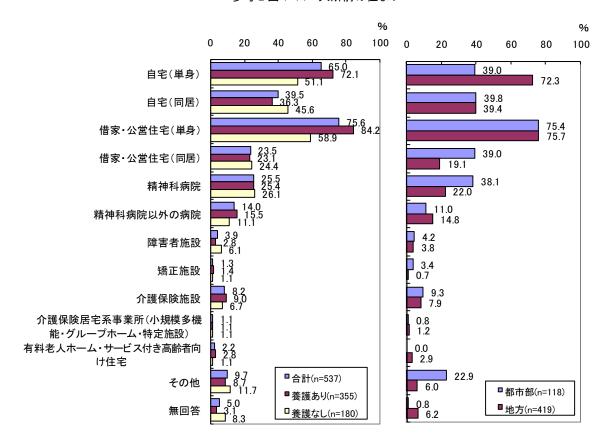
00000000000000000000000000000000000000						
	合計	養護あり	養護なし			
0人	1.4%	0.3%	3. 6%			
0.001~0.9人	34. 7%	19.7%	65. 1%			
1.0~1.9人	24.8%	27.8%	18. 7%			
2.0~2.9人	12.2%	15. 2%	6.0%			
3.0~3.9人	11.4%	14.6%	4.8%			
4.0~4.9人	5.8%	8.7%	0.0%			
5.0人以上	9.8%	13. 7%	1.8%			
合計	100.0%	100.0%	100.0%			
平均	2. 26	2.89	0.99			
中央値	1.43	2.15	0.67			
<実人数>						
平均	62人	84人	20人			
中央値	32人	55人	10人			
最大値	1119人	1119人	303人			

65歳以上人口千人あたり平均待機人数

	合計	養護あり	養護なし		
0人	54. 2%	42.1%	78.9%		
0.001~0.49人	32.0%	39. 7%	16.1%		
0.5~0.99人	4. 9%	5.8%	3.1%		
1.0~1.49人	2. 9%	3.3%	1.9%		
1.5~1.99人	2.0%	3.0%	0.0%		
2.0人以上	4. 1%	6. 1%	0.0%		
合計	100.0%	100.0%	100.0%		
平均	0.38	0. 53	0.07		
中央値	0.00	0.04	0.00		
<実人数>					
平均	8.1人	11.5人	1.4人		
中央値	0.0人	1.0人	0.0人		
最大値	315人	315人	50人		

# (4)入所前の住まい

養護老人ホームに入所する前の住まいについて多い順に 1 位~3 位までを尋ねたところ、自宅又は借家の「単身」のほかに自宅または借家での「同居」、「精神科病院」、「精神科病院以外の病院」などが上位となった。また、「その他」として、「住所不定/ホームレス・路上」、「救護施設」、「簡易宿泊所」、「更生施設」等が挙げられている。都市部と地方を比較すると、都市部では地方に比べて「借家・公営住宅(同居)」や「精神科病院」、「その他」の割合が高い。



参考2図1-14 入所前の住まい

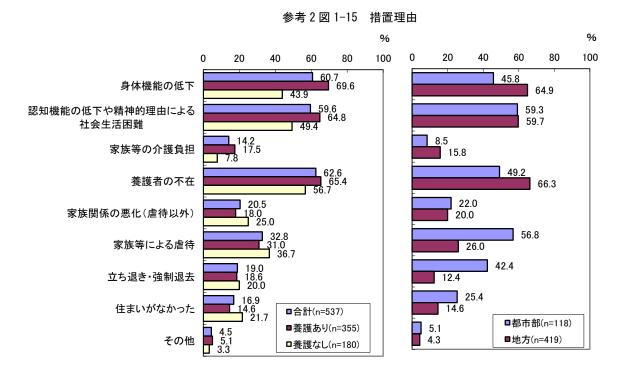
<「その他」の記載内容>(抜粋意見は原文のまま)

- ・住所不定/ホームレス・路上
- 救護施設
- 簡易宿泊所
- 更生施設 等

## (5)措置理由

措置理由の上位には、「養護者の不在」や「身体機能の低下」、「認知機能の低下や精神的理由による社会生活困難」などが並んでいる。これらの理由は、施設がある自治体でより高くなっている。

都市部と地方別にみると、都市部では「家族等による虐待」や「立ち退き・強制退去」、「住まいがなかった」などの理由が地方に比べて多く、逆に地方では「身体機能の低下」や「養護者の不在」、「家族等の介護負担」など介護ニーズが高い。



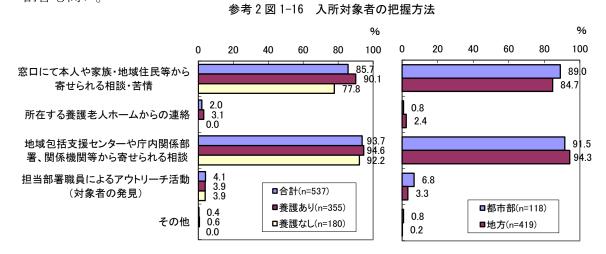
<「その他」の記載内容> (抜粋意見は原文のまま)

- ・経済状況の悪化による在宅生活継続の困難。/経済的困窮。 13件
- ・生活環境の悪化/家屋の老朽化。 4件
- ・要介護度が軽度のものとなり、転院となった。入所していた高齢者福祉施設が閉園となった。
- ・生活能力がない。
- ・精神科病院への長期入院により、住まいに養護者不在。
- ・身元引受人不在のため有料老人ホーム等に入所できない。
- ・在宅生活を継続することへの不安。

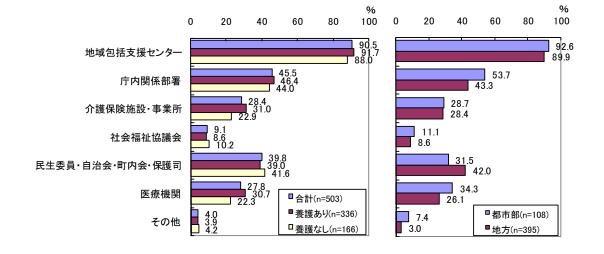
## (6) 入所対象者の把握方法

養護老人ホームへの措置入所が必要な高齢者の把握方法としては、「窓口にて本人や家族・地域住民等から寄せられる相談・苦情」や「地域包括支援センターや庁内関係部署、関係機関から寄せられる相談」に集中しており、「担当部署職員によるアウトリーチ活動」を実施している自治体はわずかであった。

相談が寄せられる関係部署・機関の種類をみると、「地域包括支援センター」を中心として、「庁内関係部署」や「民生委員・自治会・町内会・保護司」などの地域住民の割合も高い。



参考2図1-17 相談が寄せられる関係機関等

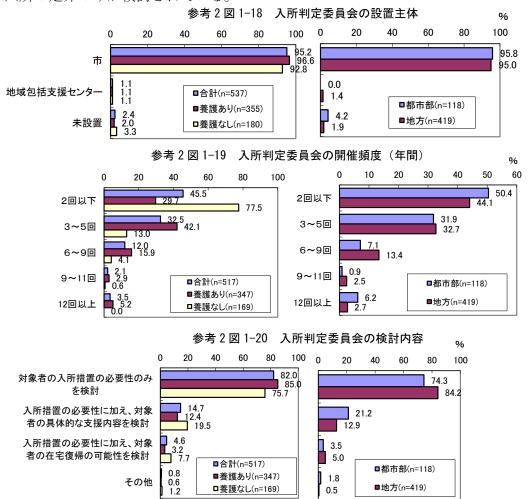


# (7)入所判定委員会

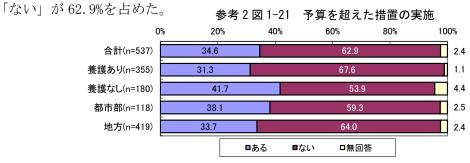
入所判定委員会の設置主体は「市」が95%を占めており、「地域包括支援センター」は1.1%、「未設置」が2.4%であった。

入所判定委員会を設置している自治体に、入所判定委員会の開催頻度(年間)を尋ねたところ、「2 回以下」が 45.5%、「 $3\sim5$  回」が 32.5%であり、6 回以上(=2 か月に 1 回以上)実施している自治体は 17%にとどまる。

また、入所判定委員会の検討内容をみると、「対象者の入所措置の必要性のみを検討」が82.0%、「入所措置の必要性に加え、具体的な支援内容を検討」が14.7%、「入所措置の必要性に加え、対象者の在宅復帰の可能性を検討」が4.6%であり、多くの自治体では入所の是非のみが検討されている。



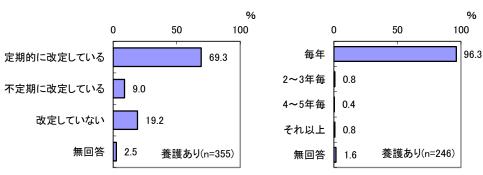
自治体の予算を超えて措置を実施することが「ある」と回答した自治体は34.6%であり、



# (8) 措置費単価の改定

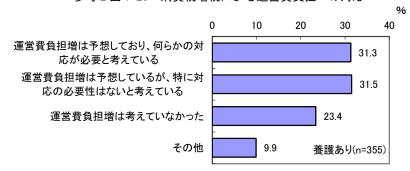
養護老人ホームのある自治体を対象に措置費単価の改定状況をみると、「定期的に改定している」が 69.3%、「不定期に改定している」が 9.0%、「改定していない」は 19.2% であった。

定期的に改定している措置費の改定頻度としては、「毎年」が96.3%を占めている。



参考2図1-22 措置費単価の改定

また、消費税増税による運営費負担への影響について、養護老人ホームのある自治体の回答状況をみると、「何らかの対応が必要と考えている」(31.3%) と「特に対応の必要性はないと考えている」(31.5%) がほぼ同数となっている。また、「運営費負担増は考えていなかった」自治体も23.4%ほどみられた。



参考2図1-23 消費税増税による運営費負担への対応

### ○国、都道府県、他市の状況をみて検討

- ・運営費負担増を予想しているが、通知に基づき費用負担を行っているため今後の動きをみて対応したい。
- ・国の動向を注視して検討すべきと考えている。
- ・国の指針をもとにしており、改正等がある場合のみ対応することとなる。
- ・法や指針等に基づいて措置費を決定しており、法や指針等の規定を超えた対応はできないと考えている。
- ・措置費の額は国の基準で決定するものであるが、市では措置費以外の負担は考えていない。
- 局長通知に基づき支弁費として支払っている。今後も指針に基づき支払う予定である。
- ・負担増は予想しているが、措置費等の基準は原則老人福祉法に示される基準によるべき。
- ・措置費については国の通知に基づいており、現在のところ改正の予定はない。
- ・技術的指導として単価を示して・・・。
- ・国の通知に準じている。
- ・国の通知による単価を使っているため改定されれば対応する。
- ・国・県・他市の動向を注視する。
- ・関係法令(老人福祉法等)に準じる。
- ・運営費負担増は予想しているが、措置費は厚生労働省通知(技術的助言)に基づき決定している。
- ・国の動向を見ながら対応。
- ・県や他市と相談のうえ対応を検討する。
- ・国による基準単価の改定が必要であると考えている。
- ・基準単価に反映すべきである。

#### ○検討中または検討の用意あり

- ・予算編成に向けて、検討課題と認識している。
- ・全庁的な対応方針をみて検討予定。
- ・運営費負担増は予想しており、対応検討中。
- ・介護サービス利用加算は対応するが、基本単価は生活保護費単価の切り下げも踏まえて検討する。
- ・負担増の程度により、相応の必要性について検討する。
- ・施設から要望があれば検討する。
- ・状況により検討。

#### ○未検討

- ・運営費負担増は予想されるが、対応等はまだ協議していない。
- ・現時点で特に考えていない。
- ・今現在検討していない。

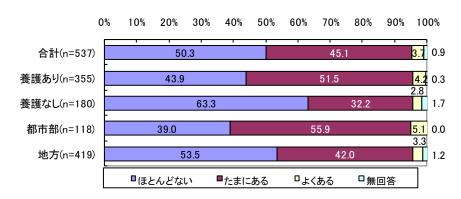
## ○その他

- ・市立のため運営費なし。
- ・第1種社会福祉事業のため、非課税であるので、対応は考えていない。
- 非課税取り扱い事業。

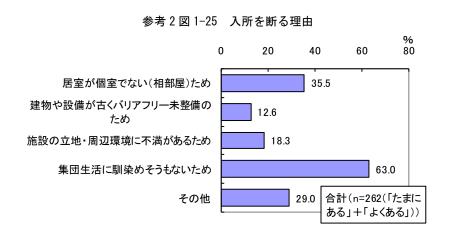
# (9)対象者が入所を断ること

養護老人ホームへの措置入所対象となっている高齢者が入所を断ることがあるかど うかを尋ねたところ、回答自治体全体では「ほとんどない」と「ある」(=「たまにあ る」と「よくある」の合計)がほぼ半々に分かれた。

措置対象者が入所を断る理由としては、「集団生活に馴染めそうもないため」(63.0%) が最も多く、次いで「居室が個室でないため」(35.5%)、「施設の立地・周辺環境に不満があるため」(18.3%)、「建物や設備が古くバリアフリー未整備のため」(12.6%) の順となっている。



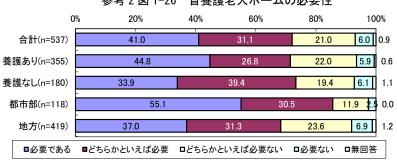
参考2図1-24 対象者が入所を断ること



## (10) 盲養護老人ホーム

盲養護老人ホームについては、「必要である」「どちらかといえば必要」の合計が72.1%、「必要ない」「どちらかといえば必要ない」の合計が27.0%であった。

必要ないと回答した理由をみると、対象者が少ないことが最も大きな割合であり、 また自由記述欄には近隣自治体に盲養護施設があるため新規設置の必要はないとの回答が多い。 参考2図1-26 盲養護老人ホームの必要性



<「必要ない」理由>

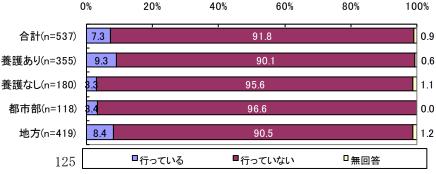
	全体		養護あり		養護なし	
	回答数	構成比%	回答数	構成比%	回答数	構成比%
措置はしているが、盲養護老人ホームに措 置すべき高齢者は少なくなっている	63	43. 4	44	44. 4	19	41. 3
措置はしているが、あまり増やすべきもの ではないと考えている	9	6. 2	4	4.0	5	10. 9
極力、措置をしないようにしている	5	3. 4	4	4. 0	1	2. 2
現在は措置していないが、今後対象者が出 てくる可能性がある	35	24. 1	22	22. 2	13	28. 3
その他	41	28. 3	31	31.3	10	21. 7
合計	145	100.0	99	100.0	46	100.0

盲養護老人ホームへの入所相談が寄せられることが「ない」と回答した自治体は30.7%であり、66.9%の自治体では「たまにある」と回答している。ただし、盲養護老人ホームの啓発活動を行っている自治体は7.3%にとどまっており、自治体による周知がなされている割合は非常に低い。

100% 20% 40% 60% 80% 0.6 合計(n=537) 30.7 養護あり(n=355) 26.5 71.3 0.3 0.3 養護なし(n<sup>S</sup>180) 39.4 都市部(n=118) 83 1 14.4 0.0 地方(n=419) 62.3 35.3 0.7 1.0 □無回答 □よくある □たまにある □ない □施設の存在を知らなかった 0%

参考2図1-27 盲養護老人ホームへの入所相談

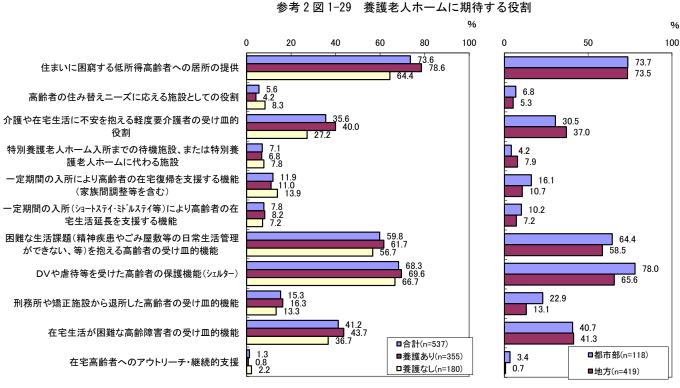
参考2図1-28 盲養護老人ホームの啓発活動



# (11) 養護老人ホームに期待する役割

養護老人ホームに期待する役割としては、「住まいに困窮する低所得高齢者への居所の提供」、「DV や虐待等を受けた高齢者の保護機能 (シェルター)」、「困難な生活課題を抱える高齢者の受け皿的機能」などが上位を占めている。

都市部では、地方にくらべて、DVや虐待高齢者の保護機能、困難な生活課題を抱える高齢者の受け皿的機能のほか、「刑務所や矯正施設から退所した高齢者の受け皿的機能」や「一定期間の入所により高齢者の在宅復帰を支援する機能」への期待が高い。



【養護老人ホームに期待する役割:自由記述】(抜粋意見は原文のまま)

# ○介護ニーズのある高齢者への対応

- ・重度要介護者、徘徊高齢者等の受け入れ。
- ・入所時から介護保険サービスの利用が必要な者の受け入れ。
- ・ADLの低下した高齢者の積極的な受け入れ。
- ・低所得の認知症高齢者のための受け皿機能。
- ・介護保険施設を含む既存の社会資源で対応困難なケースに対する積極的な受け入れなどの協力。

### ○保護・シェルター機能

- ・低所得独居で身寄りのない者が増加している。虐待やホームレスのシェルター機能も期待される。国、 県はもっと積極的に関与すべきである。また、措置のあり方も検討を要するように思われる。
- ・市の面会制限ができる施設として高齢者の安全のため必要である。
- ・虐待を受けた高齢者の保護機能として大きく期待しています。
- ・今後、虐待等のシェルターとしての役割がより求められると思います。職員、スタッフにも対応力が 必要になると思います。
- ・高齢者の増加に伴い、低所得高齢者や高齢者虐待の件数が増加することが予想されるため、支援困難 ケースの受け入れとしての役割を今後も引き続き期待します。

- ・虐待や障害などにより、在宅生活が困難な者の柔軟な受け入れ。
- ・介護保険によらないセーフティネット機能。生活保護費での在宅困難生活者の支援。

#### ○専門機能の強化

- ・精神障害のある入所者が増加している。専門性のある施設をつくる必要がある。
- ・虐待対応、精神疾患を持つ利用者への対応技術に優れていること。
- ・相談機能を期待します。
- ・糖尿病治療によるインシュリン注射、透析など医療ニーズのある高齢者の受け入れ。
- ・集団生活が困難な高齢者も対応可能な人材・環境づくり。
- ・セーフティネットとしての専門性の高い入所者支援。

### ○施設整備

- ・老朽化が著しい施設があり、早期の段階で新たな施設建設の必要があると考えている。
- ・ユニット化の促進。
- ・盲養護老人ホームが増えること。
- ・すべての施設の個室化。重度化する中で施設内でのリハビリ対応。

#### ○手続き

- ・入所時の手続き(入所判定委員会)を簡素化してほしい。
- ・措置者の入所に関する協力と迅速な対応。
- ・身寄りがない高齢者の受け入れについて理解を求める。施設によっては消極的である。

### ○地域支援

- ・地域に根ざした施設。
- ・施設内だけではなく、地域との交流などの幅広い活動。

### ○費用

- ・措置費の費用を上げないでほしい。措置費の費用の算出方法を複雑にしないでほしい。
- ・入所費用の自己負担分を除いた金額の100%を市が持ち出しとなる為、措置のハードルが高くなっている。国からの補助があれば良い。
- ・見守りがあり、本人が安心して暮らせる、個人の経済状態に応じた費用負担の設定。

#### ○制度面

・各養護老人ホームは、社会的要請に応えている。検討すべきは、措置制度である。

#### ○その他

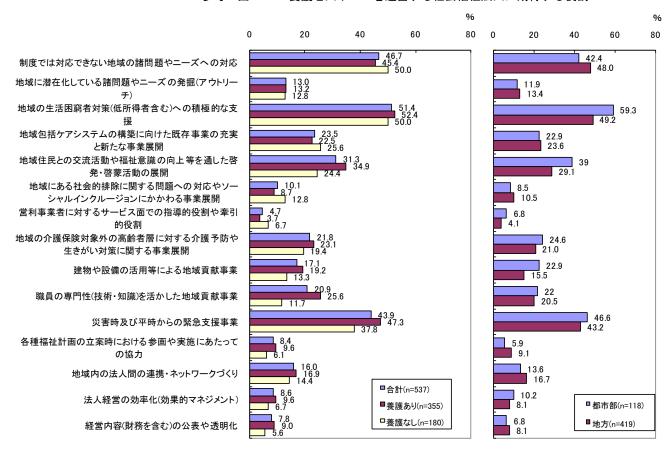
- ・条例、基準等を遵守し、適正な運営管理のもと高齢者の自立生活を支援する。
- ・期待することはあまりないが、サービス付き高齢者向け住宅の急増に伴い、これらの施設の必要性が わかりにくくなっている。
- ・真に低所得者対策になっているのか疑問に思うこともある。
- ・同法人で介護施設を保有している所は、養護と連携を取ってほしい。
- ・入所者の状況変化に関わる情報(特に養護老人ホームの対象範囲に関わる情報)は早めに報告をもらい、次の支援策を計画したい。
- · 身元引受人。
- ・保証人の規制緩和を願いたい。親族のいない孤独な高齢者こそ養護・軽費・ケアハウスのニーズがある。 葬祭や永代供養のサービスも実施して欲しい (もちろん親族がいる場合は現行でよいが)。

## (12) 養護老人ホームを運営する社会福祉法人に期待する役割

養護老人ホームを運営する社会福祉法人に期待する役割の上位には、「地域の生活困 窮者対策(低所得者含む)への積極的な支援」、「制度では対応できない地域の諸問題 やニーズへの対応」、「災害時及び平時からの緊急支援事業」などが並んでいる。

養護老人ホームのある自治体では、「災害時及び平時からの緊急支援事業」や「地域住民との交流活動や福祉意識の向上等を通した啓発・啓蒙活動の展開」、「職員の専門性を活かした地域貢献事業」、「建物や設備の活用等による地域貢献事業」など、緊急対応や住民等に対する啓発・啓蒙活動、地域貢献活動への期待が高い。

都市部の回答では地方に比べ「地域の生活困窮者対策(低所得者含む)への積極的な支援」、「地域住民との交流活動や福祉意識の向上等を通した啓発・啓蒙活動の展開」、「建物や設備の活用等による地域貢献事業」などへの期待が高く、逆に地方では「制度では対応できない地域の諸問題やニーズへの対応」への期待が高い。



参考2図1-30 養護老人ホームを運営する社会福祉法人に期待する役割

### 【養護老人ホームを運営する社会福祉法人に期待する役割:自由記述】(抜粋意見は原文のまま)

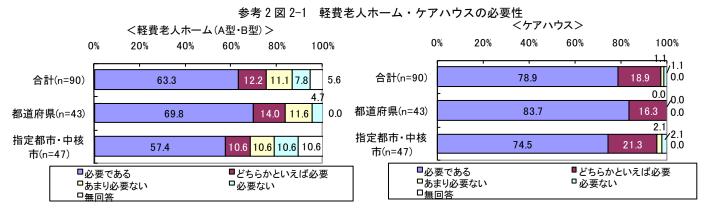
- ・真に高齢者福祉に寄与すること。
- ・適正な法人運営。
- ・設立の理念に基づき、地域の福祉リーダーとしてがんばっていただきたい。
- ・身寄りがない高齢者の受け入れ。
- ・法人の特殊性に鑑み、一次予防高齢者への取り組みを自主事業として積極的に実施していただきたい。
- ・介護保険施設、有料老人ホーム以外の低所得者向け高齢者住宅の運営。
- ・地域福祉の拠点として上記活動の展開と長期に継続し安定した運営。
- ・地域住民、地域福祉を目的とする事業の推進に努めるうえで自治体との有機的な連携に期待する。
- ・効率的な施設運営。
- ・社会福祉事業を通しての地域福祉貢献(地域展開を積極的に行っていただきたい)。
- ・やむを得ない措置の受入れ(虐待ケース)。
- ・高齢者福祉が介護保険を中心に契約制度に切り替わったが、制度に乗せる必要性が高いものにもかか わらず利用にうまくつながらない案件が多数ある。措置制度からの経験と技術を活かし、社会的責任 を果たす意味でも対応困難事例に対し、柔軟に対応頂きたい。
- ・公益法人なのだから、社会に対して使命を果たしてほしい。
- 災害時など福祉避難所的な役割。
- ・条例、基準等に基づいた適正な運営。地域交流や社会貢献。

# 第2章 軽費老人ホーム・ケアハウスに関する調査結果

# 1. 都道府県・指定都市・中核市向け調査

## (1) 軽費老人ホーム・ケアハウスの必要性

軽費老人ホーム (A型・B型) について、「必要である」「どちらかといえば必要」と 回答した割合は、都道府県回答では 83.8%、指定都市・中核市回答でも 68.0%を占める。 ケアハウスの必要性については、都道府県では 100%が、また指定都市・中核市でも 96%が必要な施設であると回答している。

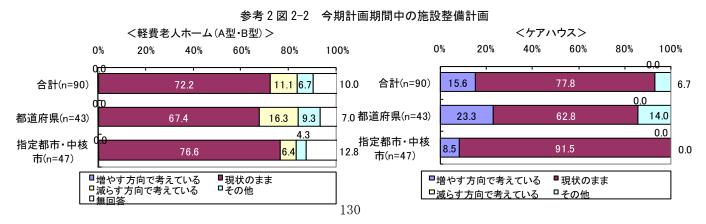


## (2) 今期計画期間中の施設整備計画

今期計画期間中における施設整備計画をみると、軽費老人ホームに関しては「増やす方向で考えている」という回答はなく、70%前後が「現状のまま」であり、「減らす方向で考えている」自治体は都道府県が7(16.3)%、指定都市・中核市が3(6.4%)であった。

一方、ケアハウスについては「増やす方向で考えている」都道府県が 10 (23.3%)、 指定都市・中核市は 4 (8.5%) であり、「減らす方向で考えている」と回答した自治体 はなかった。

整備方針に関する回答理由をみると、ケアハウスを増やす方向で考えている理由として、介護保険施設の補完的な機能としての期待、あるいは軽費老人ホーム(A型・B型)からの転換を進めるといった内容が多い。一方、「現状のまま」と回答した理由としては、待機者や申込状況から需給バランスが取れているといった回答のほか、特別養護老人ホームの整備を優先していることや、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の整備状況を踏まえてといった回答もみられる。



#### [軽費老人ホーム (A型・B型)]

### <現状のまま>

- ・経過措置施設であるため。
- ・経過型老人ホームであることから増やす方向でないが、県所管の軽費老人ホームにおいて、7施設中 6施設が満床で、引き続き需要があるため、「現状のまま」と考える。
- ・国の通知において、軽費老人ホーム (A型・B型) をケアハウスに一体化することとされたため。
- ・軽費老人ホーム (A型・B型) については、国がケアハウスに一元化していく方針を示しているため。
- ・国からケアハウスへの一元化の考えが示されているため。
- ・軽度要介護者における入所待機の早期解消を図るため、特別養護老人ホーム及び特定施設の整備を優 先的に進めている。
- ・B型の利用者は減少しているため。
- ・A 型・B 型は旧制度であり、今後整備することはない。/・A 型・B 型は今後新たな整備は行わないため。
- ・県内にA型・B型は存在しない。/・施設が存在しない。新規に整備できない。

#### <減らす方向で考えている>

- ・ケアハウスへの円滑な移行に向けて支援していく。/・ケアハウスへの転換を推奨。
- ・老朽化している施設も見られることから、改築してケアハウスへ移行するよう促している。
- ・経過的老人ホームとされているため。
- ・建て替えの機会などに、ケアハウスへの移行を図っているため。
- ・経過的軽費老人ホームに位置づけられており、建て替えを行う場合にケアハウスへ移行。
- ・A型・B型は経過的軽費老人ホームとして存在するもののみ存続する制度と解釈。(減る一方で、増えることはない)。
- ・特定施設としてのケアハウスへの移行を促しているから。/・ケアハウス化への移行を支援。

### <その他>

- ・県所管内に軽費老人ホーム(A型・B型)がない。
- ・経過措置の施設でもあり、改築時にケアハウスとする方針。
- ・市内の軽費老人ホームはすべてケアハウスに転換済み。

#### [ケアハウス]

#### <増やす方向で考えている>

- ・介護保険施設を補完する役割等から、計画的な整備を支援していく。
- ・身体機能の低下等のため独立して生活するには不安がある高齢者の入居施設として整備する必要がある。
- ・介護度がそれ程高くない低所得である高齢者の受け入れ先として有効であると考えられるため。
- ・特定施設入居者生活介護の指定を受けたケアハウスのニーズがあるため。
- ・軽費老人ホームからの転換のみ増やす方針。それ以外は補助金の増加につながるので財源確保が困難。
- ・軽費老人ホームA型のケアハウス化への移行を支援。
- ・整備する圏域における需要が見込まれるため。
- ・各市町村が策定する高齢者保健福祉計画による(特定施設入居者生活介護の計画)。
- ・市町村の計画に基づく。/・市町村計画における目標値の集計をもって県計画の目標としている。
- ・市町老人保健福祉計画に基づく整備を進める予定。/・市町村の意見を参考にして整備計画数を策定した。

## <現状のまま>

## (都道府県)

- ・有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅など住宅型施設の整備の進捗を見極める必要があるた め
- ・競合施設が増えており、必要性が稀薄になっている。入居率が横ばいのままである。
- ・高齢者のニーズに対応する他の施設・居住系サービスが整備されてきているため。

- ・住まいの多様化が進む中、一定の整備率を確保できていることから、新規整備は行わない。
- ・低所得の高齢者でも利用でき入居率も高くニーズがあるため。
- ・県所管のケアハウスは14施設中5施設のみが満床であり、県全体でも十分な施設数であると考える。
- ・定員に比して若干の余裕があり、当面は現状を維持する。
- ・入居率が95%程度であり、妥当な整備水準であると考えるから。
- ・入所状況等からほぼ入所需要を満たしていると考えられるから。
- ・入所状況から既に充足していると考えられるため。/・既存施設で充足しているため。
- ・施設の必要性から判断。/・特に不足しているとの声を聞いていない。/・法人等からの要望がない ため。
- ・市町村との協議の結果、現状のままで必要数を満たすと判断できたため。
- ・老人福祉計画は、市町村計画の積み上げであり、各市町村における整備予定がないため。
- ・市町で整備予定がないため。/・一義的に市町村の計画を尊重。/・市町村・事業者の要望に沿っている。
- ・本県の財政運営の状況を鑑みると、新規整備に伴う運営費補助の増額は大変厳しいものと考えている ため。

#### (指定都市・中核市)

- ・入所待機者が少数で推移しているため。/・待機者がいないため。/・待機者が増加していないため。
- ・現状では定員に満たない施設もあるため。/・特に入所申込者が増加している状況でないため。
- ・現状で充足していると考えている。/・現状で需要を満たせている。
- ・低所得者や軽度者の受け皿として必要な施設ではあるが、満床に満たない施設も多いため、増やす方 向では考えていない。
- ・基礎調査等の結果を踏まえ、施設整備目標を現状のままとした。
- ・入所申込の状況などから、新たな施設整備の必要性はないと判断したため。
- ・必要な床数は確保されていると考えているため。/・現状、需要に応じた居室数が確保されている。
- ・入居状況等から判断すると、現状においては増設の必要性は低いものと考えられるため。
- ・施設数、入所定員について、本市では既に65歳以上人口の0.5%を超えて整備されていることから。
- ・現在の入所状況から施設数との釣り合いが取れている。
- ・計画定員数をほぼ満たしているため。/・緊急基盤整備により第5期分を前倒しで整備したため。
- ・サービス付き高齢者向け住宅等、様々な他の供給主体ができているため。
- ・民間の有料老人ホーム、高齢者世話付き住宅が充実してきており、積極的な整備は考えていない。
- ・サービス付き高齢者向け住宅等の整備が進む中で、今後の軽費老人ホームの整備の必要性を見極めて いくことが必要であるため。
- ・必要性はあるが、特養等の増設の方が急務であり、市として軽費の増設計画はない。
- ・軽度要介護者における入所待機の早期解消を図るため、特別養護老人ホーム及び特定施設の整備を優 先的に進めている。
- ・特別養護老人ホーム等の設置・増床に重点をおいているため。/・特別養護老人ホームの整備を優先 させるため。
- ・平成 16 年度の三位一体改革により一般財源化されたことで、本市の財政状況は厳しく、増やすこと は困難であるが、環境上及び経済的理由により入所措置が必要な者が多く存在するため、現状維持を していきたい。
- ・整備済み。事業費補助に対する予算増額が困難/・財政面で支出が伴うため。
- ・新たに事業を行う社会福祉法人がないため。
- ・他の高齢者向け施策との兼ね合いから、増やすほどの必要性には至らない。
- ・今期の計画(平成24~26年度)では整備しない方針となっているため。

### <その他>

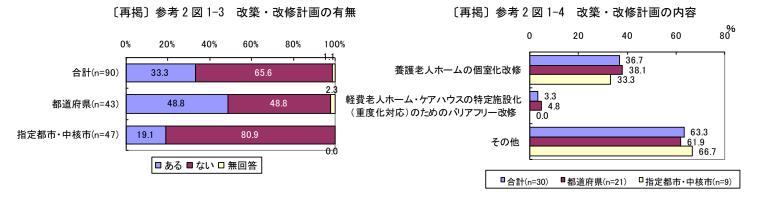
- ・地域の実情に応じて必要な施設の整備を推進。/・市町村のニーズにより対応する。
- ・各市町村における意向を踏まえ整備を進める。/・老人福祉計画策定時に市の意向を踏まえ決定するため
- ・高齢者が自立して生活を送る場として、今後増加する高齢者単身世帯や住み替えニーズに対応するための多様な「住まい」の選択肢の一つ。
- ・必要入所定員を定めておらず、整備方針はない。

## (3) 施設の改築・改修(再掲)

## ①改築·改修計画

施設の改築・改修計画の有無をみると、都道府県では「ある」と「ない」が半々、 指定都市・中核市では「ある」が 9 (19.1%)、「ない」が 38 (80.9) %である。

改築・改修計画の内容としては、「養護老人ホームの個室化改修」のほか、「その他」で記載されている「養護老人ホームの老朽化に伴う改築・建て替え、耐震化、バリアフリー化等の改修」などが予定されている。

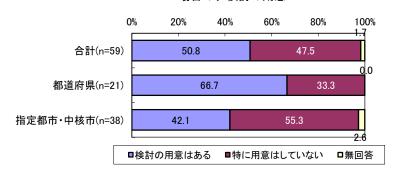


< 「その他」の記載内容> (抜粋意見は原文のまま)

- 養護老人ホームについて、老朽化、耐震化への対応から移転改築を予定する施設がある。
- ・老朽化した養護老人ホームの耐震化・大規模改修工事に係る補助を行う。
- ・老朽化が進んでいる施設の耐震化及び居住環境の改善。
- ・養護老人ホームの老朽化による改築(全室個室化)。
- ・軽費老人ホームに対するスプリンクラー設置事業。
- ・養護老人ホームの老朽化及び個室化のための改修。
- ・昭和56年以前の旧耐震基準で建てられた施設から順次老朽改築を進める(改築費用を補助)。
- ・市町等を通じて毎年該当施設の改築予定時期を取りまとめている程度。特に個室化を推進するものではないが、施設整備補助金の交付条件に条例等に規定したユニバーサルデザインへの適合を掲げている。
- ・補助事業による老朽化施設の改築等。
- ・老朽化した設備の改修、バリアフリー化、個室の整備など。

施設の改築・改修計画が「ない」と回答した自治体に、施設側からの協議要請があれば検討する用意があるかどうかを尋ねたところ、「検討の用意がある」都道府県は14(66.7%)、指定都市・中核市は16(42.1%)であった。

[再掲]参考2図1-5 施設側からの協議要請があった 場合の、検討の用意



## ②施設整備に関する考え方(抜粋意見は原文のまま)

#### (都道府県回答)

#### ○施設整備を支援

- ・自宅等で生活に不安がある方等を支援するため、今後も介護保険施設を補完する生活支援型施設の計画的な整備を支援していく。
- ・いずれも必要な施設であり、設置者から協議があれば検討したい。
- ・介護保険関係施設と比較すると、養護・軽費は施設整備資金の確保が困難であるものと考えているため、老人福祉施設の整備充実等のための補助金の支出等の援助が必要であると考えている。
- ・各施設とも各々の性質に応じて重要な役割を担っており、安定した運営が確保できるよう、必要があれば県で支援していきたいと考えている。
- ・養護老人ホームについては、要件を満たせば補助金による施設整備助成が可能。
- ・限りある財源の中で老朽化が進んでいる施設を優先するよう配慮しつつ、順次昨今の状況(耐震化、 防災設備の整備、ユニバーサルデザイン化へのニーズ等)に適合するよう、施設整備(改築)への補助を通じて指導してまいりたい。

### ○老朽化対応

- ・養護老人ホーム及び軽費老人ホーム (A型) の老朽改築に対する施設整備を進めることとしている。
- ・老朽化が著しい養護老人ホームについて、生活環境の向上及び耐震化を図っていく必要がある。
- ・現状程度の施設数・定員を維持しつつ、入所者の居住環境、安全性の維持・向上を図るため、大規模 修繕・改築に対して必要な補助を行っていく。
- ・老朽化施設の改築に取り組む必要性がある。
- ・本県ではこれまで老朽化に伴う養護老人ホームの建て替えに対する補助を実施しており、今後も必要 に応じ対応していく予定である。
- ・現時点で新たな施設整備は検討していないが、老朽化した施設の改築整備には支援が必要と考えている。
- ・高齢者保健福祉計画に基づき、適正な規模で、かつ必要性が高いと認められる施設を優先して整備する。また、老朽化改修に合わせ、多床室の個室化など居住環境及び処遇に配慮した施設の質的向上を図ることとしている。
- ・特に養護老人ホームは老朽化が進んでいるため、施設側からの要望があれば整備補助金を含め検討する。

### ○地域のニーズや市町村の意向を踏まえて

- ・地域ニーズ、市町村の意向等による。
- ・各市町村が算定した利用見込み量を基本に整備を進める。
- ・養護老人ホームについては市町の措置により入所する施設であるので、措置の必要性がある人が増えない限り新しい施設整備は行わない。
- ・市町村が策定する介護保険事業計画において、整備量を見込む場合に、当該市町村が属する圏域の構成市町村で調整のうえ整備目標数を定める。
- ・養護老人ホームについては、居宅において養護を受けることが困難な者を把握し、適当な量を整備したい。軽費老人ホームについては、他施設の退所者数を把握したうえで慎重に検討したい。
- ・市町村における利用見込み等を勘案しながら、県内の均衡ある整備を進める。
- ・各市町村がニーズを調査し、整備計画を策定する。県は市町村の計画に基づき、県全体での整備計画 を策定する。
- ・将来の利用者数の状況等、施設の必要性を判断して施設整備を進める必要がある。また県は整備費補助金で設置を支援している。
- ・経済的な理由等により在宅での生活が困難な高齢者の受け入れ先として、市町・施設と連携し必要な 定員を確保する。

#### ○養護・軽費

- ・経済的・環境的理由により、居宅での生活が困難な高齢者が入所する養護老人ホームについては、老 朽化した施設の改築等による居住環境向上の取組を支援する。軽費老人ホーム(ケアハウス)につい ては、特定施設入居者生活介護の指定を前提に計画的な整備を支援する。
- ・養護は昭和 56 年以前の旧耐震基準で建てられた施設から順次老朽改築を進める(改築費用を補助)。 軽費は、A型からケアハウスに移行するための改築整備に対し、優先的に整備費を補助。
- ・養護は老朽化に伴う改築や多床室解消のための改築等、施設から協議があれば検討することとしているが、軽費の改築等については補助の対象としていないため、軽費の改築等をどう進めていくかが課題。
- ・政令市等の状況を踏まえながら整備を進めることとしている。
- ・養護老人ホームについては、老朽化した施設について緊急度を勘案のうえ改修又は改築による整備を 進める。軽費老人ホームについては、創設・増床は認めていない。

#### ○特定施設化

- ・養護老人ホーム及び軽費老人ホームは老人福祉の観点から依然として重要な施設と考えているが、常 時介護を要する高齢者へのニーズに対応できるよう、軽費老人ホームの改築時に特定施設への転換を 促進している。
- ・ケアハウスの創設、養護老人ホームの改築について、特定施設の場合に補助を行っている。

#### ○その他

- ・養護老人ホームについては、創設、増築、増改築、改築、その他改修についての補助金の交付要綱を 有している。施設の創設だけでなく、建築後長期間経過した施設の老朽化等に伴う増改築、改築及び 大規模修繕を行うにあたっても、補助金の交付は必要であると考えるが、補助金の交付の有無は、本 県の財政状況は非常に厳しいため、施設等の個別具体的な状況を勘案し、補助の実施について決定を することとなる。
- ・明確な整備方針は定めていない。
- ・今後とも必要数を維持していく。
- ・サービス付き高齢者向け住宅の整備が介護保険事業計画と無関係に進む中で、軽費老人ホームやケア ハウスの位置づけが曖昧になりつつある。養護老人ホームについては、措置を行うより生活保護受給 とした方が市町村の財政負担が軽くなるという悪しきインセンティブが働いている。
- ・現在、施設の改築に係る補助はないが、制度の趣旨、法人の財政状況を鑑み、補助金等の検討をする 必要があると考えている。

### (指定都市・中核市回答)

#### ○現状維持

- ・養護老人ホーム・軽費老人ホームともに計画を満たしており、現状維持で考えている。
- ・低所得者や軽度者の受け皿として大きな役割を果たしているが、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等が増えているので、現状通りとしたい。
- ・今期計画中に新たに整備する予定はない。
- ・必要数を確保しているため、新たな整備は考えていない。
- ・高齢者人口がさらに増加する中、できるだけ住み慣れた地域での生活を継続できるよう、高齢期にも 住み続けられる施設の整備を推進していくことは重要であると考えるが、現状、民間事業者による低 料金の有料老人ホーム等の整備も進められており、また現状は施設数、入所定員もニーズを満たして いることから、今後の整備計画においては現状維持としている。

### ○必要性を勘案して整備

- ・ニーズに応じて整備の必要性を見極めていく必要がある。
- ・需要があれば今後検討していく。

- ・高齢者保健福祉計画で必要なサービス量を見込み、既存施設が不足する場合は施設整備を促進する。
- ・利用動向や他の高齢者向け住宅等の整備状況等を踏まえ検討していきたい。
- ・当面は現状の定員を維持する方針だが、利用者のニーズや国の動向等に応じ適宜検討を加える。

#### ○老朽化対応

- ・老朽化した施設の改築や大規模修繕等を中心に実施している。新規の整備予定はない。
- ・施設整備については現状維持とする。
- ・高齢者の入居施設であり、安心安全第一と考える。
- ・現状、需要に応じた居室数が確保されているため、新規整備は考えていない。老朽化に伴う改築等に ついては、相談により検討していく。
- ・改築済み。
- ・老朽化している施設は建て替えを行い、個室化していく。
- ・市養護老人ホーム及び市軽費老人ホームの老朽化により民設民営による再整備を行った(平成 22 年度に再整備施設に移行)。

#### ○財源、利用者負担

- ・施設整備は必要だが、整備に伴いその後の事務費補助金等の増加が見込まれ本市の一般財源では困難。 また、軽費 A型・B型を改築する際にはケアハウスとしなければならず利用者負担が増加する。低所 得者対策が課題である。軽費の運営費補助は市外入所者分も負担となっている。
- ・平成24~26年度の市高齢者保健福祉計画・介剣保険計画において、施設を増やしていく考えはない。 また、財政等を含め考えると市財源を投じて整備していくことは困難と考えられる。
- ・養護老人ホーム等の施設整備には交付税の算定に関する影響が大きい。そのため平成 24 年度の事業 から基準財政需要額への算入率が 70% とされたが、100%に戻して欲しい。
- ・特養と比較して居住費が徴収できないため、整備について起債充当率を上げるなどの配慮を望みたい。

### ○他の社会資源の動向をみて

- ・低所得者の居所として重要な施設として認識しているものの、近年急速に整備が進んでいるサービス 付き高齢者向け住宅の動向を見極め、整備を検討したいと考えている。
- ・他の社会資源の整備状況から B型へのニーズは低く、必要に応じて施設の見直し等も検討していく。
- ・高齢者の住居は多様化が進み、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅も整備数が増加している。ケアハウスについては、低所得者を対象とした施設としての位置づけを明確化してはどうか。
- ・養護老人ホームについては広域圏での本市の役割と待機者の状況を勘案し、必要に応じて整備を進める。軽費老人ホームについては民間の有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の設置状況に応じ必要な数を検討していく。

#### ○特養や特定施設を優先

・介護予防や在宅生活支援の充実を図るとともに、重度要介護者の入所待機の現状に鑑み、特別養護老 人ホーム及び特定施設の整備を優先的に進める必要があると考えている。

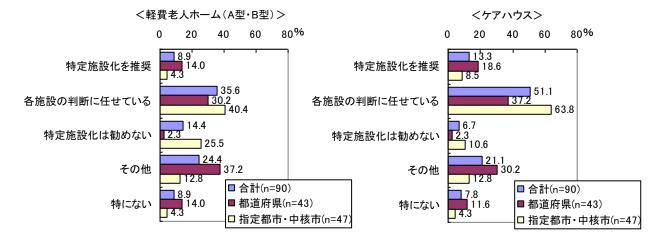
#### ○その他

- ・多様な所得層への対応。特養の受け皿。
- ・在宅に近い環境での個別ケアを図りつつ、高齢者のニーズに応えた施設整備を行う。
- ・改修や改築については、運営法人の責任であると考えている。
- ・入所施設の許認可・指導・監査を行う必要があることから、その適切な対応のために体制の充実を図り、施設サービスの質の向上を図るため、第三者評価等の活用を促進する。

## (4) 特定施設入居者生活介護事業所の指定に関する方針

軽費老人ホーム(A型・B型)の特定施設入居者生活介護事業所の指定に関する方針については、都道府県の回答では「その他」が最も多く、内容的には市町村(保険者)の判断に委ねている旨の回答が多い。また、指定都市・中核市の回答では「各施設の判断に任せている」が19(40.4%)を占めて最も多い。「特定施設化を推奨」している割合は、都道府県では6(14.0%)、指定都市・中核市では2(4.3%)にとどまった。

ケアハウスの特定施設入居者生活介護事業所の指定に関しては、都道府県・指定都市・中核市いずれの回答でも「各施設の判断に任せている」が最も多くなっている。



参考2図2-5 特定施設入居者生活介護事業所の指定に関する方針

<「その他」の記載内容>(抜粋意見は原文のまま)

# [軽費老人ホーム (A型・B型)]

#### (都道府県)

- ・ケアハウスへの転換を優先している。
- ・原則として新設・増床なし。
- ・市町村と施設の協議による判断。
- ・市町村(介護保険事業計画)の考えに委任。/・市町の判断に任せている。
- ・市町村の計画や意向を確認しながら進める。
- ・県としては特定施設化を推奨するが、保険者の意向を考慮すべきと考える。/・各市町村の計画の位置づけによる。
- ・市町村の判断を尊重し対応する。/・保険者の判断に任せている。
- ・要介護者のニーズに適切に対応できるよう指定を受けることを支援する。
- ・市町の方針による。特定施設の整備計画は市町の介護保険事業計画で定めることになっており、県の 介護保険事業支援計画は市町計画における見込み量を基礎として策定する。
- ・介護保険事業計画に基づき計画的に整備する。
- ・該当施設がない。

## (指定都市・中核市)

- ・整備計画の中で、現状と国の動向を踏まえ、負担と給付のバランスを考慮して検討する。
- ・介護給付費と調整しながら検討する。
- 今後検討。
- ・該当施設なし。

#### [ケアハウス]

#### (都道府県)

- ・創設にあたっては、特定施設の指定を受けることを補助の要件としている。
- ・原則として新設・増床なし。
- ・県としては特定施設化を推奨するが、保険者の意向を考慮すべきと考える。
- ・市町村(介護保険事業計画)の考えに委任。/・市町の判断に任せている。
- ・市町村の計画や意向を確認しながら進める。/・市町村と施設の協議による判断。
- ・各市町村の計画の位置づけによる。/・市町村の判断を尊重し対応する。/・保険者の判断に任せて
- ・要介護者のニーズに適切に対応できるよう指定を受けることを支援する。
- ・市町の方針による。特定施設の整備計画は市町の介護保険事業計画で定めることになっており、県の 介護保険事業支援計画は市町計画における見込み量を基礎として策定する。
- 介護保険事業計画に基づき計画的に整備する。

#### (指定都市・中核市)

- 今後検討。
- ・介護給付費と調整しながら検討する。
- ・整備計画の中で、現状と国の動向を踏まえ、負担と給付のバランスを考慮して検討する。
- ・事業計画時に検討していく。
- 指定済み。
- 市で定める。

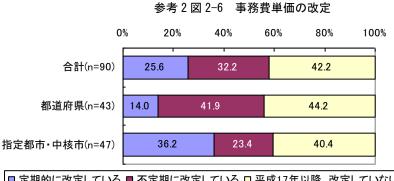
### (5) 事務費等

### ①事務費単価の改定

軽費老人ホーム・ケアハウスの事務費単価の改定状況を尋ねたところ、都道府県・指定 都市・中核市ともに40%程度は「平成17年以降、改定していない」と回答している。

「定期的に改定している」と回答した割合は、都道府県が 6(14.0%)、指定都市・中核 市が 17 (36.2%)、「不定期に改定している」と回答した割合は、都道府県が 18 (41.9%)、 指定都市・中核市が11(23.4%)であった。

事務費単価改定の考え方としては、国の通知や旧単価に基づいて設定している自治体の 他、経済情勢や他自治体の動向を踏まえて検討する旨の回答が多い。



□ 定期的に改定している ■ 不定期に改定している □ 平成17年以降、改定していない

#### (都道府県)

- ・国の「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」の単価改正があった場合。
- ・現在、国の旧単価を適用しているため、新単価を適用する場合に改定する。
- ・厚生労働省通知「軽費老人ホーム設置及び運営に関する基準について」に基づき決定。
- ・厚生労働省老健局長通知に準じた取り扱いをする。/・厚生労働省利用料指針の改定を参考とする。
- ・人勧率に対応して事務費単価を改定している。/・人事院勧告、物価変動率を反映。
- ・県職員給料単価及び措置費管理費比率等を置き換えて算出。/・県の財政状況を考慮したうえで改定。
- ・民間施設給与等改善費を算定しているため、毎年実態に応じて改定している。
- ・施設職員の平均勤続年数により、民間施設給与等改善費の加算率が変わってくるため、毎年単価の改定を行っている。/・民間施設給与等改善費のみ毎年改定。
- ・平成 19 年に改正した事務費は、地域格差の是正、特定施設への積極的な機能転換を図る視点を踏ま え設定。ただし、今後の事務費改定にあたっては、現在のところ見直し実施の有無も含め未定。
- ・物価の大幅な変動等、施設の安定的運営に支障をきたす場合を考えている。
- 各種加算の必要性を他県の状況を踏まえながら検討している。
- ・基本的には、一般財源化前の事務費単価の考え方を基本と考えているが、本県の財政運営の状況や他 県の動向を踏まえて改定を行うことになる。
- ・周辺状況の変化により改定等を検討している(高齢者の所得状況や高齢者向け住宅の整備状況等)。
- ・社会情勢等に応じて、必要性が低いと判断される加算の廃止、又は加算率の改定を行う。
- ・社会経済情勢の変化により事務費の改定が必要と考えられる場合。
- ・国通知(技術的助言)に準じたいところであるが、財政的負担が大きく、平成20年国の増額改定への対応を据え置いている。
- ・3 年毎に算定方法等の見直しについて検討を行っている。/・必要に応じて見直しを行っている。
- ・平成21年改定時は、制度改正(省令化)にあわせて改定。地域の実情にあった単価設定を行った。
- ・事務費の改定については現時点では考えていない。

### (指定都市・中核市)

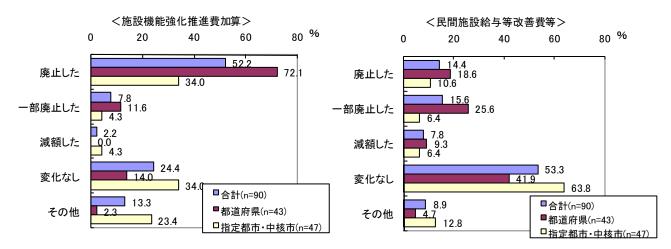
- ・施設職員の配置数など、国の通知に基づいて行っている。
- ・国の技術的助言をもとに、それぞれの施設の状況(入所者数、職員の勤続年数等)に応じ改定している。
- ・「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について(平成20年5月30日厚生労働省老健局長通知)」に基づき事務費単価を改定している。
- ・厚生労働省の通知「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」の改定に準じ検討する。
- ・国の技術的助言において単価が変更となった場合に改定を考える。
- ・国の通知により改定/・国の要綱にもとづき改定。/・国の指針通り。/・国の指針等に基づく。
- ・毎年、民間施設給与等改善費加算分を改定している。また国指針の単価が変更された年に、指針に沿って改定を行う。
- 毎年算定することとしている。/・1年ごとに職員の雇用状況等が変わるため、見直しは必要。
- ・主に職員の勤務状況に応じた民改費の改定が必要と考え、毎年改定している。
- ・補助金交付に際し、毎年見直しを行っている。
- ・現状の経済状況を反映させるため。/・実情に応じた単価の設定。
- ・県内における事業費補助基準の統一と公正性を図るため、基本額に対する加算の要件を県と同様とした。
- ・全県で単価を合わせるため、県及び協議会と協議の上、実情にあった単価改定を行っている。
- ・市の要綱に基づいて改定している。
- ・「一般職の職員の給与に関する法律」11条の3(地域手当)の改定が行われた際は、関係機関と協議 し予算などを行い、改定することとしている。
- ・自治体では改定する資料を持っていないので改定できない。
- ・現時点では改定について考えていない。

## ②加算の状況

軽費老人ホーム・ケアハウスに対する「施設機能強化推進費加算」と「民間施設給与等改善費等」の状況を尋ねたところ、「施設機能強化推進費加算」については、「廃止した」都道府県が31 (72.1%)、「一部廃止した」都道府県が5 (11.6%)であり、「変化なし」と回答した都道府県は6 (14.0%)のみであった。指定都市・中核市では、「廃止した」自治体と「変化なし」の自治体で回答が分かれている。

「民間施設給与等改善費等」については、「変化なし」と回答した都道府県は 18 (41.9%) であり、「廃止した」都道府県は 8 (18.6%)、「一部廃止した」都道府県は 11 (25.6%)、「減額した」都道府県は 4 (9.3%) と、半数以上の都道府県において廃止や減額されている。一方、指定都市・中核市では「変化なし」が 30 (63.8) %を占めており、廃止・減額した割合は都道府県よりも低い。

この結果からは、自治体によってこれらの加算の実施状況に格差が生じており、それが施設運営面に影響している可能性も考えられる。



参考2図2-7 加算の状況

【施設機能強化推進費加算】「その他」の回答

- 非該当。
- ・加算していない。/・対応していない。
- ・民間施設給与等改善費以外は平成 16 年度までに全 廃。
- ・施設からの申請なし。
- ・平成21年の中核市移行の際、すでに加算は廃止されていた。
- ・当初より加算せず。
- ・なし。/・以前から加算がなかったと思われる。

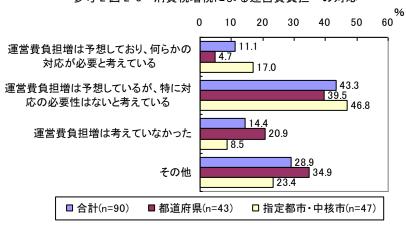
【民間施設給与等改善費等】その他の回答

- ・一律10%で設定している。
- ・一度削減するも経営上の影響が大きく復元した。
- ・加算要件を設けた。
- ・平成 20 年度より一律 10%。
- ・平成 21 年の中核市移行の際、すでに加算は廃止されていた。
- · 平成 25 年度末廃止。

## ③消費税増税による運営費負担への対応

多くの自治体では、消費税増税による施設運営費の負担が増すことを予想している ものの、「特に対応の必要性はないと考えている」との回答が39(43.3%)を占めてお り、「何らかの対応が必要と考えている」自治体は10(11.1%)にとどまった。

「その他」の回答内容をみると、財政的な理由から対応が困難、あるいは実際の影響や国や他自治体の動向を見た上で検討したい、国の基準見直しが必要、等の回答が寄せられている。



参考2図2-8 消費税増税による運営費負担への対応

<「その他」の記載内容>(抜粋意見は原文のまま)

#### (都道府県)

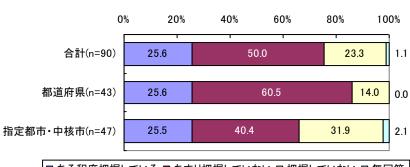
- ・運営費負担増は予想し、何らかの対応が必要だとは考えているが、財源の問題があり具体的な対応は 今後検討する。
- ・全国的な課題であるので、全国の動きや状況を見極めたうえで対応が必要か判断したい。
- ・実際の影響を見極めたうえで、対応の必要性について検討していきたいと考えている。
- ・国や他県の動向を注視しながら対応の必要性を検討したい。
- ・運営費の負担増は予想しているが、現在本県の財政状況が厳しく対応が困難である。
- ・入所者の生活費の基準見直しについて検討。/・次回、事務費改定の際に検討。
- ・運営費負担増は予想されるため、注視していく。
- ・他の分野での対応や他県の動向を踏まえて必要であれば検討したい。
- ・国の動向など情報収集を行う必要があると考えている。
- ・運営費負担増は予想しており、対応することが望ましいと考えているが、財政状況から予算措置は困難である。
- ・財政が厳しく、追加財源の捻出が見込めないため対応は困難である。
- ・運営費負担増は予想しているが、対応できる程の財政力がない。
- ・運営費負担増は予想していたが、国の取り扱い方針 (H20.5.30 老発第 0530003 号 厚生労働省老健局 通知) について見直しがないことから、現時点で特に対応の予定はない。

#### (指定都市・中核市)

- ・国の通知による単価を使っているため、改定されれば対応する。/・関係法令(老人福祉法等)に準じる。/・運営費負担増は予想しているが国の基準の見直しがない限り対応できない。/・国通知基準額の改定必要。
- ・負担増は予想しているが、国の指針に基づいて事務費を支出しており対応が困難であると考えている。
- ・他都市等の動向を踏まえ検討する。/・国や県の動向に合わせる。
- ・足並みを揃えるため、県と協議の上検討していきたい。
- ・運営費負担増は予想しているが、対応については未定。/・運営費負担増は予想しているが、その対応については検討中。
- ・現時点では検討していない。

# (5) 入居者の把握状況

軽費老人ホーム・ケアハウス入居者の状況を「ある程度把握している」と回答した割合は23(25.6%)にとどまっており、70%以上が「あまり把握していない」「把握していない」と回答している。



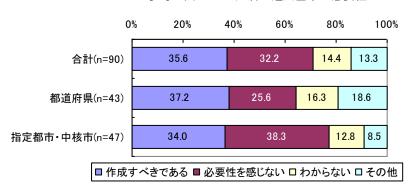
参考2図2-9 入居者の把握状況

□ ある程度把握している ■ あまり把握していない □ 把握していない □ 無回答

# (6) 入居基準等

## ①入居・退去基準の必要性

軽費老人ホーム・ケアハウスの入居・退去基準の必要性について尋ねたところ、「作成すべき」と回答した割合は 32 (35.6%) であった。一方で「必要性を感じない」と回答した割合も 29 (32.2%) を占めており、入居・退去基準の必要性に対する自治体の考え方は分かれている。



参考2図2-10 入居・退去基準の必要性

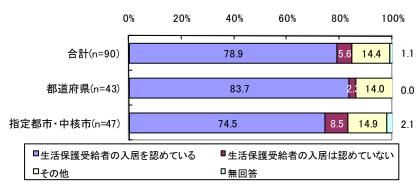
<「その他」の記載内容> (抜粋意見は原文のまま)

- ・課題意識はしているが、検討には至っていない。
- 特養の入所基準の変更があるのであれば、検討の必要がある。
- ・入所待機者が多くいる場合には明確化が求められる。
- ・基準があるのが望ましいと考えるが、施設運営上支障がないか等検討。
- ・前提として軽費老人ホーム・ケアハウス入居者の実態の把握が課題であると考えている。
- ・個々のニーズや実態に応じ、ケアハウスをより有効活用できるよう入所基準の作成を検討する。
- ・施設が作成することが必要。/・設置運営主体が自ら作成し、明確化を図る必要がある。
- ・今後問題が生じれば検討したい。/・今後の検討課題としたい。/・検討は必要と考えている。

## ②生活保護受給者の入居方針

都道府県及び指定都市・中核市のうち 80%近くの自治体では、軽費老人ホーム・ケアハウスへの生活保護受給者の入居を「認めている」と回答しており、「認めていない」と回答した自治体は5(5.6%)にとどまった。

ただし、「その他」に回答した自治体の記載内容をみると、「軽費 A 型のみ認めている」「軽費 A 型は認めないがケアハウスは認めている」「養護老人ホームの入所対象とする」など、自治体によって方針が異なっていることがわかる。



参考2図2-11 生活保護受給者の入居方針

【生活保護受給者の入居を認めない理由】(抜粋意見は原文のまま)

- ・生活保護受給者の施設入所は養護老人ホームにて対応すべきと考える。
- ・サービスの提供に要する費用が市から補助が出ているので、生活保護費との二重受給になるため。
- ・保護費の他に補助金(運営費補助だが入所者の負担軽減の性質を有するため)が投入されることになるから。

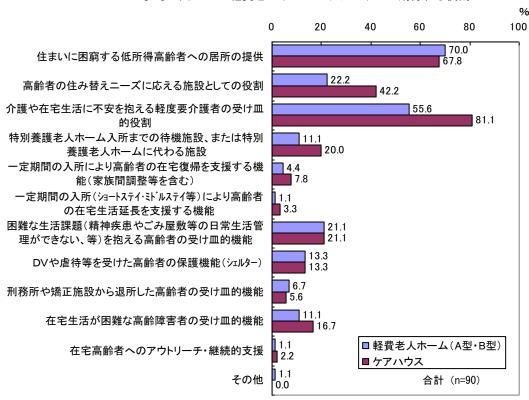
#### <「その他」の記載内容>(抜粋意見は原文のまま)

- ・生活保護費基準額内の利用料であれば入所可能と考えている。
- ・生活保護法の指定施設については入所できる。
- ・基本的には認めていないが、養護に入所できない等の事情がある場合は検討する。
- ・養護老人ホームの入所対象とする。
- 原則としてA型のみ認めている。
- ・個々の事例ごとに判断している。
- ・支給額の見直しが必要となるため、その上で判断する。
- ・生活費等の費用負担の他、入居一時金が発生するため生活保護受給者は対象とならない。
- ・軽費老人ホームA型への入所は認めていないが、ケアハウスは認めている。
- ・特に定めていない。/・特に方針を定めていない。
- 各施設の判断。

# (7) 軽費老人ホーム・ケアハウスに期待する役割

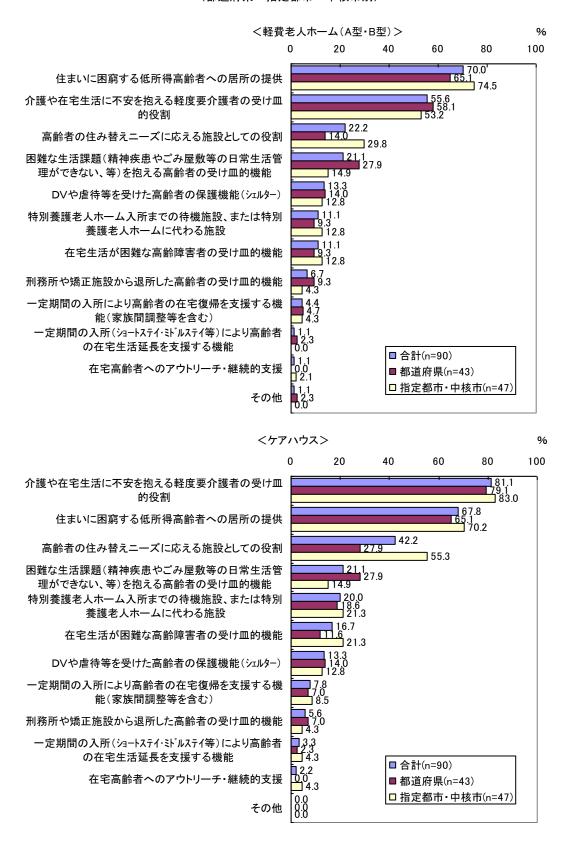
軽費老人ホーム・ケアハウスに期待する役割として、「住まいに困窮する低所得高齢者への居所の提供」や「介護や在宅生活に不安を抱える軽度要介護者の受け皿的役割」が上位に挙げられている。また、「高齢者の住み替えニーズに応える施設としての役割」や「困難な生活課題を抱える高齢者の受け皿機能」などへの期待も少なくない。

特にケアハウスに注目すると、期待する役割の第一位には「介護や在宅生活に不安を抱える軽度要介護者の受け皿的役割」が挙げられており、介護保険施設の補完的な役割を期待されていることがうかがえる。



参考2図2-12 軽費老人ホーム・ケアハウスに期待する役割

### 参考 2 図 2-13 軽費老人ホーム・ケアハウスに期待する役割 (都道府県・指定都市・中核市別)



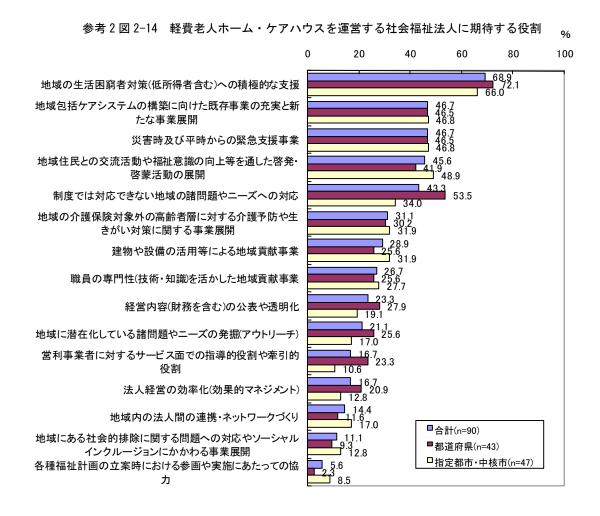
### 【軽費老人ホーム・ケアハウスに期待する役割:自由記述】(抜粋意見は原文のまま)

- ・様々な住宅型の施設がある中、ケアハウス等については低所得者向けの施設として役割を求める。
- ・入居者の要介護状態に応じた特定施設への移行。
- ・所得や年金等が少ない方の終の棲家としての役割を担って欲しい。
- ・無料又は低額な料金で老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与すること。
- 生活相談の充実。
- ・低所得者の受け皿としての施設として期待 (現状、料金が高い)。
- ・在宅生活に不安のある方の受け皿。
- ・入所者の状態像に適した日常生活への支援。
- ・低所得高齢者、介護保険対象外高齢者への支援。
- ・低所得高齢者の受け入れ施設として安定的な経営。
- ・条例、基準等を遵守し、適正な運営管理のもと高齢者の自立生活を支援する。
- ・家族による援助を受けることが困難で、ひとり暮らしに不安のある低所得者向け施設としての役割に 期待している。
- ・在宅生活が困難な低所得高齢者のための入所施設として、単なる住居の提供(本人に選択の余地がある有料老人ホーム等)とは区別する必要がある。軽費(ケアハウス)については、養護に準じ真にやむを得ない者を入所対象とするなどし、自治体公費に頼っている施設運営財源の仕組みも併せて見直すべきと考える。
- ・国では、養護老人ホームと軽費老人ホームを、低所得高齢者や処遇困難な高齢者の住まいとして位置づけ、必要性を高めるべく、新たな役割等の見直しなどを行うこととしているが、一方で施設が増えていない現状も認識している。しかし、施設数が増えない理由が、施設運営を市町村の措置費や都道府県等の補助金に委ねていることにより、自治体にとっては財政的負担が大きく、施設創設や措置そのものを抑制する傾向にあるという現実を国は直視していない。新たな役割等の見直しを行うのであれば、自治体任せとなっている施設運営財源の抜本的見直しも合わせて行うべきと考える(自治体の裁量とされ使途が限定されていない交付税による措置では、安定的な制度と言えない。)今後、新たな役割等が整理され、施設設置を推進されても、運営財源が現行のままでは、都道府県としては対応が困難となる。

### (8) 軽費老人ホーム・ケアハウスを運営する社会福祉法人に期待する役割

軽費老人ホーム・ケアハウスを運営する社会福祉法人に期待する役割を尋ねたところ、「地域の生活困窮者(低所得者含む)対策への積極的な支援」が最も多く、次いで「地域包括ケアシステムの構築に向けた既存事業の充実と新たな事業展開」、「災害時及び平時からの緊急支援事業」、「地域住民との交流活動や福祉意識の向上等を通した啓発・啓蒙活動の展開」の順となっている。

都道府県の回答では、第2位に「制度では対応できない地域の諸問題やニーズへの 対応」が挙げられており、地域福祉を担う社会福祉法人への期待が読み取れる。



<「その他」の記載内容>(抜粋意見は原文のまま)

- 社会福祉事業の円滑な実施。
- ・低所得者への支援などのセーフティネットの役割を積極的に果たすこと。
- ・条例、基準等に基づいた適正な運営。

### 2. 基礎自治体向け調査

### (1) 軽費老人ホーム・ケアハウスの必要性

軽費老人ホーム・ケアハウスの必要性を尋ねたところ、軽費老人ホームに対しては 約70%が、ケアハウスに対しては約80%が「必要である」「どちらかといえば必要」と 回答している。ただし、いずれの施設においても自治体内に施設があるかないかによって回答割合に差がみられる。

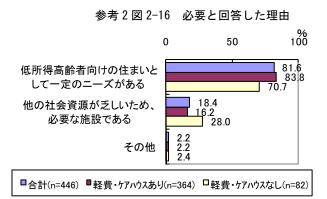
必要と回答した理由をみると、「低所得高齢者向けの住まいとして一定のニーズがある」が 81.6%を占め、「他の社会資源が乏しいため、必要な施設である」は 18.4%であった。

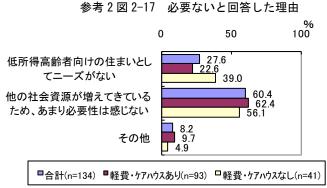
施設の必要性に関する自由記述内容をみると、軽費老人ホーム・ケアハウスともに 低所得高齢者向けの住まいとしてのニーズ、あるいは軽度要介護者や社会的保護が必要な高齢者の住まい、独居生活に不安を抱く高齢者向けの住まいとして必要であるとの記載が多い。

ただし、軽費老人ホームとケアハウスの役割分担の必要性や、国民年金ではケアハウスに入居できないために低額の高齢者住宅が必要である旨の意見(課題)も寄せられている。

<ケアハウス> <軽費老人ホーム(A型・B型)> 80% 100% 20% 40% 20% 60% 100% 合計(n=537) 44.7 合計(n=537) 34.8 34.6 18.2 5.4 6.9 3.4 軽費・ケアハウスあり(n=414) 16.9 4.3 7.0 軽費・ケアハウスあり(n=414) 39.9 軽費・ケアハウスなし(n=121) 20.7 6.6 軽費・ケアハウスなし(n=121) 9.1 5.8 都市部(n=118) 55.9 都市部(n=118) 40.7 26.3 14.4 10.2 8.5 地方(n=419) 41.5 11.9 地方(n=419) 4.1 33 2 193 □必要である □どちらかといえば必要 □どちらかといえば必要ない □必要ない □無回答 □必要である ■どちらかといえば必要 □どちらかといえば必要ない □必要ない □無回答

参考2図2-15 軽費老人ホーム・ケアハウスの必要性





### <軽費老人ホーム(必要)>

- ○低所得高齢者向け住まいとしてのニーズ
- ・比較的低所得者の方も利用できるため。/・比較的収入の少ない方がいるので。/・他に低所得で入 所できる施設がないため。/・低所得者に対応するため。
- ・低所得で日常生活は概ね自立しているが、少し見守りが必要な方の生活支援のために必要と考えている。
- ・経済的な面を理由に、有料老人ホーム等から当該施設へ変わる等、一定のニーズがあると考える。
- ・ある程度自立した低所得者が入所できる施設として重要である。
- ・自立度が高く、介護保険サービスが利用できない低所得者のために必要である。
- ・他の社会資源は増加しているが、一定のニーズがあり、待機者がある状況。
- ・サービス付き高齢者向け住宅の整備が進む一方で、費用が高く低所得者等では入所が困難なため、必要性がある。
- ・自治体窓口に相談される方の多くは所得が低く軽費老人ホームでも払えない。ここが解決できれば必要。
- ・身体機能低下等により、自立した生活を営むことに不安がある低所得高齢者向けの施設として必要。
- ・軽費・ケアハウスともに、安価で入所可能なものは必要であると考えます(市内に低所得者向けの施設が少ない)。/・市内に1か所のみであるため。
- ・自身の収入で入居できる施設に入りたいという低所得者の希望が多くあるため。

### ○軽度要介護者、保護が必要な高齢者向け住まいとしてのニーズ

- ・特養、老健、有料老人ホームに、状況、経済的に入所できない方への受け皿として必要。
- ・特養と養護老人ホームの中間的高齢者の入所施設。/・要支援認定者の受け入れホームが必要。
- ・措置入所に至らない程度の方の住まいとして必要。
- ・概ね自立ではあるが、養護老人ホームの入所要件に当てはまらない高齢者の入所施設として必要である。
- ・養護老人ホームの対象にはならないが、有料老人ホームには入所できない、中間層のために必要。
- ・生活保護受給者等の居住地として。/・虐待ケースの緊急入所。/・特に緊急の受け入れ先として。

### ○独居生活に不安を抱く高齢者向けの住まい

- ・高齢で、独居に不安を感じている人が増えているため。
- ・見守りのある軽費老人ホームは必要である。
- ・年々、自立度は高いが在宅生活に不安をもつ独居高齢者が増えているため、そのような方向けに必要。
- ・他の社会資源は増えてきており、できるだけ在宅でと考えるが、一方で不安を抱える方のニーズもあるため。

### ○その他

- ・市内に施設がないため、あまり相談等はないが、養護老人ホームの申請者数等を考えると必要ではないかと思われる。
- ・自立して生活したいと考えている人のために、選択肢の一つとして必要である。
- ・自立している方でも施設のニーズがある。/・選択肢が多い方が多様なニーズに対応できるため。

### <軽費老人ホーム(不要)>

- ○他の社会資源で対応
- ・有料老人ホームが増えてきているため。/・近隣に空きのあるホームがあるため。
- ・有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅にて対応可能。/・他の市営住宅等でも対応できる。

### ○ケアハウスへの移行

- ・ケアハウスとの役割分担が困難。
- ・ケアハウスの方が利用対応範囲が広いので、新築のケアハウスの方がよいと思う。
- ・介護サービスは利用できないため、ケアハウスへの移行が進められている。

### ○ニーズが少ない

- ・現在、あまり需要がない。/・入所すべき高齢者が少なくなってきている。
- ・相談を受けることもなく、ニーズがあるのかも不明である。
- ・持ち家が多く、介護サービスを利用することで在宅(自宅)での生活が可能。
- ・在宅での生活を望まれる方が多く、ニーズが少ない。

### ○その他

- ・軽費老人ホームの設置基準を緩和した都市型軽費老人ホームの整備推進を図っているため。
- ・都市型軽費者人ホームの整備を進めているため。
- ・サービスや費用が中途半端なイメージ。
- ・低額なサービス付き高齢者向け住宅が必要。
- ・市の基本方針により市内に老人福祉施設を新たに作らないと定めている。
- ・市内に存在せず、新規に整備できないため。

### <ケアハウス(必要)>

### ○中低所得高齢者向け住まいとしてのニーズ

- ・低所得者が入所できる施設が少ないため。/・他に低所得で入所できる施設がないため。
- ・経済的な面を理由に、有料老人ホーム等から当該施設へ変わる等、一定のニーズがあると考える。
- ・低所得者向け施設がある程度必要である。
- ・軽費で入居でき、高齢者の自立生活を支援する施設であるため。
- ・サービス付き高齢者向け住宅の整備が進む一方で、費用が高く低所得者等では入所が困難なため、必要性がある。
- ・他の社会資源は増加しているが、一定のニーズがあり、待機者がある状況。
- ・月約10万円程度の年金収入の人の入所。
- ・賃貸住宅に住み、居宅サービスを受けるには経済的に厳しい方もいるので。
- ・軽費・ケアハウスともに、安価で入所可能なものは必要であると考えます(市内に低所得者向けの施設が少ない)。
- ・自身の収入で入居できる施設に入りたいという低所得者の希望が多くあるため。
- ・中所得者の入居施設として必要。/・現状では中所得者層のニーズとなっている。

### ○軽度要介護者、保護が必要な高齢者向け住まいとしてのニーズ

- ・要介護1~3程度の方の受け皿として必要。/・介護の必要な方の住まいとして必要。
- ・特養と養護老人ホームの中間的高齢者の入所施設。
- ・生活保護受給者等の居住地として。
- ・支援が必要となってきた場合の場所として要介護者への対応可能なケアハウスは必要であると考える。
- ・特に緊急の受け入れ先として。
- ・介護保険の施設サービスを利用できない方や介護付き有料老人ホームを利用できない方のために必要。
- ・身体機能低下等により、自立した生活を営むことに不安がある低所得高齢者向けの施設として必要。
- ・身近に身寄りがないために、要介護状態になっても居住できる環境を必要とする方が増えているため。
- ・概ね自立ではあるが、養護老人ホームの入所要件に当てはまらない高齢者の入所施設として必要であ るため。
- ・他の社会資源は増えてきており、できるだけ在宅でと考えるが、一方で不安を抱える方のニーズもあるため。

### ○独居生活に不安を抱く高齢者向けの住まい

- ・独居高齢者の増加が見込まれるため。
- ・基本的に自立した方の入所施設となると、養護老人ホーム・ケアハウス以外は難しいため。
- ・独立して生活することが困難な方に対して、相談、サービスを提供する施設として必要である。
- ・本人の状態像からケアハウスでの生活がふさわしい方がいるため。
- ・自立して生活したいと考えている人のために、選択肢の一つとして必要である。
- ・ひとり暮らしが不安であるが、今いるところに住み続けたいという住民が多いから。

### ○ニーズがある

- ・現時点で一定のニーズがある。/・当市ではニーズがあり、待機の方がいる状態である。
- ・市内のケアハウスは入所待ちの状態であるため (介護サービス提供事業所が開設)。
- ・市内に1か所。満床の状態。/・市内のケアハウスの需要は高い。
- ・現在、市内にはケアハウスがないため、市外のケアハウスへの入所者が多数みられる。
- ・必ずしも低所得高齢者向けではないが、社会福祉法人が運営する施設として一定のニーズがある。

### ○その他

- ・市内に施設がないため、あまり相談等はないが、養護老人ホームの申請者数等を考えると必要ではないかと思われる。
- ・都市型軽費老人ホームの整備を計画し進めている。
- ・5期で計画し建設済み。
- ・今後、サービス付き高齢者向け住宅が増えれば必要性が低くなってくることが予想される。
- ・選択肢が多い方が多様なニーズに対応できるため。

### <ケアハウス(不要)>

### ○費用面

- ・国民年金では入所できないほど料金が高額。
- ・入居一時金が必要な施設もあり、低所得者の入居は難しい。/・低額なサービス付き高齢者向け住宅が必要。

### ○ニーズが少ない

・入所すべき高齢者が少なくなってきている。

### ○その他

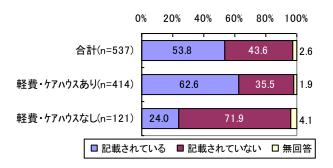
- ・持ち家が多く、介護サービスを利用することで在宅(自宅)での生活が可能。
- ・市の基本方針により市内に老人福祉施設を新たに作らないと定めている。
- ・都市型軽費老人ホームの整備を進めているため。
- ・在宅での生活を望まれる方が多く、ニーズが少ない。

### (2) 高齢者保健福祉計画における記載の有無

高齢者保健福祉計画における軽費老人ホーム・ケアハウスの記載状況を尋ねたところ、「記載されている」と回答した割合は、施設のある自治体では62.6%であるが、施設がない自治体では24.0%であり、全体でも53.8%にとどまっている。

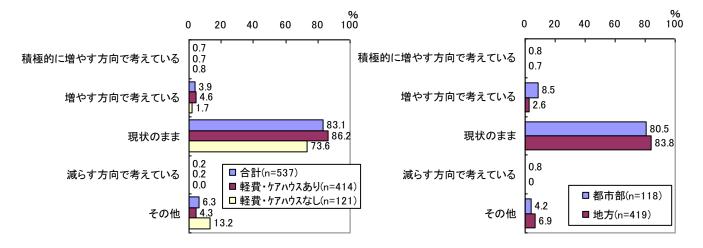
主な記載内容としては、施設概要(目的や対象者等)、施設数や定員数などであった。

参考 2 図 2-18 高齢者保健福祉計画における記載 の有無



### (3) 今期計画期間中の施設整備計画

今期計画期間中における軽費老人ホーム・ケアハウスの整備計画をみると、「(積極的に)増やす方向で考えている」自治体は4.6%、「現状のまま」が83.1%であった。地域別にみると、都市部の自治体では「(積極的に)増やす方向で考えている」割合が9.3%、地方では3.3%であり、増設は主に都市部に偏っていることがうかがえる。



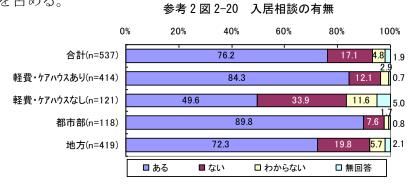
参考2図2-19 今期計画期間中の施設整備計画

### (4)入居相談

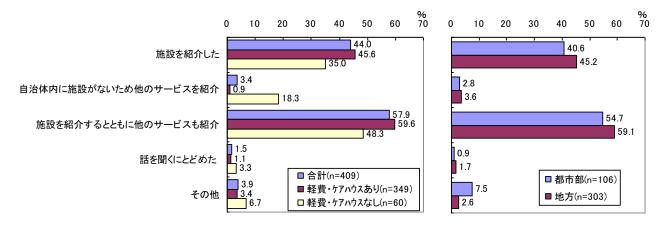
住民等から軽費老人ホーム・ケアハウスへの入居相談が「ある」と回答した自治体は 76.2%である。ただし、施設の有無や地域(都市部・地方)によって回答に差がみられる。

入居相談があると回答した自治体の、寄せられた相談に対する対応としては、「施設 を紹介した」や「施設を紹介するとともに他のサービスも紹介」が多い。

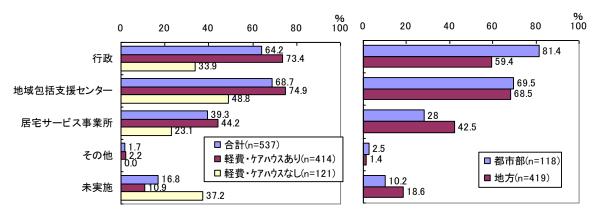
また、住民向けに施設情報の周知・情報提供を行っている機関を尋ねたところ、「行政」、「地域包括支援センター」の割合が高く、特に施設のある自治体ではともに 70%以上の割合で実施されている。軽費老人ホーム・ケアハウスのない自治体でも、「行政」や「地域包括支援センター」での周知が一定割合は行われているが、「未実施」の割合も 37.2%を占める。



参考2図2-21 入居相談への対応状況

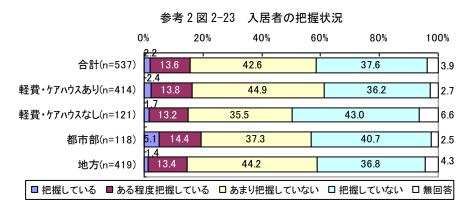


参考2図2-22 住民向けに軽費・ケアハウスの周知・情報提供を行っている機関



### (5) 入居者の把握状況

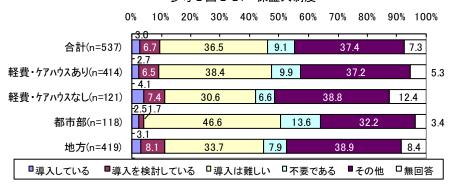
入居者の状況を「(ある程度)把握している」と回答した自治体は 15.8%にとどまっており、多くの自治体では入居者の状況を把握していない。



### (6) 保証人制度

単身で身寄りのない高齢者や家族や社会から孤立している高齢者等の増加により、保証人・身元引受人が立てられず、入居が困難な高齢者が増加している。公的保証人制度について自治体の考え方を尋ねたところ、「導入は難しい」が 36.5%、「不要である」が 9.1%を占め、「導入している」(3.0%) や「導入を検討している」(6.7%) 自治体はわずかであった。

導入が難しい理由、不要な理由をみると、法的な裏付けがないことや財政・人員体制的な理由のほか、他の制度・サービス(主に成年後見制度、民間保証機関等)で対応可能といった意見が多い。



参考2図2-24 保証人制度

【保証人制度の導入が困難な理由】(抜粋意見は原文のまま)

### ○財政面、法的な裏付け、人員体制

- ・財政的に難しい。/・予算措置が困難。/・財政面、人員面等。/・法的、財源的な根拠が未整備。
- ・法的根拠が整わないため。/・法的根拠がない。/・市としての制度制定が困難なため。
- ・自治体で出来る範囲を超えるため。/・制度として整備することは難しい。
- ・市が保証人等になることはできない。/・私人契約間に公的保証を介入させるのは慎重を要する。
- ・個人の経済的問題を行政が保証するのは難しい。
- ・自治体は親族と違い、高齢者に関するさまざまな判断ができないため。

- ・緊急時の医療の判断等できないため。/・親族等に代わって身元などの責任を負うのは困難。
- ・措置と異なり、手続きに市町村が関わりを持たないため。
- ・保証債発行のリスクがある。
- ・個人の契約行為について保証人となりうる公的機関がない。
- ・金銭面よりも入院や手術時の保証人のニーズに対する法整備がされていないため。
- ・連帯保証を行うことについて十分な検討がなされていないため。
- ・保障内容や範囲、責任の所在が不明確であるため。

### ○他制度等の利用

- ・民間の制度を個々に利用してもらう。/・民間で同様のサービスがあるため。
- ・他法、他制度との調整の必要性がある。
- ・任意後見、法定後見の活用。/・後見人制度を利用すべきだから。/・後見制度等を検討。
- ・NPO法人等が行っているものはあるが、月額等の費用負担が必要なため、低所得者には難しい。

### ○実績、相談がない、ニーズが少ない

- ・あまり例がない。/・必要性が希薄。/・ニーズが不明。/・相談がないため。/・案件が少ない。
- ・現時点でそのようなケースなし。/・実績がないため着手していない。
- ・区の施策の優先度として高くないため。

### ○その他

- ・養護老人ホームに措置する。/・養護老人ホームに措置するため。/・ケアハウスは措置ではないため。
- ・施設側の拒否。/・施設側の意向。
- ・扶養義務者が対応すべき。
- ・どうしても入居を希望する方には保証人不要の住居を探していただくことになるため。
- ・身内が拒否しているケースが多い。
- 体制が整っていない。
- ・基準づくり。
- ・必要性は感じるが、検討が進まない。/・導入予定がない。/・現在、検討予定なし。

### 【保証人制度の導入を不要と考える理由】(抜粋意見は原文のまま)

### ○財政面、法的な裏付け、人員体制

・入居に保証人を必要とする根拠法令がない。

### ○他制度等の利用

- ・成年後見制度の利用案内。/・成年後見人で対応。/・成年後見制度と措置で対応可。
- ・NPO などの親族代行サービスあり。/・NPO 等の身元保証人制度が利用可能なため。
- ・民間の保証機関がある。/・民間事業者による支援制度等を利用できるため。
- ・他制度(家賃債務保証制度等)の活用が可能なため。

### ○実績、相談がない、ニーズが少ない

- ・これまでそのような事例がない。/・ニーズがない。/・相談がない。/・特に要望がないため。
- ・今のところ保証人は必ずいる。/・現時点では事例が発生していないため。

### ○施設による対応

- ・契約にもとづく施設であるため、施設側の判断で入居の可否を判断すればよい。
- ・個人の契約によるため。/・利用者と施設の契約のため。

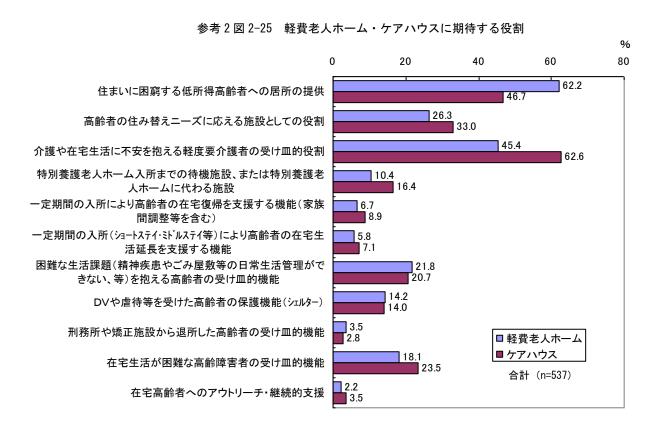
### ○その他

- ・その場合は養護老人ホームへの入所をすすめる。
- ・主として医療行為の同意が必要とされるが、行政では行えない。

### (7) 軽費老人ホーム・ケアハウスに期待する役割

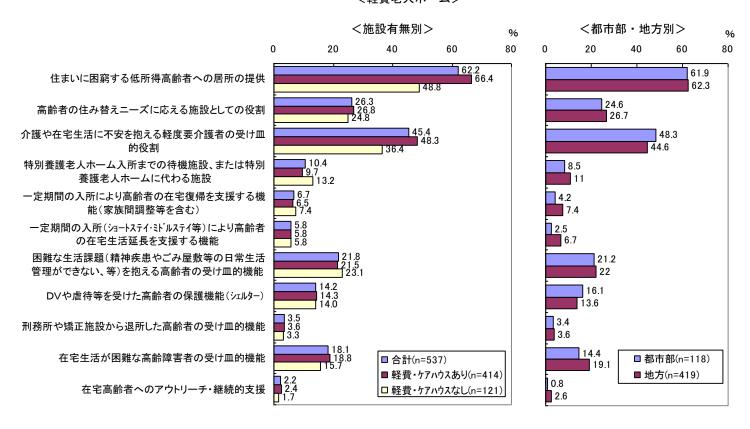
軽費老人ホームに対して期待する役割をみると、「住まいに困窮する低所得高齢者への居所の提供」が最も高く、次いで「介護や在宅生活に不安を抱える軽度要介護者の受け皿的役割」の順となっている。一方、ケアハウスに対しては、軽費老人ホームと順番が逆になり、軽度要介護者の受け皿的機能を期待する割合がトップとなっている。

また、「高齢者の住み替えニーズに応える施設としての役割」のほか、「困難な生活課題を抱える高齢者の受け皿的機能」、「在宅生活が困難な高齢障害者の受け皿的機能」、「DVや虐待等を受けた高齢者の保護機能(シェルター)」など保護を要する高齢者への居所と生活支援を提供する役割を期待する自治体も一定程度みられる。

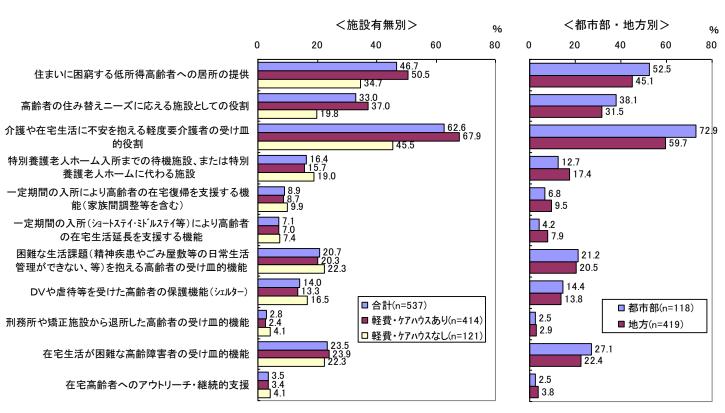


156

参考 2 図 2-26 軽費老人ホーム・ケアハウスに期待する役割 <軽費老人ホーム>



参考 2 図 2-27 軽費老人ホーム・ケアハウスに期待する役割 <ケアハウス>



### < 入居対象者 >

### ○低所得者

- ・低所得高齢者への支援、介護保険対象外高齢者への支援。
- ・低所得者の受け入れ。/・低所得者の住まいの受け皿。/・低所得、住宅困窮者の受け皿。
- ・低所得高齢者の受入施設として安定的な経営。

### ○身元保証人

- ・身内の人間(身元引受人等)はいないが、10~15万円程度の月額収入のある高齢者の受け入れ。
- ・身元引受人(保証人)なしでも入所できるようになってほしい。
- ・身元引受人・保証人の規制緩和を願いたい。親族のいない孤独な高齢者こそ養護・軽費・ケアハウス のニーズがある。葬祭や永代供養のサービスも実施して欲しい(もちろん親族がいる場合は現行でよ いが)。
- ・保証人がいない高齢者も広く受け入れて欲しい。

### ○生活保護受給者

・生活保護受給者も入所ができること。

### <利用料金>

- ・利用料金の引き下げ。/・原価で利用できる費用設定。/・入居費用に関する柔軟な対応。/・低所得者への減免。
- ・国民年金(約80万)で入居できる制度がないと「軽費」とは呼べない。比較的、裕福な方が入所する施設となっている。
- ・見守りがあり、本人が安心して暮らせる、個人の経済状態に応じた費用負担の設定。

### <施設機能・支援体制の充実>

- ・自立から要介護状態へ、また介護度の重度化といった入居者が増加する中、施設内部でのケア体制の 充実、人員配置を期待。/・入所者の状態に適した日常生活への支援。
- ・相談機能を期待します。
- ・看取り等、入所者ケアの充実。
- ・施設内だけではなく、地域との交流などの幅広い活動。

### <施設整備>

- ・入所枠の確保、拡充 (ニーズがあるが空きがないことが多い)。
- ・国、県からの補助金を増やしてほしい(施設の改修費用を含めて)。
- ・近隣にないので、増設してほしい。/・施設数の増加。
- ・施設数が不足しているので、低額で入れる施設の増を希望する。

### <その他>

- ・期待することはあまりないが、サービス付き高齢者向け住宅の急増に伴い、これらの施設の必要性がわかりにくくなっている。真に低所得者対策になっているのか疑問に思うこともある。
- ・空きがあることで虐待ケースの避難場所。
- ・条例、基準等を遵守し、適正な運営管理のもと高齢者の自立生活を支援する。

### (8) 軽費老人ホーム・ケアハウスを運営する社会福祉法人に期待する役割

基礎自治体が軽費老人ホーム・ケアハウスを運営する社会福祉法人に期待する役割の上位には、「地域の生活困窮者対策(低所得者含む)への積極的な支援」、「制度では対応できない地域の諸問題やニーズへの対応」、「災害時及び平時からの緊急支援事業」などが並ぶ。

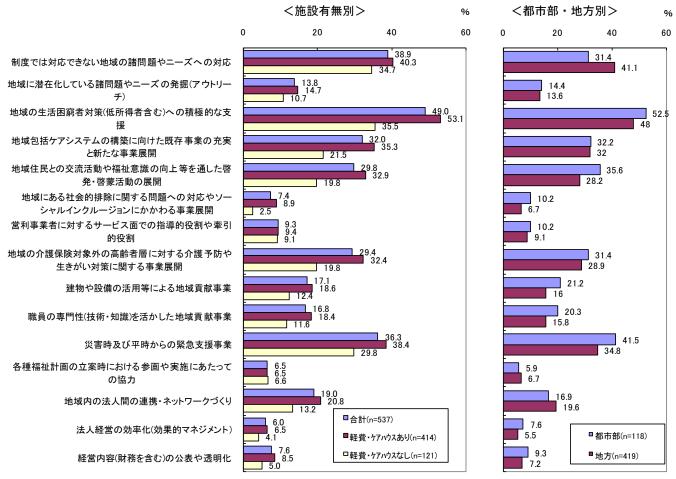
### 〔施設の有無別〕

基礎自治体で施設の有無により回答率の差がある項目は、「地域の生活困窮者対策 (低所得者含む)への積極的な支援」や「地域包括ケアシステムの構築に向けた既存 事業の充実と新たな事業展開」、「地域の介護保険対象外の高齢者層に対する介護予防 や生きがい対策に関する事業展開」などであり、施設のある自治体ほど地域包括ケア における生活困窮者や介護保険対象外の高齢者等を対象とした事業展開への期待が高 い。

### [都市部·地方別]

都市部の自治体では地方に比べ「地域住民との交流活動や福祉意識の向上等を通した啓発・啓蒙活動の展開」、「建物や設備の活用等による地域貢献事業」、「災害時及び平時からの緊急支援事業」などへの期待が高く、逆に地方では「制度では対応できない地域の諸問題やニーズへの対応」への期待が高い。

参考2図2-28 軽費老人ホーム・ケアハウスを運営する社会福祉法人に期待する役割



### 【軽費老人ホーム・ケアハウスを運営する社会福祉法人に期待する役割:自由記述】

(抜粋意見は原文のまま)

- ・真に高齢者福祉に寄与すること。
- 適正な法人運営。
- ・設立の理念に基づき、地域の福祉リーダーとしてがんばっていただきたい。
- ・身寄りがない高齢者の受け入れ。
- ・法人の特殊性に鑑み、一次予防高齢者への取り組みを自主事業として積極的に実施していただきたい。
- ・介護保険施設、有料老人ホーム以外の低所得者向け高齢者住宅の運営。
- ・地域福祉の拠点としての活動の展開と長期に継続し安定した運営。
- ・地域住民、地域福祉を目的とする事業の推進に努めるうえで自治体との有機的な連携に期待する。
- ・効率的な施設運営。
- ・社会福祉事業を通しての地域福祉貢献(地域展開を積極的に行っていただきたい。)
- やむを得ない措置の受入れ(虐待ケース)。
- ・高齢者福祉が介護保険を中心に契約制度に切り替わったが、制度に乗せる必要性が高いにもかかわらず利用にうまくつながらない案件が多数ある。措置制度からの経験と技術を活かし、社会的責任を果たす意味でも対応困難事例に対し、柔軟に対応頂きたい。
- ・公益法人なのだから、社会に対して使命を果たしてほしい。
- 災害時など福祉避難所的な役割。
- ・条例、基準等に基づいた適正な運営。地域交流や社会貢献。

# 養護者人ホーム、軽費者人ホーム・ケアハウスに関する都道師県・政会指定都市・中核市向けアンケート調査

定員数·在所	いる直近の数値	
ム・ケアハウスの施設数・定	未把握の場合は把握している	
軽費老人ホー2	0月1日現在。月	
養護老人ホーム、	(平成 24 年 10)	
貴自治体の	くだない。	(1) to
すいめに、	首数をご記入	をご問入へが

	<b>Y</b>	$\prec$
	在所者数	在所者数
	$\prec$	$\prec$
	通	定員
	加州	カ州
	施設数	施設数
11001//01	養護老人ホーム	軽費老人ホーム・ケアハウス

## 養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスの必要性に関して

ケアハウスが必要だと考	
、軽費老人ホーム・ウ	
貴自治体では養護老人ホーム	
現時点において、	えていますか。
01-1	

	4. 必要ない		4. 必要ない	
	3. あまり必要ない		3. あまり必要ない	ケアハウス:
	2. どちらかといえば必要	ケアハウス	2. どちらかといえば必要	・軽費者人ホーム (A型・B型):
養護老人ホーム	1. 必要である	軽費老人ホーム・ケアハウス	1. 必要である	(回答欄) 軽費老,

Q1-2 今後の施設整備方針についてうかがいます。今期の老人福祉計画の中で、貴自治体では養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスを増やす方向でお考えですか。

### 養護老人ホーム

### 【上記回答の理由をご記入ください】

軽費老人ホーム・ケアハウス

積極的に増やす方向で考えている
 対やす方向で考えている
 致らす方向で考えている
 その他(

【上記回答の理由をご記入ください】軽費老人ホーム:ケアハウス :

Q1-3 養護老人ホームや軽費者人ホームの中には、老朽化が進んでいるために耐震工事や防火設備等の設置の必要性が高い施設もあります。また、養護老人ホームには個室化が進んでいない施設も多く存在しています。

(1)貴自治体では、上記のような施設の改築・改修計画はありますか。

1. ある 2. ない

SQ1 [(1)で「1.ある」と回答された方へ] 改修・改築計画の内容として該当するものをお選びください。

- 1. 養護老人ホームの個室化改修
- 2. 軽費老人ホーム・ケアハウスの特定施設化 (重度化対応) のためのバリアフリー改修
  - 3. その街(

SQ2 [(1) で「2,ない」と回答された方へ] 施設側からの協議要請があれば、検討する用意はありますか。

- 検討の用意はある
   特に用意はしていない
- (2) 貴自治体では、養護老人ホームや軽費老人ホームの施設整備に関して、どのようなお考えをお持ちですか。都道府県・政令市・中核市の役割を含めて下欄にご記入ください。

_
-
74.
10
6. 1
¥
_
~
٠,
~
-3
띭
yez.
3.1
,,
k I
Ð
•
14
T.
шK.
milk.

Q1-4 貴自治体では、養護老人ホームや軽費老人ホーム・ケアハウスが特定施設入居者生活介護事業の指定を受けることに対して、どのような方針をお持ちですか。

<ol> <li>特定施設化は勧めない</li> </ol>	3. 特定施設化は勧めない 5. 特にない	特定施設化は勧めない 5. 特にない
70	, , ,	.; <u> </u>
2. 各施設の判断に任せている	)] 2. 各施設の判断に任せている	2. 各施設の判断にいる
2,	(F)	2
養護老人ホーム    1. 特定施設化を推奨   1. キのぬ(	** この心 ( M型・B型) 軽費老人ホーム ( A型・B型) 1. 特定施設化を推奨 2 4. その他 (	<u>ケアハウス</u> 1. 特定施設化を推奨 4. その他 (

### 養護老人ホームに関してうかがいます。

- Q2-1 地方分権の推進により、現在は養護老人ホームの運営に関しては市町村が、施設整備に関しては都道府県が担当しており、施設(運営法人)は市町村・都道府県それぞれと調整する必要があります。
- (1) [都道府県の方のみご回答ください] 貴都道府県では、市町村・施設(運営法人)と養護者 人ホームの運営に関する協議等を行い、調整する役割を担っていますか。
- 1. 調整役を担っている 2. 必要性は感じるができていない 3. 市町村に任せている
- (2) [都道府県の方のみご回答ください] 養護老人ホームの措置費単面についてうかがいます。 貴都道府県では、都道府県内で措置費単価の統一を図るように調整を行っていますか。
- 1. 都道府県が調整して統一を図るようにしている
- 2. 市町村の調整に任せている
- 3. 市町村が決定しているため、把握していない
- 4. その他(

(3) [すべての自治体の方がご回答ください] 貴自治体では、養護老人ホームの運営費に関する自治体単独の補助を行っていますか。

2. 行っていない

## 軽費老人ホーム・ケアハウスに関してうかがいます。

- Q3-1 軽費者人ホーム・ケアハウスの事務費単価についてうかがいます。
- (1) 事務費単価の改定はどのような頻度で行っていますか。
- 4. それ以上) 3.4~5年年 2.2~3年年 1. 定期的に改定している ( → 1. 毎年
  - 不定期に改定している ( → 改定時期
- 3. 平成17年以降、改定していない
- (2) 事務費改定の考え方について、下欄に具体的にご記入ください。

## 【事務費改定の考え方】※改定を行う場合の理由を想定しています

## ※事務費交付要網があれば、調査票に添付してください

- (3) 貴自治体では、軽費老人ホーム・ケアハウスに対する以下の事務費補助金加算について、 どのように対応されていますか(平成 17 年以降の変化)
- 1)施設機能強化推進加算
- 5.その他( 4. 変化なし 3.減額した 2.一部廃止した 1. 廃止した
- ②民間給与等改善費等
- 5.その他( 4. 変化なし 3.減額した 1. 廃止した 2. 一部廃止した
- ■公協議会調査では約150万円/年・施設)。貴自治体ではどのように認識されておられ (4) 今般の消費税増税により各施設では相当額の支出増が見込まれています(全国軽費老人ホ

162

- 1. 運営費負担増は予想しており、何らかの対応が必要と考えている
- 運営費負担増は予想しているが、特に対応の必要性はないと考えている
  - 運営費負担増は考えていなかった e
- Q3-2 軽費者人ホーム・ケアハウスでは公費が投入されていますが、施設の入退所基準や優先 入所基準等を作成して明確にする必要があると思いますか。
- 4.その他( 必要性を感じない。
   おからない。 1. 作成すべきである
- 貴自治体では、生活保護受給者の軽費者人ホーム・ケアハウスへの入所に対してどのよ うな方針をお持ちですか。 03-3
- 1. 生活保護受給者の入所を認めている
- 2. 生活保護受給者の入所は認めていない

### 【認めていない理由】

- 3. その他(
- Q3-4 現在の軽費老人ホーム・ケアハウスには、低所得高齢者をはじめ、介護が必要な高齢者 や知的障害・精神疾患を有する高齢者、DV や虐待被害に遭った高齢者など様々な方力薯 らしています。軽費者人ホーム・ケアハウスの入所者の状況について、どの程度把握して いまずか。
- 2.ある程度把握している 3.あまり把握していない 4.把握していない 1.把握している

### ಯ

# 養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスに期待する役割について

ŝ
もしまずか。
告
スに対してどのような役割を期
쪮
12/2V
してどのような役割
Š
7
4
ű
1
1-4.771
•
7
坳
「一ム、軽費老人」
Á
⇇
養護老人
Q 4

(複数回答可)	
	軽費老人ホーム (A型,B型)
・ト記選択肢番号を記入してください。	
	養護老人ホーム

ケアハウス

の居所の提供
低所得高齢者~
住まいに困窮する

- 高齢者の住み替えニーズに応える施設としての役割
- 3. 介護や在宅生活に不安を抱える軽度要介護者の受け皿的役割
- 4. 特別養護老人ホーム入所までの待機施設、または特別養護老人ホームに代わる施設
- 5. 一定期間の入所により高齢者の在宅復帰を支援する機能(家族間調整等を含む)
- 6. 一定期間の入所(ショートステイ・ミドルステイ等)により高齢者の在宅生活延長を支援する機能
- 7. 困難な生活課題(精神疾患やごみ屋敷等の日常生活管理ができない、等) を抱える高齢者の受け皿的機能
- 9. 刑務所や矯正施設から退所した高齢者の受け皿的機能 11.在宅高齢者へのアウトリーチ・継続的支援 8. D V や虐待等を受けた高齢者の保護機能 (シュルクー) 10. 在宅生活が困難な高齢障害者の受け皿的機能

### ◎養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスに期待することがあれば下欄にご記入ください。 12. その他 (

### 【養護老人ホームに期待すること】

### [軽費老人ホームに期待すること]

### [ケアハウスに期待すること]

## 高齢者福祉事業を展開する社会福祉法人に対して

# Q2 養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスを運営する社会福祉法人にどのようなことを期待しますか。<u>期待する上位 5 頃目について</u>下記回答欄に該当する番号をご記入ください。(<sub>複</sub>麵答可)

(回答欄) 養護老人ホームを運営する社会福祉法人に対して: 軽費老人ホーム・ケアハウスを運営する社会福祉法人に対して:

- 制度では対応できない地域の諸問題やニーズへの対応
- 地域に潜在化している諸問題やニーズの発掘(アウトリーチ)
  - 地域の生活困窮者対策(低所得者含む)への積極的な支援
- 地域包括ケアシステムの構築に向けた既存事業の充実と新たな事業展開
- 地域住民との交流活動や福祉意識の向上等を通した啓発・啓蒙活動の展開
- 地域にある社会的排除に関する問題への対応やソーシャルインクルージョンにかかわる事業展開
- サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等を含む営利事業者に対するサービス面での指導的役割や牽引的役割
- 地域の介護保険対象外の高齢者層に対する介護予防や生きがい対策に関する事業展開
- 10. 職員の専門性 (技術・知識) を活かした地域貢献事業 建物や設備の活用等による地域貢献事業
- 12. 各種福祉計画の立案時における参画や実施にあたっての協力 11. 災害時及び平時からの緊急支援事業
  - 14. 法人経営の効率化(効果的マネジメント) 13. 地域内の法人間の連携・ネットワークづくり

### 16. その他( 15. 経営内容(財務を含む)の公表や透明化

## ◎具体的に期待することがあれば下欄にご記入ください。

### 【社会福祉法人に期待すること】

## ◎貴自治体の名称、担当部署名をご記入ください。

自治体名	都・道・府・県	#
租当部署		

### ◎「協力ありが よう 「対いました

# <u>巻護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスに関する基礎自治体向けアンケート調査</u>

### 養護老人ホームに関してうかがいます。

## Q1-1 養護老人ホームの必要性についてうかがいます。

- (1) 現時点において、貴自治体では養護老人ホームは必要だと思いますか。
- 4. 必要ない 3. どちらかといえば必要ない 2. どちらかといえば必要 1. 必要である

### 「3. どちらかといえば必要ない」「4. 必要ない」と回答した方にうかがいます。 そのように考える理由について、具体的にお聞かせください。(複数回答可)

1. 措置はしているが、養護老人ホームに措置すべき高齢者が少なくなっている

- - 2. 措置はしているが、あまり増やすべきものではないと考えている
- 4. 現在は措置していないが、今後対象者が出てくる可能性がある 3. 極力、措置をしないようにしている

[具体的にご記入ください]

### 貴自治体の老人福祉計画において、養護老人ホームの記載はありますか。 (5)

- 【養護老人ホームの記載内容、または記載されていない理由】 2. 記載されていない 1. 記載されている -
- (3) 今期の老人福祉計画期間中に、貴自治体では養護老人ホームを増やす予定はありますか。
- 3. 現状のまま 2. 増やす方向で考えている その他( 1. 積極的に増やす方向で考えている 4. 減らす方向で考えている

### 貴自治体の過去3年度の養護老人ホー2への新規措置者数等をご記入ください Q1-2

場合権			
現在の指直 者数合計	Y	Y	Y
平成24年度	Y	$\vee$	$\prec$
平成23年度	Υ		Υ
平成22年度	Y	Y	Y
	一般	盲養護	111111111111111111111111111111111111111
	2000年		右同台数

163

## Q1-3 養護老人ホームに措置した高齢者についてうかがいます。

# (1) 入所前の住まいとして多いものはどれですか。上位3つを下欄にご記入ください。

- 3. 借家・公営住宅(単身) 4. 借家・公営住宅(同居)
  - 8 矯正施設 7. 障害者施設 6. 精神科病院以外の病院 5. 精神科病院
    - 10. 介護保険居宅系事業所 (小規模多機能・ガループホーム・特定施設)
- 12. その他( 11. 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅

### \_、2位 1 入所前居住場所の上位(上記選択肢から番号を記入)

# (2) 在宅で生活されていた高齢者の措置理由として多いものに〇印をつけてください。(複数回答可)

- 2. 認知機能の低下や精神的理由による社会生活困難 1. 身体機能の低下
- 5. 家族関係の悪化(虐待以外)8. 住まいがなかった 4. 養護者の不在 7. 立ち退き・強制退去 3. 家族等の介護負担
  - 家族等による虐待

# Q1-4 養護老人ホームに入所が必要な高齢者は、どのような方法で把握していますか。(複数回答可)

- 1. 窓口にて本人や家族・地域住民等から寄せられる相談・苦情
- 地域包括支援センターや庁内関係部署、関係機関等から寄せられる相談 所在する養護老人ホームからの連絡 ાં લ
- 3. 介護保険施設・事業所 相談が寄せられる主な機関に〇印をつけてください。 1. 地域包括支援センター
- 6. 医療機関 2. 庁内関係部署
   3. 介護保険施設・
   5. 民生委員・自治会・町内会・保護士 4. 社会福祉協議会 その街(
  - 4. 担当部署職員によるアウトリーチ活動(対象者の発見)5. その他(

Q1-5 入所判定委員会についてうかがいます。

## (1) 入所判定委員会の設置主体と開催頻度をご記入ください。

回 (平成24年度実績または25年度計画) 2. 地域包括支援センター .. 1. ⊞ 開催頻度(設置自治体のみ): 年12\_

# SQ [入所判定委員会を設置している場合] 入所判定委員会の検討内容に0印をつけてください。

- 1. 対象者の入所措置の必要性のみを検討
- 2. 入所措置の必要性に加え、対象者の具体的な支援内容を検討
  - 3. 入所措置の必要性に加え、対象者の在宅復帰の可能性を検討
- 4. その他(

# (2)貴自治体では、予算計上人数を超えて養護老人ホームへの入所措置を行うことがありますか。

1. 85

## Q1-6 措置費単価の改定はどのような頻度で行っていますか。

- 4. それ以上) 3.4~5年每 1. 定期的に改定している ( → 1. 毎年
- 3. 改定していない 2. 不定期に改定している

# SQ 今般の消費秘増税により各施設の運営費負担増が予想されますが、どのように認識されていますか。

- 1. 運営費負担増は予想しており、何らかの対応が必要と考えている
- 2. 運営費負担増は予想しているが、特に対応の必要性はないと考えている
  - 3. 運営費負担増は考えていなかった
- 4. その他(

# Q1-7 措置対象の高齢者が、養護者人ホームの施設や入所を断ることはありますか。

 たまにある 1. ほとんどない

SQ 利用者が入所を断る理由をお選びください。(複数回答可)

- 2. 建物や設備が古くバリアフリー未整備のため 1. 居室が個室でない(相部屋)ため
  - 4. 集団生活に馴染めそうもないため 3. 施設の立地・周辺環境に不満があるため
  - 5. その他(

### Q1-8 養護老人ホームの中には視覚や聴覚などコミュニケーション面の障害を持つ高齢者を主な対象 とした施設があります(盲養護老人ホーム並びに聴覚障害者養護老人ホーム(以下「盲養護老人 ホーム」という))。これらの施設は、現在ほぼ各都道府県に1か所の割合で設置されています。

- (1) 現時点において、貴自治体ではこのような施設が必要だと思いますか。
- 4. 必要ない SQ 「3. どちらかといえば必要ない」「4. 必要ない」と回答した方にうかがいます。 3. どちらかといえば必要ない 2. どちらかといえば必要 1. 必要である
  - そのように考える理由について、具体的にお聞かせください。(複数回答可)

1. 措置はしているが、盲養護老人ホームに措置すべき高齢者は少なくなっている

- 2. 措置はしているが、あまり増やすべきものではないと考えている
  - 3. 極力、措置をしないようにしている
- 4. 現在は措置していないが、今後対象者が出てくる可能性がある
  - [具体的に] かの街「

## (2) 貴自治体では、視覚や聴覚に障害を有する高齢者等(本人、家族、関係者)から、盲養護老人ホ ムへの入所相談が寄せられることはありますか。

- 4. 施設の存在を知らなかった 3. 121 たまにある 1. よくある
- (3)貴自治体では、視覚や聴覚に障害を有する高齢者等(本人、家族、関係者)に対して盲養護老人 ホームの啓発活動を行っていますか。
- 2. 特に行っていない 1. 行っている

Ø

## 経費老人ホーム・ケアハウスに関してうかがいます。

4.必要ない	4. 必要体1.	イニースがない	まり必要性は感じない	(		
3.どちらかといえば必要ない 4.必要ない。 いきょうしょう はんまない	3. C りりがているほか安体い もが安体()	1. 低所得高齢者向けの住まいとしてニーズがない	2. 他の社会資源が増えてきているため、あまり必要性は感じない	3. その他(	【ケアハウス回答欄】	
えば必要	スは心策		2.	3.	[471	
1.必要である 2.どちらかといえば必要 1. か声にキュー・ロティス・ロンション		りニーズがある	施設である			
1. 必要である	1. 心教にめる	田まいとして一定の	ノいため、必要な		<ul><li>B型)回答欄】</li></ul>	
2費老人ホーム(A型・B型) トアッカフ		仏所得高齢者向けの住まいとして一定のニーズがある	他の社会資源が乏しいため、必要な施設である	3. その他(	[軽費老人ホーム (A型・B型) 回答欄]	
発表人	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	#	2.	e.	[軽費]	

# Q2-2 貴自治体の老人福祉計画において、軽費老人ホーム·ケアハウスの記載はありますか。

ム・ケアハウスの記載内容、または記載されていない	
[軽費老人ホーム・ケアハウ	
1	Î
1. 記載されている	2. 記載されていない
	2. 智様なかていない

田田

# Q2-3 今期の老人福祉計画期間中に、貴自治体では軽費老人ホーム・ケアハウスを増やす予定はありますか。

- 3. 現状のまま 増やす方向で考えている
   その他( 1. 積極的に増やす方向で考えている
  - 4. 減ら中方向ぐ若えている

## 1 貴自治体では、住民や福祉専門職等から軽費者人ホーム・ケアハウスへの入居等に関する相談が寄せられることはありますか。 Q2-4

3. わからない 2. tsv

## SQ もせられた相談に対して、どのような対応をされましたか。

- 植設を紹介した
   油設を紹介するとともに他のサービス※も紹介 4. 語を聞くにとどめた
  - 5. その他(

**※他のサービスの例:有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、小規模多機能、認知症グループホーム等** 

## Q2-5 住民向けに軽費老人ホーム・ケアハウスに関する周知や情報提供等を行っている機関や組織に **ついてお答えください。(複数回答可)**

164

3. 居宅サービス事業所 4. その他( 行政 2. 地域包括支援センター

### Q2-6 現在の軽費者人ホーム・ケアハウスには、低所得高齢者をはじめ、介護が必要な高齢者や知的 障害・精神疾患を有する高齢者、DVや虐待被害に遭った高齢者など様々な方が暮らしています。 ) 5. 未実施

貴自治体では、軽費老人ホーム・ケアハウスの入所者についてどの程度実態を把握していますか。

Q2-7 貴自治体では、身寄りがない、保証人がいない等の高齢者が軽費・ケアハウスに入居する際の 3. あまり把握していない 4. 把握していない 1. 把握している 2. ある程度把握している

### 3. 導入は難しい(理由: 5. その他 ( 対応として、公的保証人となる制度等を導入していますか。 2. 導入を検討している 4. 不要である(理由: 1. 導入している

# 養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスに期待する役割について

# Q3 養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスに対してどのような役割を期待しますか。

(回答欄) 下記選択肢番号を記入してください (複数回答可)

軽費老人ホーム (A型,B型)

養護老人ホーム:

ケアハウス:

2. 高齢者の住み替えニーズに応える施設としての役割 4. 特別養護老人ホーム入所までの待機施設、または特別養護老人ホームに代わる施設 3. 介護や在宅生活に不安を抱える軽度要介護者の受け皿的役割 1. 住まいに困窮する低所得高齢者への居所の提供

6. 一定期間の入所(ショートスティ・ジルステイ等)により高齢者の在宅生活延長を支援する機能 一定期間の入所により高齢者の在宅復帰を支援する機能(家族間調整等を含む)

7. 困難な生活課題(精神疾患やごみ屋敷等の日常生活管理ができない、等) を抱える高齢者の受け皿的機能

9. 刑務所や矯正施設から退所した高齢者の受け皿的機能 11. 在宅高齢者へのアウトリーチ・継続的支援 8. DVや虐待等を受けた高齢者の保護機能 (シュルター) 10. 在宅生活が困難な高齢障害者の受け皿的機能

### 【養護老人ホームに期待すること】

養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスに期待することがあれば下欄にご記入ください。

### [軽費老人ホームに期待すること]

[ケアハウスに期待すること]

# 養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスを運営する社会福祉法人に対して

養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスを運営する社会福祉法人にどのようなことを期待しますか。<u>期待する上位5項目について</u>下記回答欄に該当する番号をご記入ください。(複廻答可) 8

(回答欄) 養護老人ホームを運宮する社会福祉法人に対して:_	軽費者人ホーム・ケアハウスを運営する社会福祉法人に対して:_	1. 制度では対応できない地域の諸問題やニーズへの対応

- 地域に潜在化している諸問題やニーズの発掘(アウトリーチ)
- 地域の生活困窮者対策(低所得者含む)への積極的な支援
- 地域包括ケアシステムの構築に向けた既存事業の充実と新たな事業展開
- 地域住民との交流活動や福祉意識の向上等を通した啓発・啓蒙活動の展開
- 7. サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等を含む営利事業者に対するサービス面での指導的役割や牽引的役割 6. 地域にある社会的排除に関する問題への対応やソーツャアイソクアージョンにかかわる事業展開
  - 8. 地域の介護保険対象外の高齢者層に対する介護予防や生きがい対策に関する事業展開
- 10. 職員の専門性(技術・知識)を活かした地域貢献事業 9. 建物や設備の活用等による地域貢献事業
- 12. 各種福祉計画の立案時における参画や実施にあたっての協力 11. 災害時及び平時からの緊急支援事業
  - 13. 地域内の法人間の連携・ネットワークづくり 14. 法人経営の効率化(効果的マネジメント) 16. その他( 15. 経営内容(財務を含む)の公表や透明化

## ◎具体的に期待することがあれば下欄にご記入ください。

【社会福祉法人に期待すること】

## さいごに、貴自治体の概要についてお聞きします。

(1) 貴自治体の人口総数、65 歳以上高齢者人口をご記入ください。

日現在) (2) 貴自治体内における社会資源の状況について、分かる範囲でご記入ください。 (転25年4月15時) щ # 人 (平成 65歳以上人口:

4	-	過数引行人後ロノン	1240	/ シンシ 可面	1	ハン/ ハン/ 八人/ ハン/ ハン/ ハン/ ハン/ ハン/ から あんり おいま かんしょう おいま かんしょう おいま しゅうしゅう おいま しゅうしゅう しゅうしゅう かんしょう しゅうしょう かんしょう しゅうしょう かんしょう しゅうしょう しゅうしょう しゅうしょう しんしょう しゅうしょう しゅうしゃ しゃくり しゃく		
	<b>4</b>		施設	(定員	3	<ul><li>うち特定施設</li></ul>	施設・	
大いたが		軽費老人ホーム・ケアハウス	施設	뱅	3	うち特定施設	複談	Ę
	4.	特別養	施設	뱅	2	・なし		
	5.	介護老人保健施設	施設	(定員	2	・なし		
	6.	介護療養型医療施設	施設	(定員	2	· 121		
	7.	特定施設指定事業所	事業所	(定員	3	・なし		
	∞	認知症高齢者共同生活介護	事業所	$\sim$	2	・なし		

(3) 貴自治体では介護保険の特定施設入居者生活介護事業指定申請に関して総量規制を行っていますか。 部屋) ・なし ・ わからない 2. 行っていない

人 ・なし・ わからない

事業所 (定員 棟 (居室

10. サービス付き高齢者向け住宅 9. 有料老人ホーム (特定以外)

養護老人ホーム・軽費老人ホームからの申請を優先するなどの方針があればご記入ください。 8

[申請に対する方針等]

	(
)意向をご回答ください。	<ol> <li>特定施設化は勧めな!</li> </ol>
寺定施設化に関する貴色	2. 各施設の判断に委ねている
費者人ホーム・ケアハウスの	1. 特定施設化を推奨
32 養護老人ホーム、軽	養護老人ホーム:
'W	

3. 特定施設化は勧めない 3. 特定施設化は勧めない 2. 各施設の判断に委ねている 2. 各施設の判断に委ねている ○書自治体の名称、相当部署名をご言えてださい 整費を人ホーム (A型・B型): 1. 特定施設/化を推奨 ケ ア ハ ウ ス: 1. 特定施設/化を推奨

#	
都・道・府・県	
自治体名	相当部署

### 参考資料3 検討の経過

### 1. 検討委員会

	開催日	主な検討内容
第1回	平成 25 年 7 月 30 日	事業者委員より、現状と課題の報告 意見交換
第2回	平成 25 年 10 月 24 日	自治体向けアンケート調査結果の報告 現状と課題に関する論点整理
第3回	平成 25 年 12 月 4 日	地域貢献事業に取り組む社会福祉法人へのヒアリング 論点整理
第4回	平成 26 年 3 月 13 日	養護老人ホーム・軽費老人ホームの今後のあり方、 社会福祉法人の新たな役割に関する報告書案の検討

### 2. 作業部会

### (1)養護老人ホーム作業部会

	開催日	主な検討内容
第1回	平成 25 年 8 月 28 日	・先行調査研究の再分析による現状と課題の整理 ・自治体アンケート調査の検討
第2回	平成 25 年 9 月 23 日	・養護老人ホームの現状と課題の検討
第3回	平成 25 年 11 月 11 日	・自治体職員から措置制度運用状況に関するヒアリング ・養護老人ホームの現状と課題の論点整理
第4回	平成 26 年 2 月 3 日	・施設の今後のあり方、社会福祉法人の新たな役割に関 する検討
第5回	平成 26 年 2 月 27 日	・報告書とりまとめに向けた検討

<sup>※</sup>第4回、第5回の作業部会は、養護老人ホーム作業部会と軽費老人ホーム作業部会合同で実施。

### (2) 軽費老人ホーム作業部会

	開催日	主な検討内容
第1回	平成 25 年 8 月 19 日	・先行調査研究の再分析による現状と課題の整理
第2回	平成 25 年 9 月 13 日	・自治体アンケート調査の検討
第3回	平成 25 年 11 月 22 日	・軽費老人ホームの現状と課題の論点整理
第4回	平成 26 年 2 月 3 日	・施設の今後のあり方、社会福祉法人の新たな役割に関する検討
第5回	平成 26 年 2 月 27 日	・報告書とりまとめに向けた検討

<sup>※</sup>第4回、第5回の作業部会は、養護老人ホーム作業部会と軽費老人ホーム作業部会合同で実施。

平成 25 年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業 養護老人ホーム・軽費老人ホームの今後のあり方も含めた 社会福祉法人の新たな役割に関する調査研究事業 報告書

> 平成 26 年 3 月 一般財団法人日本総合研究所